史跡正家廃寺跡保存活用計画

令和８年３月

岐阜県恵那市

白ページ
【トビラの裏面】

ご　挨　拶

この度、「史跡正家廃寺跡保存活用計画」を策定することができました。委員の皆様、地元関係者の皆様を始め、長年にわたりご支援をいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

古くから地元の皆様によって語り伝えられてきた寺院跡を、昭和52年度から54年度にかけて当市教育委員会の委託を受けた南山大学の発掘調査に始まり、その後数回にわたる発掘調査から、当寺院は8世紀前半頃に創建され、９世紀後半に火災によって衰退し、10世紀前半ごろに完全に廃絶したことがわかりました。また、出土遺物から奈良三彩など貴重な陶片が発見されたことで、当時の都だった奈良との結びつきが強く、格式のある寺院であったことが判明しました。

さらに、これに追随する形で、奈良飛鳥池造跡から発見された木簡には「土岐評恵奈」とありますが、この木簡の書かれた677年の時点では、恵奈郡がまだ存在せず、土岐郡の一部であったことが考えられます。当寺院の創建は、美濃国恵奈郡（恵那郡）の成立と関連すると考えられることも分かってきました。

文献資料が乏しい中であっても、発掘調査によって、恵那地域の古代史の中核となる正家廃寺の様相が明らかになり、この地に法隆寺のような伽藍を持つ寺院が存在し、ここに住む人々が丘陵にそびえる塔と金堂を仰ぎながら生活していたことを想像すると、その情景が思い浮かび、懐古の念が胸中に響く気がします。

正家廃寺が平成13年に「国史跡」に指定され、25年が経ちます。この間、「保存管理計画」を策定しましたが、今回の「保存活用計画」策定を機に、当史跡を末永く保存するだけでなく、多くの方々にこの地に来訪していただき、奈良時代の息吹を肌で感じ、学んでいただけるよう保存活用を進めてまいります。今後ともご支援とご協力をお願いします。

令和８年３月

恵那市教育委員会　教育長　岡　田　庄　二

例　言

1．本計画は、岐阜県恵那市に所在する国指定史跡正家廃寺跡の保存活用計画書である。

2．計画策定は平成16年10月に設置した「恵那市正家廃寺跡調査整備委員会」で検討を行い、その指導・助言のもと、恵那市教育委員会が行った。また、オブザーバーとして文化庁文化財第二課史跡部門、岐阜県観光文化スポーツ部文化伝承課の指導・助言を得た。

3．本計画の策定にかかる事務は、恵那市教育委員会文化課が担当した。

4．計画案の作成業務の一部を株式会社イビソクに委託した。

5．本計画に掲載するすべてのデータは恵那市教育委員会が保管し、本計画にかかる著作権は恵那市教育委員会が保有する。

6．本書で使用している遺構の各部分の名称は『正家廃寺跡Ⅱ・寺平遺跡』恵那市教育委員会2000年、及び『正家廃寺跡Ⅲ・寺平遺跡』恵那市教育委員会、2018年の記載による呼称を基本としている。

目次

第１章　保存活用計画の目的と経緯……1
　第１節　保存活用計画策定の経緯……1
　第２節　保存活用計画策定の目的……3
　第３節　保存活用計画の対象範囲……3
　第４節　関連計画との関係……4

第２章　恵那市の概要……6
　第１節　社会的環境……6
　第２節　自然……10
　第３節　歴史……13

第３章　史跡正家廃寺跡の概要……14
　第１節　史跡指定に至る経緯……14
　第２節　指定説明とその範囲……15
　第３節　調査の概要……19

第４章　史跡の現状……28
　第１節　土地利用・植生……28
　第２節　規制等……29

第５章　史跡正家廃寺跡の本質的価値……34
　第１節　史跡正家廃寺跡の本質的価値……34
　第２節　史跡正家廃寺跡の構成要素と周辺の諸要素……35

第６章　現状と課題……62
　第１節　保存（保存管理）の現状と課題……62
　第２節　活用の現状と課題……63
　第３節　整備の現状と課題……64
　第４節　運営・体制の現状と課題……68

第７章　保存活用計画の大綱・基本方針……69
　第１節　保存活用の大綱……69
　第２節　基本方針……70

第８章　保存（保存管理）……71
　第１節　保存（保存管理）の方向性……71
　第２節　保存（保存管理）の方法……71
　第３節　現状変更の取扱い基準……72

第９章　活用 75
第１節　活用の方向性 75
第２節　活用の方法 75

第10章　整備 76
第１節　全体的な整備の方向性 76
第２節　地区ごとの整備の方向性 76
第３節　整備の方法 79
【参考１】　正家廃寺礎石の保存状態および今後の対策について 80
【参考２】　礎石の凍結破砕抑制のための冬期養生材料の比較検証 81

第11章　運営・体制 87
第１節　運営・体制の方向性 87
第２節　運営・体制の方法 87

第12章　施策の実施計画の策定・実施 89
第１節　方向性 89
第２節　方法 89

第13章　経過観察 91
第１節　経過観察の方向性 91
第２節　経過観察の方法 91

第１章　保存活用計画の目的と経緯

第１節　保存活用計画策定の経緯

１保存活用計画策定に至る経緯

正家廃寺跡は、岐阜県恵那市長島町正家字寺平の丘陵上に所在する古代の寺院跡である。

正家廃寺跡は、古くから遺跡の立地する丘陵の中央部に高塚状に塔と金堂の基壇が遺存していることが知られており、大正12(1923) 年の阿部栄之助『濃飛両国通史』や、昭和11(1936)年の小川栄一『岐阜県史蹟名勝天然記念物調査報告書』第５輯などの調査成果を受けて、昭和34 (1959) 年には岐阜県史跡に指定された。また、丘陵上の広い範囲に石器・土器が散布することが知られており、こちらは寺平遺跡と呼ばれていた。

昭和52(1977)年～54(1979)年、平成４ (1992) 年～10 (1998) 年の発掘調査により遺跡の概要が判明し、主要伽藍の遺存状況が良好で豊富な出土遺物があり、東海地方を代表する古代寺院であるとともに、金堂は特異な様式であり建築史上も貴重であるとして、平成13(2001)年８月に国史跡に指定した。

平成24(2012)年5月、この史跡を適切に保存し、確実に後世に伝えていくために、「史跡正家廃寺跡保存管理計画」を策定した。また、平成24(2014)年から史跡指定地の公有地化に着手し、平成25(2013)年度末には史跡指定地範囲の25,735.92㎡が全て市有地となった。

正家廃寺跡の史跡整備に向けて、平成25(2013)年度から平成28(2016)年度までは伽藍地主要施設や東方区画の発掘調査を行った。また、これらの調査のために、史跡指定地内の支障木を伐採した結果、史跡の空間的な広がりが顕在化した。平成29(2017)年度に第3次発掘調査の報告書が刊行され、調査に一区切りがついた。令和元年に不要となった資源センター倉庫の撤去、令和３(2021)年度には隣接する斜面を皆伐して眺望を確保し、岐阜県では「岐阜県古代・中世寺院総合調査」が実施されるなど正家廃寺跡を取り巻く状況は大きく変化した。令和６(2024)年度には国民文化祭に合わせ正家廃寺跡を含む歴史文化体験ツアーを行い、合わせてパンフレットを刷新している。

また平成30(2018)年の文化財保護法の改正（平成31年４月１日施行）により、史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、国の認定を申請することが可能となった。

こうした変化を受けて、「史跡正家廃寺跡保存活用計画」（以下、「計画」と呼称）として令和7（2025）年度に策定することとなった。

２保存活用計画策定の経過

策定にあたっては、専門的な見地からの指導・助言を受けるために設置された恵那市正家廃寺跡調査整備委員会（恵那市正家廃寺跡調査整備委員会設置要綱・平成16年10月25日教育委員会告示第６号。以下「委員会」という）の協議、文化庁文化財担当部局、岐阜県文化財担当部局の助言・指導を踏まえて、恵那市教育委員会において計画策定を行った。

委員会の構成と委員会経過は表１―１～４の通りである。

表１―１　恵那市正家廃寺跡調査整備委員会委員名簿（期間は年度をさす）

専門委員	分　野	役職等
島田　敏男（Ｒ３～）	建築学	奈良文化財研究所特任研究員
早川　万年（Ｒ３～）	歴史学	元岐阜大学教育学部教授
鈴木　智大（Ｒ３～）	建築学	奈良文化財研究所都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）
高橋　知奈津（Ｒ６～）	遺跡整備	奈良文化財研究所文化遺産部

		遺跡研究室長
近藤　純二（Ｒ３～）	地元代表	正家廃寺保存会[1]
和仁　誠（Ｒ６～）	地元代表	長島地域自治区会長
井上　源二（Ｒ６～）	地元代表	正家廃寺保存会

表１－２　オブザーバー（期間は年度をさす）

渋谷　啓一（Ｒ４～）	文化庁文化財第二課史跡部門
苅谷　菜々子（Ｒ３～６）	岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課
小林　新平（Ｒ７～）	岐阜県観光文化スポーツ部文化伝承課

表１－３　事務局（Ｒ３～）（期間は年度をさす）

大畑　雅幸（Ｒ３） 岡田　庄二（Ｒ４～）	恵那市教育委員会教育長
長谷川幸洋（Ｒ３・４） 鈴村　幸宣（Ｒ５～）	恵那市教育員会事務局長
鷹見　健司（Ｒ３）	恵那市教育委員会事務局次長兼生涯学習課長
柄澤　史枝（Ｒ４・５）	恵那市教育委員会事務局次長兼生涯学習課長
服藤　知晃（Ｒ６～）	恵那市教育委員会事務局文化課長
三宅　唯美（Ｒ３～）	恵那市教育委員会事務局生涯学習課長補佐 文化財管理学芸員
三宅　英機（Ｒ３～６）	恵那市教育委員会事務局生涯学習課係長
安藤　隆光（Ｒ７～）	恵那市教育委員会事務局文化課係長
塚本　恵伍（Ｒ６～）	恵那市教育委員会事務局文化課主査
林　沙也加（Ｒ７～）	恵那市教育委員会事務局文化課主事
西部　良治（Ｒ３～）	文化財管理学芸員

表１－４　委員会経緯

日付	委員会	内容
令和４年３月15日	令和３年度第１回委員会	保存活用計画の策定について
令和４年９月16日	令和４年度第１回委員会	文化庁現地指導の報告
令和５年10月30日	令和５年度第１回委員会	保存活用計画の改定について 整備基本計画の策定について
令和７年２月３日	令和６年度第１回委員会	保存活用計画の改定について 正家廃寺跡の整備について
令和８年２月26日	令和７年度第１回委員会	保存活用計画の改定について

[1] 正家廃寺保存会は、地元住民など約 300 人が会員となって平成 24(2012)年４月に設立された地域団体である。正家廃寺跡の草刈りや清掃といった維持管理活動、各種ウオーキングイベント参加者への対応や歴史講演会といった啓発普及活動などを実施している。

第２節　保存活用計画策定の目的

「史跡正家廃寺跡保存活用計画」は、平成24(2012)年度に策定した「史跡正家廃寺跡保存管理計画」における保存管理の基本方針や整備活用の方向性、管理運営の方針、さらに調査整備委員会および令和３(2021)年度の計画案で提案された修正点を踏まえ、正家廃寺跡の歴史的・文化的価値を後世に引き継ぐため、適切な保存管理、整備活用の基本的な方針を定めるために策定するものである。

この計画では、正家廃寺跡の特色と価値を明らかにし、その価値を次世代に引き継ぎかつその活用を図るため、保存活用の基本方針や方法、現状変更の取り扱い基準、追加指定、土地の公有化、史跡の整備活用、管理運営、さらに、指定地外の史跡周辺の関係遺跡や周辺環境等を構成する諸要素についても、保存活用および景観形成への取り組みに関する基本的な考えについての基本理念を示しておくものである。

第３節　保存活用計画の対象範囲

この保存活用計画において、遺構表示などの遺跡保存と活用を実施する対象地は、公有地化の済んでいる史跡指定地25,735.92㎡の範囲である（図１－１）。しかし、史跡指定地に加え、史跡周辺の景観保全の観点から、正家廃寺跡を含む寺平遺跡、丘陵もバッファゾーンとして本計画の対象範囲とする。

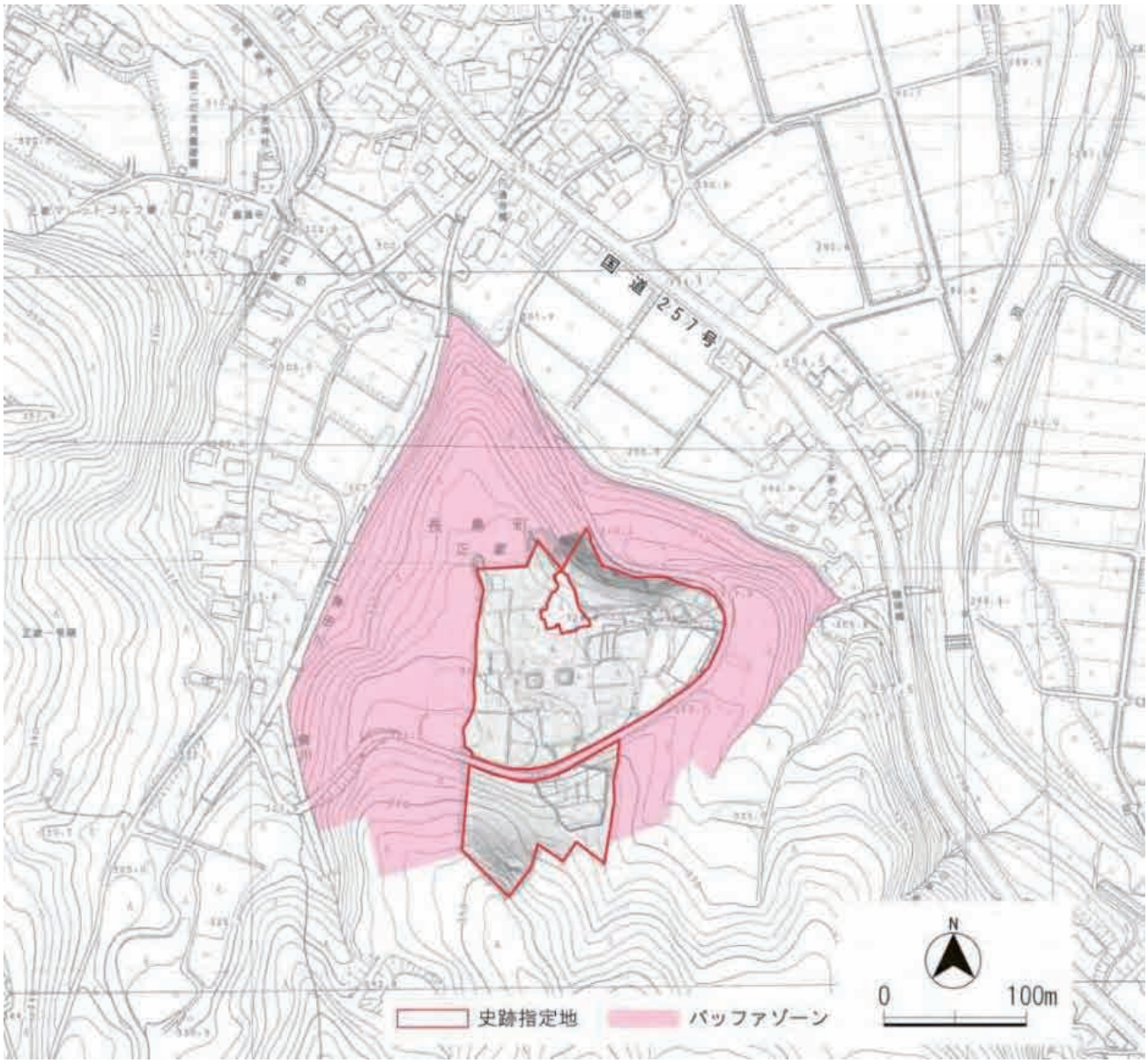


図１―１　計画対象範囲

第４節　関連計画との関係

１恵那市総合計画（第二次）

まちづくりの最上位計画は、平成28(2016)年３月に策定された『第２次恵那市総合計画』（図１―２）である。

ここでは、市の将来像を「人・地域・自然が輝く交流都市～誇り・愛着を持ち住み続けるまち～」としている。人・地域・自然、それぞれの特長と、それらが重なって生まれる魅力への共感や発信が、住民や来訪者に愛される恵那市につながるとし、未来へつなぐ、輝くまちを目指している。

正家廃寺跡については、基本施策［８］「独自の歴史・文化を活かす」の「歴史・文化への理解による郷土への誇りと愛着の醸成」における、地域の歴史・文化への理解を深め、郷土への誇りや愛着につなげる役割が期待される。その整備活用については、「各地域の歴史資源の保全や活用を図るとともに、郷土への誇りや愛着を育む、総合的なまちなみの整備を推進」事業で整備活用が位置づけられている。

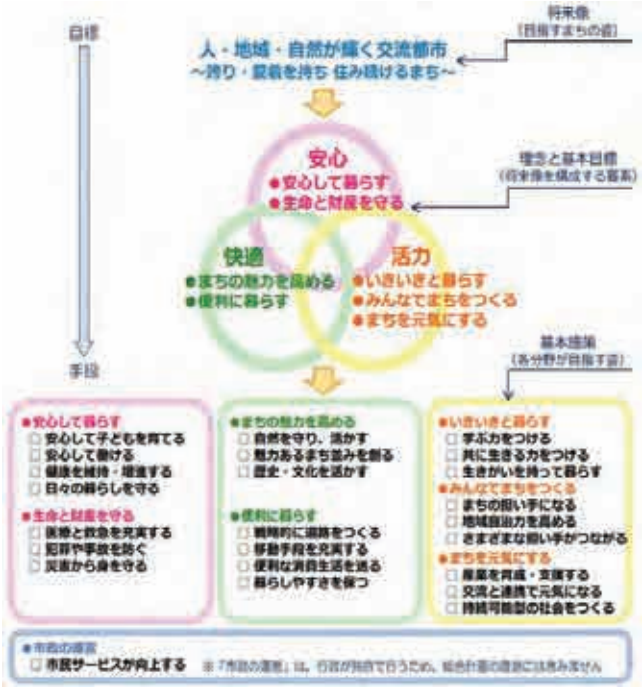


図１―２　第２次恵那市総合計画

また、本市は、平成16(2004)年10月の合併後、平成および昭和の合併前の旧町村を単位とする13の地域自治区を設けており、それぞれ総合計画と補完しあう地域計画を策定している。正家廃寺跡が所在する長島地域自治区では「計画の柱２：地域の歴史・伝統・文化を発見し楽しめるまち」で「地域のつながりをより一層深めるため、歴史・伝統・文化・お祭りなどを有効に活用したまちづくりを進めると共に、情報の発信やすばらしい歴史的地域資源として、後世へ継承していくための学習機会などの充実も図ります。」としている。

２恵那市都市計画マスタープラン

恵那市都市計画マスタープラン（図１－３）は、おおむね20年後の2030年を目標年次として平成24(2012)年３月に策定、令和４年度に改訂された。

都市づくりの基本理念を「水と緑の豊かな地域の連携による持続可能な定住・交流都市への再構築」とし、「②自然・歴史・文化の保全・活用による美しく環境と共生した都市の創造」において「自然・歴史・文化の保全・活用によって個性的な景観の創出や環境との調和を図り、地域の魅力を高め、賑わいと風格のある都市を創造します」としている。

地域別構想の中央部地域では、「（４）地域づくりの方針・施設整備の方針」の中で、「Ｂ．施設整備の方針」の「（３）公園・緑地」で「正家廃寺の歴史公園化を目指します」としている。

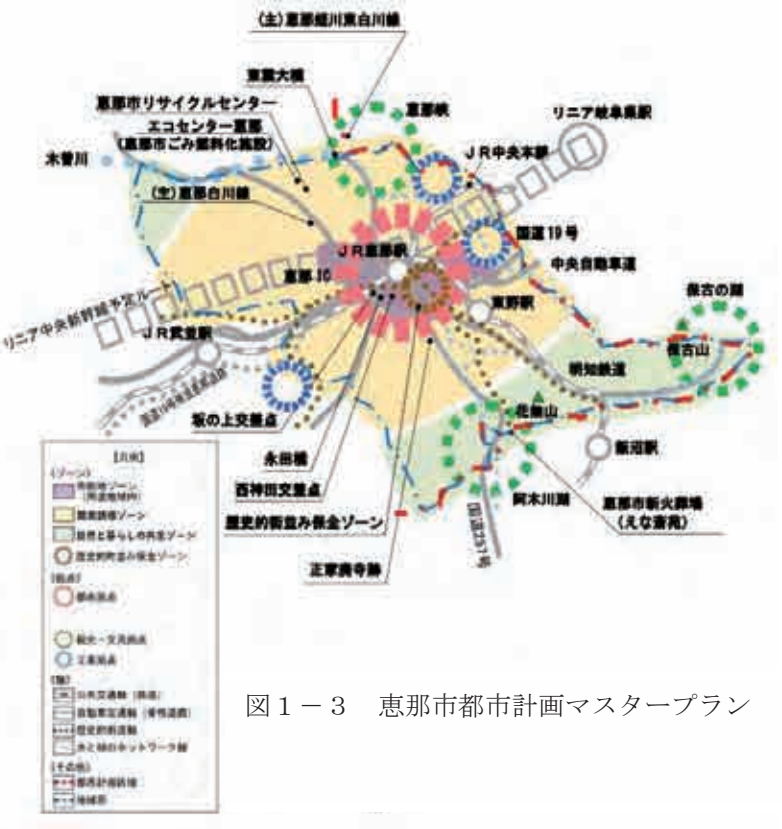


図１－３　恵那市都市計画マスタープラン

３恵那市景観計画

恵那市景観計画は平成17（2005）年６月に施行された「景観法」に基づいて、平成24(2012)年に策定された。本計画では、市全域を景観計画区域とし、景観形成の方針を定めるとともに、建築行為等に対する規制誘導等の具体的な措置を定めている。正家廃寺跡の位置する長島町は「①中央地域：大井町、長島町、東野」に含まれており、地域別の景観形成の方針として、「中心市街地を取り囲む農村地域においては、都市計画の適切な運用等に基づく秩序ある土地利用を促し、現状ののどかな田園景観を守る」としている。

４恵那市観光ビジョン

恵那市観光ビジョンは、観光振興の課題、目的、目標、方向性、手段、事業主体を明らかにすることで、観光に携わる者が恵那市における望ましい観光のあり方とその実現に向けた方策と手順を共有することを目的として策定されたもので、令和７(2025)年度を目標年度としている。

基本方針における戦略の柱として、「（３）恵那固有の自然や歴史を活かしたアウトドアレジャーと歴史観光の推進」を掲げている。

５恵那市歴史的風致維持向上計画（第２期）

恵那市歴史的風致維持向上計画（第２期）は令和２(2020)年３月31日に認定、令和３(2021)年２月26日に変更申請の認定を受けた。計画期間は令和２(2020)～11(2029)年度の10年間である。

恵那市の維持向上すべき歴史的風致として「城下町岩村」「中山道大井宿村」「中馬街道・明知」「寒天製造」「祭礼の奉納行事」を掲げ、重点区域は「城下町岩村地区」「宿場町大井地区」の２箇所を設定している。位置関係については図１－４のとおりである。

計画の第５章には指定文化財の保存活用計画について必要に応じて策定すると記載されている。



図１－４　恵那市における歴史的風致の分布

第２章　恵那市の概要

第１節　社会的環境

１位置

本市は、岐阜県の南東に位置し、東は中津川市、長野県（平谷村、根羽村）、西は瑞浪市、南は愛知県豊田市、北は加茂郡八百津町、白川町に接している。市域は、東西32.0km、南北36.0km、面積は504.19k㎡となっている。

名古屋からは１時間の距離にあり、市内には中央自動車道の恵那インターチェンジが位置し中京・関西方面と結ばれている。基幹道路としては、国道19号、257号、363号、418号などが通っており、鉄道はJR中央本線、第３セクター経営の明知鉄道が通っている。

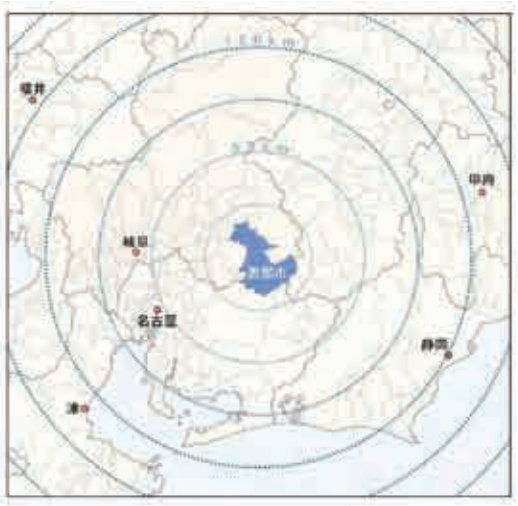


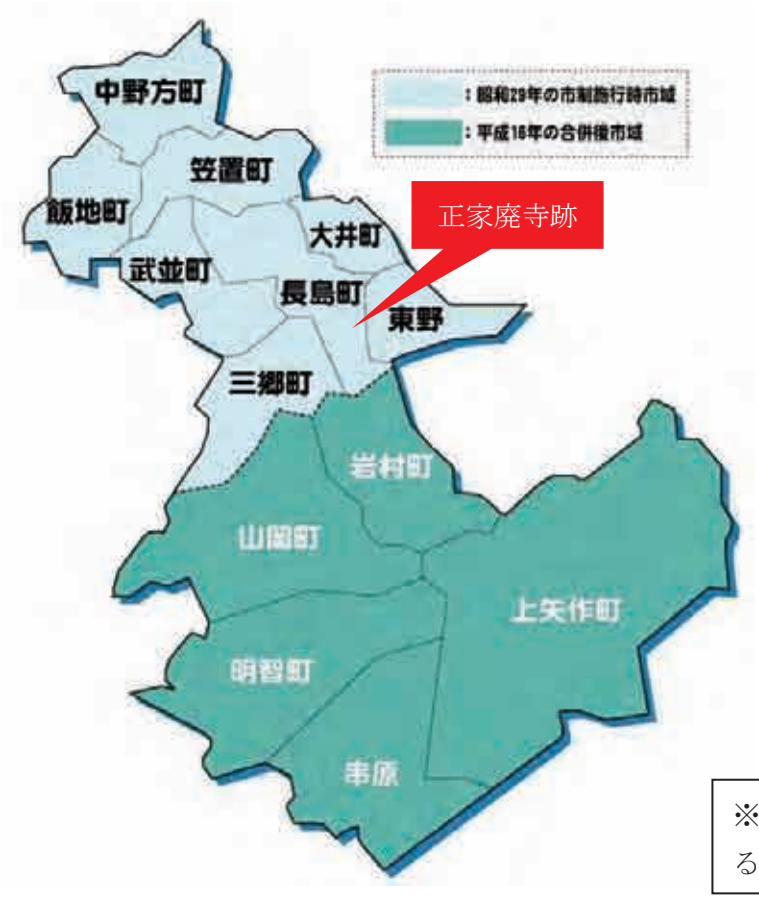
図２－１　恵那市の位置図

図２－２　恵那市における主要交通網

２市域の変遷

明治21（1888）年の町村制制定後、明治の大合併を経て、昭和28(1953)年の「町村合併促進法」により、翌年８町村（大井町、長島町、東野村、三郷村、武並村、笠置村、中野方村、飯地村）が合併し「恵那市」が誕生した。恵南地域では、明知町と静波村、三濃村の一部及び吉田村が合併し明智町に、岩村町と本郷村が合併し岩村町に、遠山村と鶴岡村が合併し山岡町に、上村と下原田村が合併し上矢作町となり、恵那地域は、恵那市、中津川市、恵那郡（11町村）となった。

その後、平成16(2006)年10月25日に恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町の６市町村による新設合併による「恵那市」が誕生した。



※地区名称は現行の名称に従っているため、合併前の町村名と異なる。

図２－３　恵那市の変遷

３土地利用

本市の地目別面積は、表２－１のとおり市の面積50,424haのうち、森林が27,948ha(55.43%)となっており大部分を占めている。他は、耕地が3,272ha(6.49%)、道路が1,590ha(3.2%)、宅地が1,541ha(3.06%)等となっている。また、市街地の面積は170ha(0.3%)となっており、市全域に対する宅地、市街地の占める割合は非常に少ない。

表２―１　恵那市における地目別面積表（令和４（2022）年１月１日現在、『恵那市統計書』によ

地目	耕地	森林	原野	宅地	雑種地	その他	合計
面積(ha)	3,272	27,948	988	1,541	8,936	7,739	50,424
割合(%)	6.49%	55.43%	1.96%	3.06%	17.72%	15.35%	100.0

４産業

本市の令和２（2020）年度の就業者総数は、24,171 人である。農林漁業の第１次産業は、1,152 人（4.8%）、プラスチック製品製造業やパルプ・紙・紙加工品製造業を中心とする第２次産業は 8,611 人（35.6%）、卸売業・小売業やサービス業などの第３次産業は 14,136 人（58.5%）となっており、産業別就業者数割合では、第３次産業が主体となっている（表２－２）。

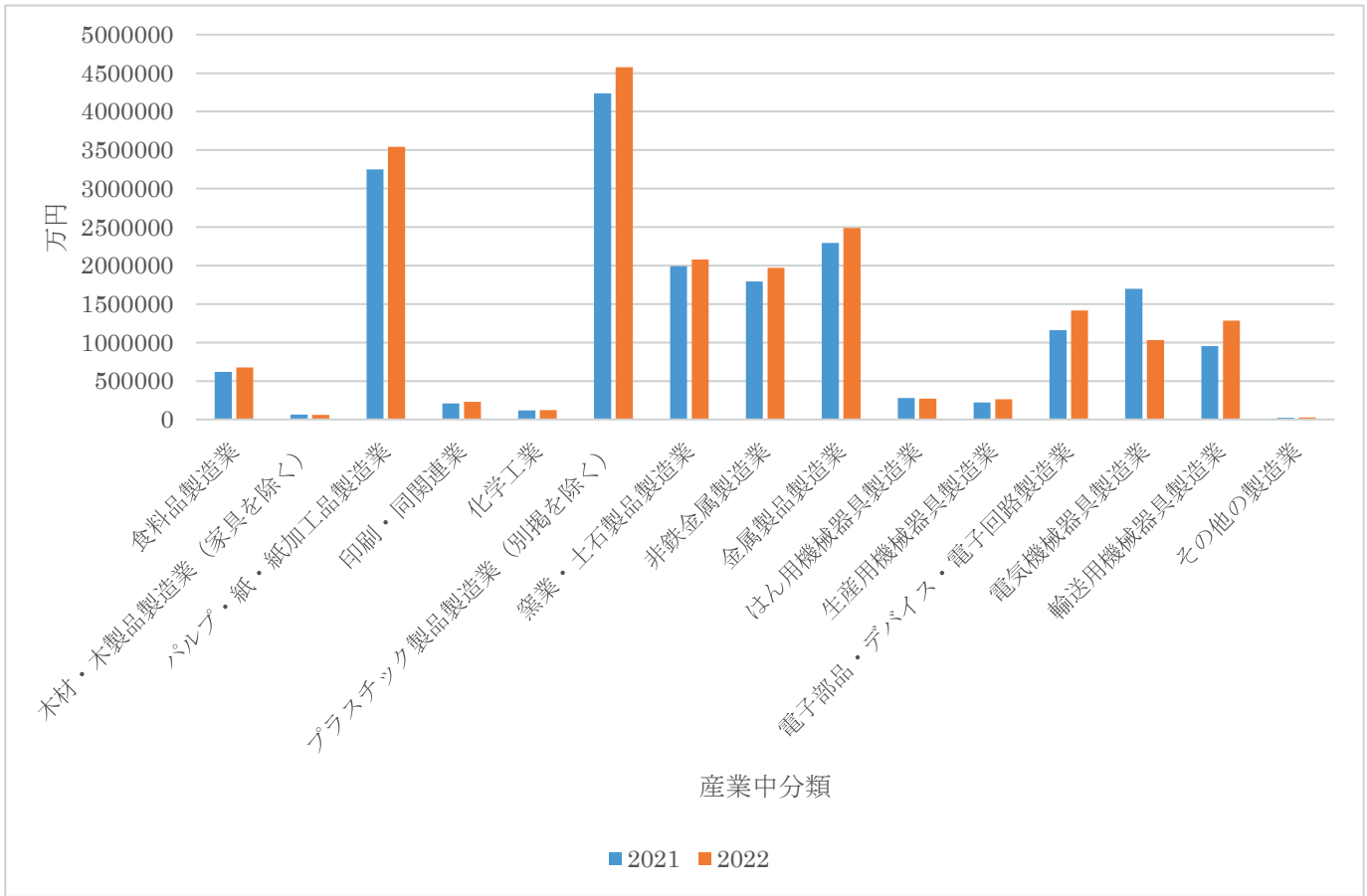
農業は、稲作を主体とし、畑では園芸作物や工芸作物、果樹、花卉（かき）等の栽培が行われており、近年は転作を機に大豆、黒大豆、そば、飼料作物等の栽培が伸びている。木曽川以北の水田は、見事な棚田を形成しており、中でも坂折棚田は農林水産省による「日本の棚田百選」に認定されている。

また、産業については、かっては、林業や養蚕業が盛んな時期もあったが、パルプの原料である木材に恵まれていたことから、パルプ・紙・紙加工品製造業が発展してきた。また、本市がある岐阜県の東濃地方は良質な粘土に恵まれていたことから、窯業が栄え、現在はその技術を生かし、セラミックス製造分野に発展し、市の基幹産業の一つとなっている。近年では、交通インフラの整備や工業団地の整備により、プラスチック、輸送用機械器具や金属製品製造業などの自動車部品メーカーを中心に、多様な加工技術を持つ企業の集積がされている（参考：図２－４）。

表２－２　産業別就業人口の推移（単位：人）　※分類不能は国勢調査の定義による

	第１次産業	第２次産業	第３次産業	分類不能	就業者総数
平成 17 年（2005）	1,990	10,275	15,994	110	28,369
平成 22 年（2010）	1,500	9,561	15,055	412	26,528
平成 27 年（2015）	1,435	9,108	14,980	244	25,767
令和２年　（2020）	1,152	8,611	14,136	272	24,171

図２－４　製造品出荷額等の推移（経済構造実態調査）より



５観光

本市の主な観光資源を、中山道、岩村の歴史的町並み等の「歴史文化施設」、坂折棚田、恵那峡等の「自然資源」、恵那峡温泉、らっせぃみさと等の「スポーツ・レクリエーション施設」、大井ダム等の「産業資源」の４つに分類し、この４つの主要な位置を恵那市内の地図にあてはめると図２－５の通りである。



図２－５　主要観光資源の分布

～観光地別年間入込み客数の推移～

令和６(2024)年度の主な観光地別年間入込み客数の合計は約 274 万人となっており、令和元(2019)年度と比較すると約 6%の増となっている。令和２(2020)～３(2021)年はコロナ禍により急激に観光客数が落ち込んでいるため、以前の水準を回復した上で、旧来の増加傾向に戻っていると考えられるが、内訳をみると観光客増加の著しい場所と以前の水準を回復していない場所があることから、観光客の行動パターンの変化がうかがえる。主な観光地別では、令和６(2024)年度「岩村城下町」が約 14 万人で令和元年度と比較すると約 81%なっており、回復傾向にはあるが以前の水準には戻っていない。一方「中山道広重美術館」が令和元(2019)年度比約 1.3 倍と増加傾向が見られる。

表２－３　市内の主要観光施設の客数（観光交流課提供）より

単位：人，％

	R1年	R1年比較	R2年	R1年比較	R3年	R1年比較	R4年	R1年比較	R5年	R1年比較	R6年	R1年比較
道の駅そばの郷らっせぃみさと	601337	-	549922	91%	522802	87%	570348	95%	546838	91%	573054	95%
道の駅おばあちゃん市・山岡	589953	-	512332	87%	501447	85%	439687	75%	491883	83%	532286	90%
恵那峡	460138	-	293302	64%	304898	66%	456213	99%	448634	97%	469562	102%
道の駅上矢作ラ・フォーレ福寿の里	105300	-	165917	158%	152018	144%	249740	237%	205734	195%	251976	239%
恵那銀の森	185155	-	145721	79%	229911	124%	318129	172%	223647	121%	201162	109%
岩村城下町	170811	-	55403	32%	42282	25%	105972	62%	153613	90%	139038	81%
日本大正村	265927	-	315351	119%	114560	43%	167730	63%	167760	63%	125655	47%
くしはら温泉ささゆりの湯	102200	-	89120	87%	82667	81%	96655	95%	99571	97%	98024	96%
恵那市観光物産館「えなてらす」	91122	-	64565	71%	63943	70%	73642	81%	75378	83%	74079	81%
みのじのみのり祭	100000	-	-	-	-	-	70000	70%	100000	100%	70000	70%
岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場	77548	-	49800	64%	45870	59%	43072	56%	41856	54%	54805	71%
小里川ダム	24968	-	4190	17%	-	-	-	-	43627	175%	52466	210%
岩村城跡	71312	-	41276	58%	26381	37%	43291	61%	38409	54%	36677	51%
恵那納涼水上花火大会（恵那峡）	20000	-	-	-	-	-	20000	100%	30000	150%	30000	150%
中山道広重美術館	16979	-	11395	67%	9512	56%	13140	77%	15221	90%	22111	130%
岩村歴史資料館	20659	-	15609	76%	8041	39%	12787	62%	11884	58%	13845	67%

第２節　自然

１地勢

本市は、岐阜県東濃地方の山間部に位置している。市の東部から長野県にかけては、木曽山脈が連なっており、他にも北部に笠置山等を有する美濃飛騨山地、南東部に焼山等を有する恵那山地、南部に三河高原、西部に東濃丘陵と標高800m～1,700m前後の山々が連なった地形となっている（図２－６）。

また、市街地は恵那盆地に位置し、その南に岩村盆地が形成されている。

赤色立体地図（図２－７）を確認すると正家廃寺跡は後田川（左）と阿木川（右）に挟まれた台地に立地していることがわかる。

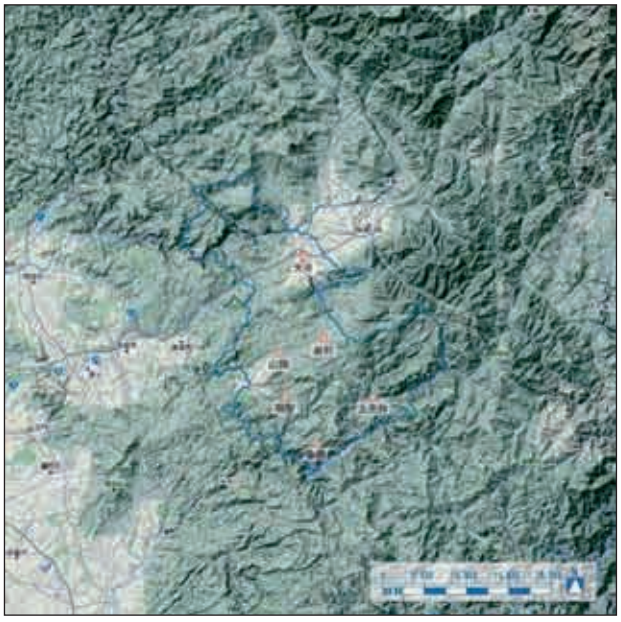


図２－６　恵那市の地形

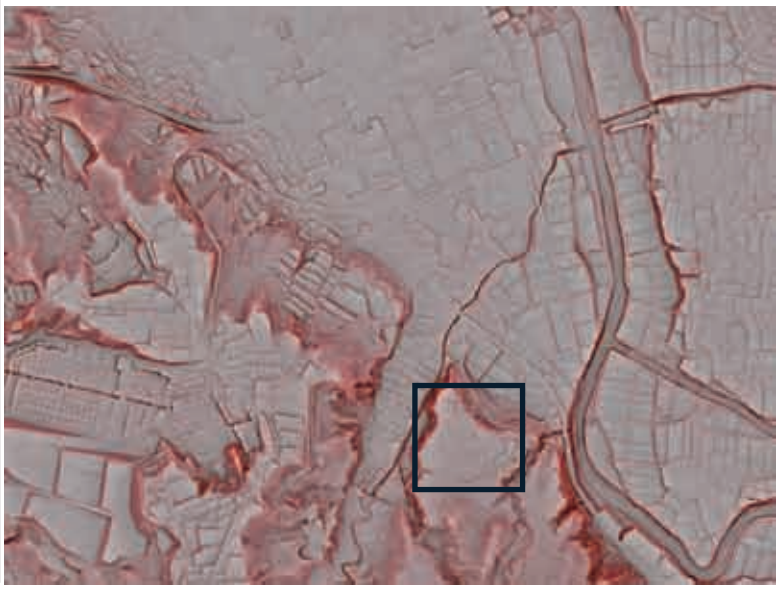


図２－７　正家廃寺跡（青枠）周辺の赤色立体図

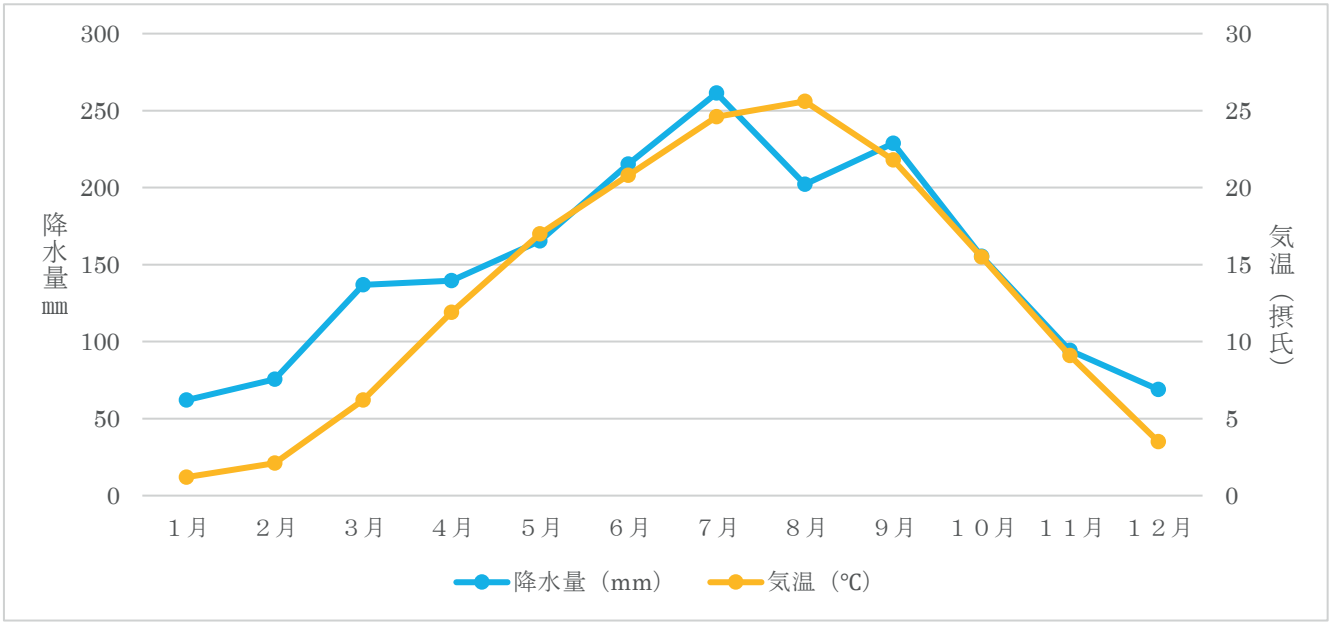
２気候

本市の気候は、太平洋気候の影響を受ける準内陸型の気候であり、夏季の気温差が比較的大きく、冬季は寒さがやや厳しく、降水量は少ない。年間を通して安定した気候となっている。

表２－４　恵那市の年間平均気温及び総降水量（統計期間 1991～2020 年）

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月
気温（℃）	1.2	2.1	6.2	11.9	17.0	20.8	24.6	25.6	21.8	15.5	9.1	3.5
降水量（㎜）	62	75.6	136.9	139.5	165.3	215.3	261.3	202.2	228.7	155.4	94.2	68.9

図２－８　恵那市の年間平均気温及び総降水量（統計期間1991～2020年）



３山地・森林

本市は、市域の面積の約８割が森林となっており、北部に位置する標高1,128mの笠置山、南東部に位置する標高1,709mの焼山（山頂は中津川市）をはじめとした標高800m～1,700m前後の山々が連なる緑に恵まれた地域となっている。

根の上湖と保古の湖の２つの湖を中心に標高900m前後の高原に広がる自然公園として、胞山県立自然公園に指定されている。

上矢作町飯田洞川支流域にはアライダシ自然観察教育林として原生林に遊歩道が整備されている。

植生は、昭和30年代にかけて植林されたヒノキや杉などとともに、国の天然記念物にも指定されているヒトツバタゴ、市の木になっているハナノキなど多様に富んでいる。動物相においては、ニホンカモシカなどの個体も確認でき、土壌を掘るイノシシなどもいることから史跡保護の観点から注視する必要がある。

正家廃寺跡周辺では針葉樹の人工林が高地を占め、低地に市街地と水田が広がっている。なお正家廃寺跡は皆伐により草地となっている（図２－９）。

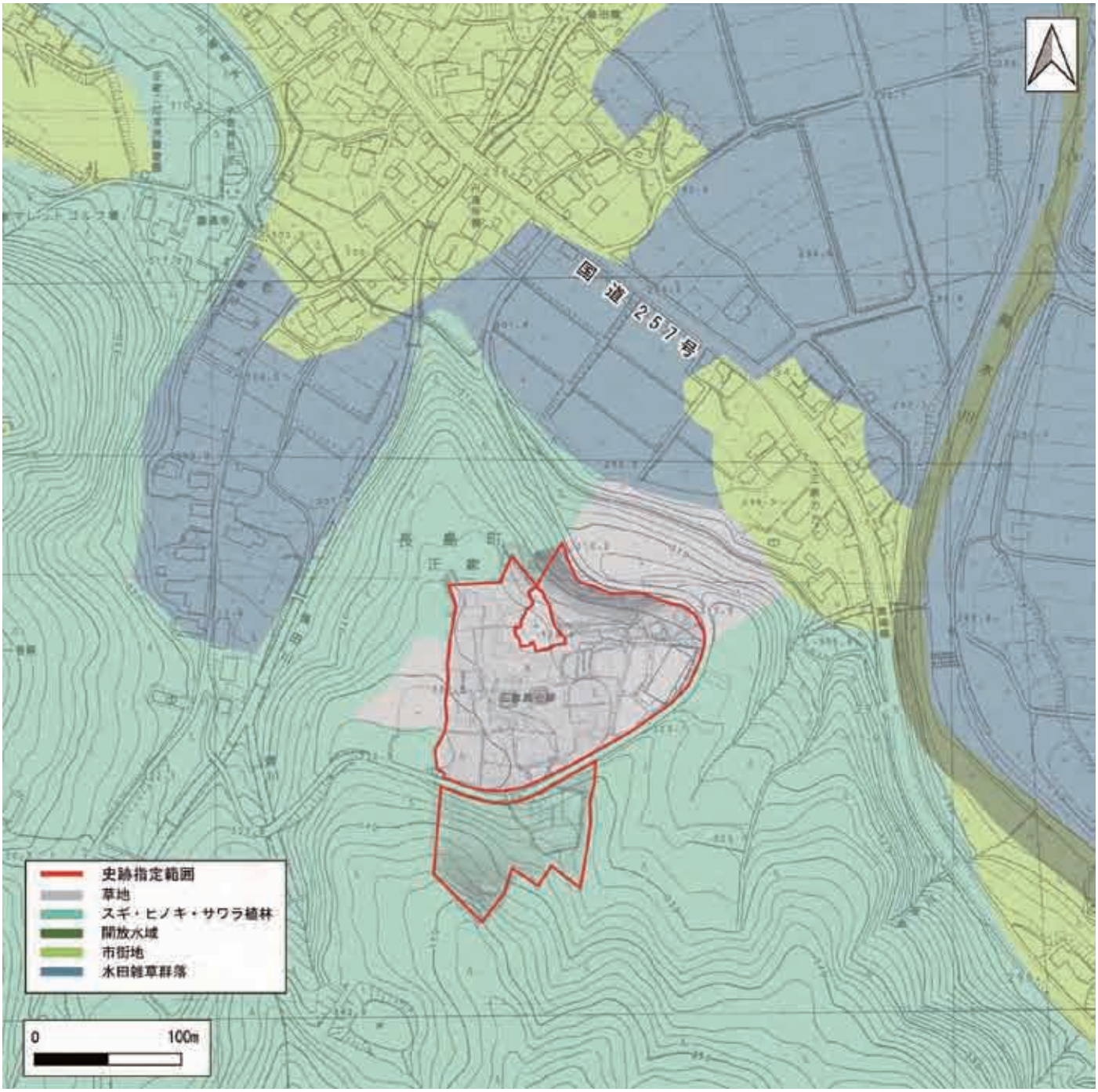


図２－９　正家廃寺周辺の植生

４河川

市内の水系は、木曽川とその支流である阿木川、和田川、中野方川等からなる木曽川水系、土岐川、小里川等からなる庄内川水系、愛知県との県境をなしている矢作川、明智川、上村川等からなる矢作川水系の３つの水系を構成している。

５農地

山地と豊かな自然環境に恵まれた農業生産地帯であり、全国的に有名な恵那栗などの山地作物や、高冷地の冷涼な気候を活用した高品質の夏秋トマト・夏秋ナス生産などの産地としての地位を確立している。

木曽川以北の水田は、見事な棚田を形成しており、中でも坂折棚田は農林水産省による「日本の棚田百選」に認定されている。

第３節　歴史

１恵那市の歴史

縄文時代の遺跡は市内に広く分布している。木曽川水系、庄内川水系、矢作川水系のそれぞれの河川が開析した河岸段丘上に立地するものが多い。時期別では、早期から遺跡が散見され、中期以降は遺跡数が増大する。

弥生時代から古墳時代初期にかけては、少量の土器が採集されているだけで、遺跡分布ははっきりしない。

５世紀になると集落遺跡の調査事例が増加し、古墳の造営が始まる。古墳は恵那市・中津川市内で200余基が確認されているが、均等に分布しているわけではなく、恵那市長島町周辺と山岡町～中津川市阿木の二つの地域に集中している。これは後の古代寺院の立地とも一致している。

７世紀第三四半世紀以前のこの地方は土岐郡（評）に属していた（飛鳥池遺跡丁丑年木簡）。恵奈郡の立郡の時期は不明であるが、初見は天平勝宝２（750）年（「東南院文書」）で、８世紀前半に成立したものと推定される。恵奈郡は、絵上郷、絵下郷、坂本郷、竹折郷、阿木郷、手向郷の６郷からなる（『和名類聚抄』）。東山道は郡の中央部を東西に横断しており、大井駅、坂本駅の二つの駅家が置かれた。郡家は正家廃寺跡付近にあったと推定されている。

平安末期に恵奈郡の大半を荘域とした遠山荘が成立し、中世を通じて近衛家領として伝領される。下位の所職は郷ごとに分割されて伝領される。恵那市史で引用される史料では、大井郷、苗木郷、岩村郷、手向郷、奥遠山が確認できる。

地頭職は、鎌倉初期以来遠山氏が継承し、こちらも郷ごとに分割相続される。室町時代には10家以上が分出し、幕府奉公衆となった。戦国時代にはこの中から岩村家が台頭し、恵奈郡一円を支配する国衆に成長するが、元亀・天正年間の武田信玄の西上作戦に伴う織田、武田の争乱の過程で滅亡した。

関ヶ原合戦後の恵那郡は、岩村に松平家乗、苗木に遠山友政、明知に遠山利景が封じられたほか、中山道沿いの大井村が幕領（後に尾張藩領）、正家村が木曽衆領となり、そのままの状態で幕末に至った。恵那市域では、木曽川以北が苗木藩、明智町と山岡町の一部が明知遠山領、大井町が尾張藩、長島町正家が木曽衆領、他が岩村藩に細分されることになった。経済的には、中山道大井宿、城下町である岩村、旗本明知遠山氏の陣屋町で中馬街道の宿場でもある明知がその中心となった。

明治維新後の廃藩置県により、この地域は岐阜県恵那郡となった。恵那市域では、明治初年に69あった村は、明治の大合併により４町13村、昭和の大合併により１市４町１村、平成の大合併により現在の恵那市となった。

２恵那市の文化財

令和７年４月時点で、恵那市には有形文化財「建造物」が37件（国１、県５、市31）、「絵画」34件（国０、県３、市31）、「彫刻」39件（国０、県１、市38）、「工芸品」11件（国０、県１、市10）、「書跡」３件（国０，県０，市３）、「典籍」４件（国０，県０，市４）、「古文書」14件（国０，県０，市14）、「考古資料」13件（国０，県５、市12）、「歴史資料」12件（国０，県０，市12）、無形文化財（芸能）１件（国０，県１、市０）、有形民俗文化財２件（国０、県１、市１）、無形民俗文化財19件（国０、県４、市15）、史跡123件（国１，県11，市111）、名勝３件（国０，県０，市３）、天然記念物66件（国３、県13、市50）、伝統的建造物群保存地区１件、登録有形文化財４件、あわせて386件を有している。

第３章　史跡正家廃寺跡の概要

第１節　史跡指定に至る経緯

正家廃寺跡は、丘陵の中央部に高塚状に塔と金堂の基壇が遺存しており、古くから寺院跡として知られていた。

大正12（1923）年の阿部栄之助『濃飛両国通史』では「塔の土壇礎石並びに鐘楼址等の遺蹟より案ずるに大刹なりし如し」「伝え云、これ真言古寺にして今の禅宗長国寺の前々身にして応仁乱時兵火に罹りて災するものなりといふ」とある。昭和11（1936）年には小川栄一が『岐阜県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第５輯で塔を「塔土壇」、金堂を「仏堂土壇」とし、詳細な測量図を提示している。

このような調査成果を受けて、昭和31（1956）年６月に岐阜県史跡に指定された。

昭和38（1963）年には中野効四郎が『岐阜県指定文化財調査報告書』第６巻で現況を報告し、金堂を「六角形の基壇」と述べ、瓦が出土しないことを根拠に中世寺院と推定している。

本格的な調査が始まるのは昭和40年代後半で、『恵那市史』編纂のための資料収集の一環として行われたものである。市史編さん室の職員による現地踏査などが行われ、これを基に発掘調査が行われることになった。

発掘調査は、南山大学人類学部考古学研究室が調査担当となり、昭和51（1976）年から55（1980）年にかけて４次にわたって行われた。その成果は、講堂跡の全面発掘による確認、伽藍地南辺、北辺、西辺の確認により伽藍地の規模を確定したことである。出土品では三彩陶器（写真１）の出土が注目された。寺院の存続年代については、当時の灰釉陶器の年代観により、10～11世紀との数字が示された。また、金堂礎石の特異な配置についても、昭和53（1978）年に発行された最初の概報において調査主任の伊藤秋男により初めて提起され[2]、以後の研究の端緒となった。



写真１　正家廃寺跡出土　奈良三彩短頸壷・浄瓶

その後、金堂については上野邦一が玉虫厨子から想定される配置と同じ平面案を提示し[3]、伊藤秋男は調査の本報告[4]で、庇の柱が身舎の柱に対してすべて放射状に広がる復原案を示した。

平成４（1992）年、丘陵の東端に恵那市資源センターが建設されることになり、恵那市教育委員会が記録保存のための発掘調査を行った。この結果、竪穴建物跡、溝（後に築地側溝と判明）などの遺構とともに、二彩浄瓶、鍛冶関連遺物などが出土し、寺院に関連する遺構が丘陵の広い範囲に及んでいる可能性が出てきた。恵那市は、この成果を受けて遺構を保存することを決定し、検出された遺構を盛り土保存するとともに、施設・設備の配置を変更し、遺構面が既に削平されていた箇所に建設した。



写真２　正家廃寺跡出土　風鐸・風招・円盤

これを契機として、恵那市教育委員会は、平成５（1993）～10（1998）年まで丘陵上全体を対象とする遺構確認のための発掘調査を実施した。その結果、伽藍配置や寺域の規模、主要な構造物の規模と構造などが把握されたほか、風鐸や鉄釘など大量の金属製品を含む多くの遺物（写真２）が出土し、奈良時代に創建された寺院跡が付属施設まで含めて良好な状態で保存されていることが判明した。

このような成果を踏まえて、恵那市は、この貴重な遺跡を保存活用していくため、平成13（2001）年１月９日に史跡指定申請書を提出し、５月16日に文化審議会答申、８月13日に史跡指定の官報告示がなされたものである。

---

2 伊藤秋男ほか『恵那市正家廃寺跡　第１・第２次調査概報』恵那市教育委員会、1978 年
3 上野邦一「隅一組物の建物について」『建築史学』8、1987 年
4 伊藤秋男、安藤義弘ほか『正家廃寺発掘調査報告書』恵那市教育委員会、1994 年



写真３　南から見た伽藍地

第２節　指定説明とその範囲

１名称

正家廃寺跡

２所在地及び地域

岐阜県恵那市長島町正家字寺平32番5ほか15筆

３指定説明文[5]

岐阜県東部、恵那盆地南縁の丘陵先端の平坦面上に立地する奈良・平安時代の寺院跡である。地元では古くから基壇の高まりが知られており、古代寺院が所在することが知られていた。昭和52年度から54年度まで恵那市教育委員会の委託により南山大学が、平成5年度から11年度まで市教育委員会が、それぞれ発掘調査を行った結果、伽藍配置や寺域などの概要が把握された。

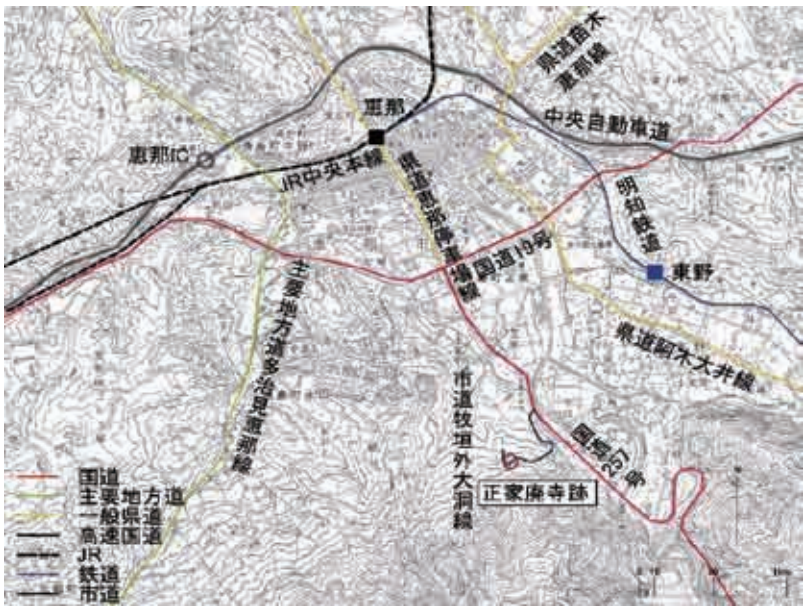


図３－１　　史跡正家廃寺跡を中心とした主要交通網図

遺構は大きく２時期に分けられる。前半期は掘立柱建物の回廊で主要堂塔を囲み、後半期は回廊に代わって築地となる。西に塔、東に金堂が並び、その北に講堂を配する、法隆寺式の主要堂塔の配置は一貫して変わらない。寺院の創建は出土土器からみて８世紀前半から中葉である。後半期への変化は８世紀末ころと考えられ、９世紀後半に火災を受けて衰退し、10世紀前半ころに完全に廃絶する。塔・金堂・講堂の基壇は乱石積みで、上面の礎石の保存状況は比較的良好である。瓦がまったく出土しておらず屋根は瓦葺きではない。金堂の

[5] 『月刊文化財』454、平成 13 年 7 月

建物は桁行３間、梁行２間の身舎に四面の廂がつく。廂の柱は身舎に対して放射状に配置されるという特異なものである。このような柱配置の建物は現存する建築遺構にも発掘遺構にもみられず、飛鳥時代の玉虫厨子に類例があるにすぎない。講堂の西側には経蔵の可能性がある１間四方の小型の基壇建物が配置される。後半期には主要堂塔を囲む築地区画の東側にもう一つの区画が並置されている。東西二つの区画は規模がほぼ同じであり、南辺は位置を揃えて一直線となる。東側の区画内には掘立柱建物一棟と竪穴住居二棟が確認されており、鉄滓、フイゴ羽口の出土から鍛冶工房が推定され、寺院の造営や維持管理等の施設と考えられる。区画の外側にも二棟の竪穴住居がある。

出土遺物には、多数の須恵器のほかに三彩の短頸壺、二彩の浄瓶、鉄製の風鐸など注目されるものもみられる。仏具と考えられる瓶類や鉢・椀類や鉄釘もかなりある。

当廃寺跡が所在する美濃東部の地域は、有力な後期・終末期古墳や８世紀初頭までの初期寺院跡がみられず、有力な在地勢力の存在は明確ではない。この地域は東国への幹線となる古代の東山道沿いにあり、『続日本紀』にみえる８世紀初頭の東山道吉蘇路の整備や、同じころに推定される恵奈郡の成立といった、律令体制の確立・整備に伴ってこの寺院が成立したとも考えられる。当廃寺跡はこのように主要伽藍の遺存状況が良好で豊富な出土遺物があり、東海地方を代表する古代寺院であるとともに、金堂は特異な様式であり、建築史上も貴重である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

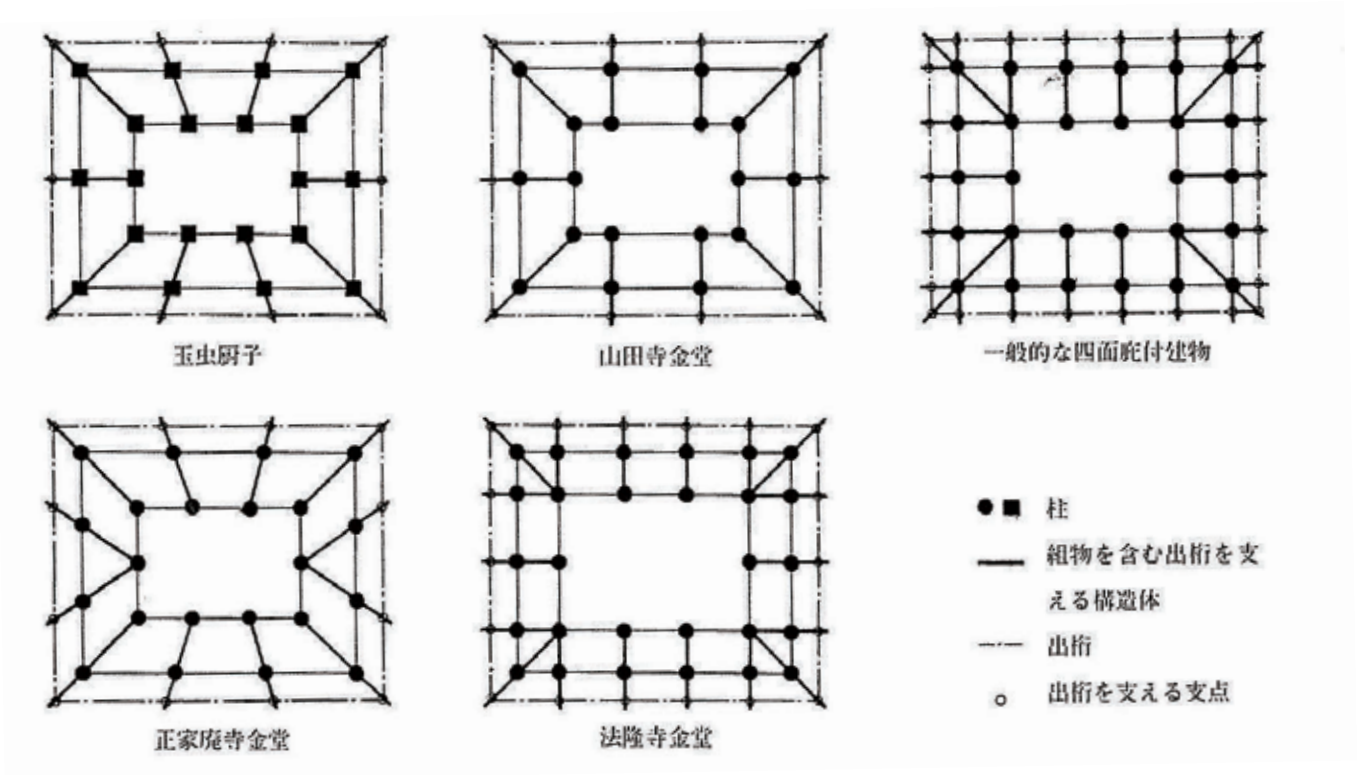


図３－２　建物平面模式図

４官報告示

平成13年８月13日付　文部科学省告示第138号

５史跡の面積

２５，７３５．９２㎡

６史跡の範囲

図３－３および３－４のとおり

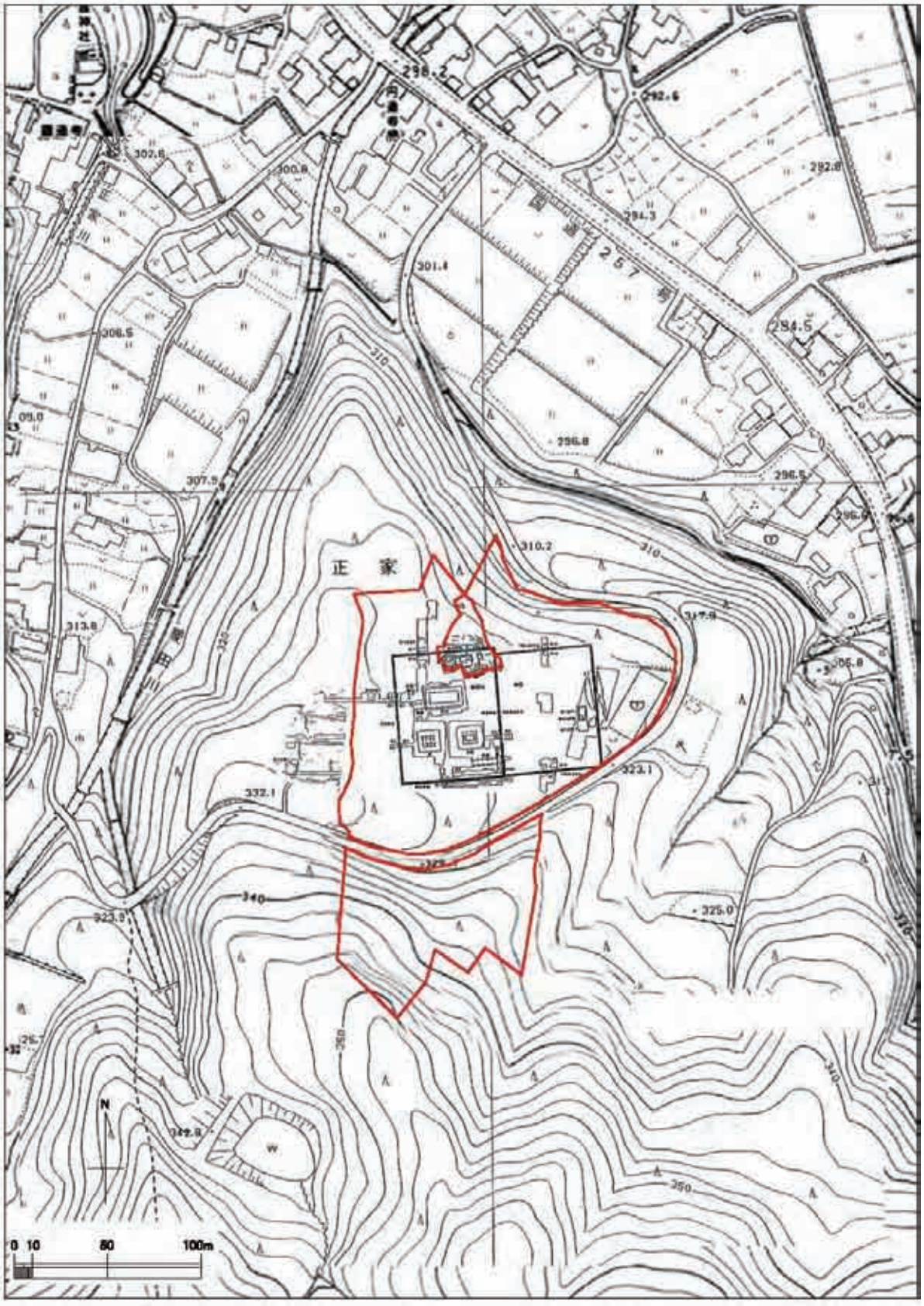


図3－3 史跡正家廃寺跡の指定範囲

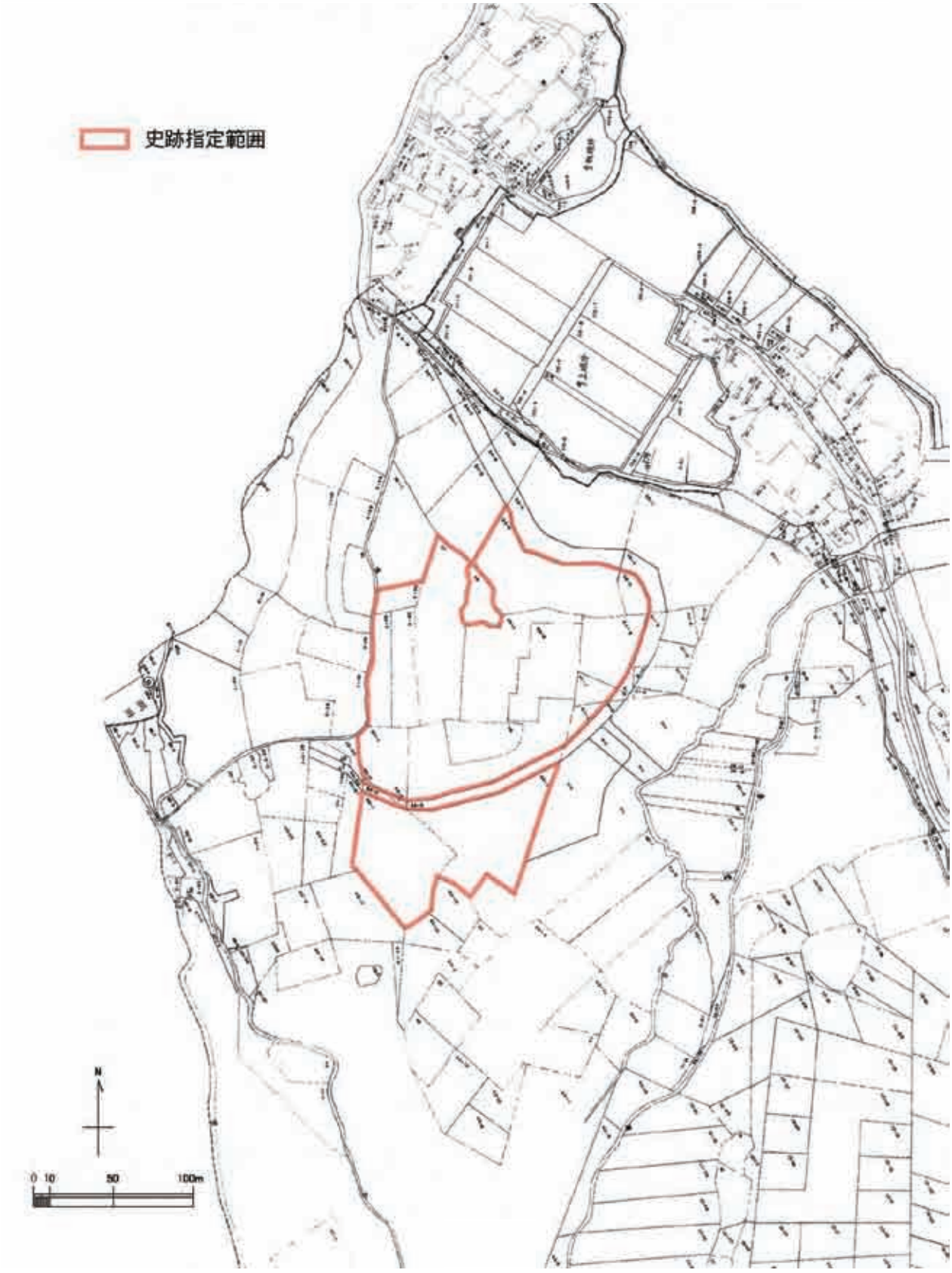


図3－4　史跡正家廃寺跡の指定範囲（公図）

第３節　調査の概要

１発掘調査の経緯

昭和51(1976)年度から54(1980)年度の第１次発掘調査は、『恵那市史』編纂のための資料収集の一環として行われ、講堂跡の全面発掘による確認、伽藍地南辺、北辺、西辺の確認により伽藍地の規模を確定した。

平成４(1992)年には恵那市資源センター建設に伴う発掘調査を実施したところ、丘陵の東端で竪穴建物跡、溝（後に築地遺構側溝と判明）などの遺構が検出され、寺院に関連する遺構が丘陵の広い範囲に及んでいる可能性が出てきた。この成果を受けて、遺構の一部で盛り土保存が行われた。

これを契機として、恵那市教育委員会は、翌５(1993)年から10(1998)年まで丘陵上全体を対象とする保存を目的とした遺構確認調査を実施した（第２次発掘調査）。その結果、伽藍配置や寺域の規模、主要な構造物の規模と構造などが把握されたほか、風鐸や鉄釘など大量の金属製品を含む多くの遺物が出土し、奈良時代に創建された寺院跡が付属施設まで含めて良好な状態で保存されていることが判明した。

第２次発掘調査の成果に基づき、平成13(2001)年に史跡指定された後、史跡保存に向けて公有地化を進め、合わせて、史跡整備に向けた追加調査を平成25(2013)年度から平成28(2016)年度まで実施した（第３次発掘調査）。伽藍地外の遺構と回廊・築地の範囲の確認を行い、回廊コーナー、中門跡を検出した。また、正家廃寺に100年ほど先行する竪穴建物を確認し、住居地のある場所に寺院が創建されたことも判明した。遺物は須恵器や灰釉陶器が豊富に出土した。

平成29(2017) 年度には一連の追加調査の成果を取りまとめ、発掘調査報告書を刊行した。各調査の発掘区は図３－５のとおりである。

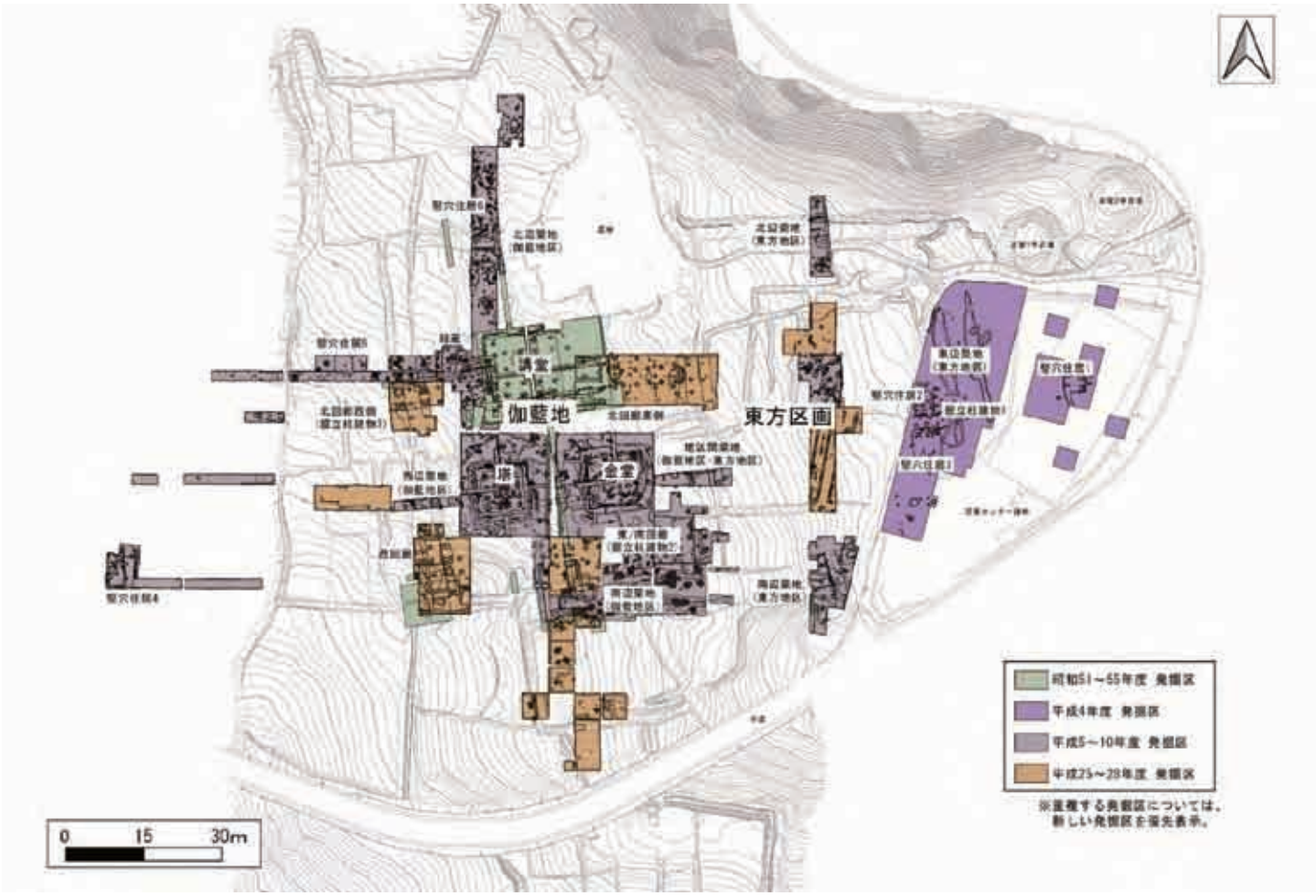


図３―５　伽藍地周辺の遺構

２遺跡の概要

（１）変遷

正家廃寺跡は東西約110m、南北約70mの寺域を有し、主要伽藍を法隆寺式に配置する本格的な古代寺院跡であることが判明している。創建年代を示す資料は猿投窯岩崎25号窯式期の須恵器であり、８世紀中葉に造営が始まり、８世紀末に回廊の撤去などにより第２期へ移行し、その後９世紀後半に主要伽藍の火災を契機として衰退するものの10世紀後半に至るまで宗教的活動が続けられた可能性がある古代寺院である。

・第１期（８世紀中葉～８世紀末）

主要伽藍が回廊で囲われていた時期である。塔・金堂・講堂は礎石建ちで基壇化粧に乱石積みを施している。伽藍地の中軸線は座標の北より西に6度傾き、講堂と中門は中軸線上に金堂と塔は南面を揃えた配置となっている。同じ中軸線の傾きを持った掘立柱建物が東方区画からも出土しているが、この時期の東方区画を囲繞するような遺構は発見されていない。金堂基壇完成時に埋められたと推定される須恵器が猿投窯岩崎25号窯式期であることから創建時期を８世紀中葉としている。この時期に属する回廊外の竪穴建物５は発掘時点では日本最古の床板を有する建物であった。

・第２期（８世紀末～９世紀後半）

回廊が撤去され、主要伽藍が築地で囲繞されていた、塔や金堂が火災により焼失するまでの時期である。塔・金堂・講堂の配置は変わっておらず、基壇の改修も行われていない。伽藍地の築地は南北に長く、北は講堂を含めて囲繞し、南は回廊と重ない程度に拡張されている。東西の築地は回廊と概ね同じ位置である。東方区画も築地で囲繞され、西辺の築地は伽藍地の東辺と共有している。北辺は伽藍地築地より南側に並行して築かれ、南側は同一直線上に築かれている。造成土内からは８世紀末、猿投窯折戸10号窯式期の須恵器が出土した。第２期の終焉は火災による伽藍の消失であり、火災堆積層からは９世紀後半、猿投窯黒笹90号様式の灰釉陶器が出土した。

・第３期（９世紀後半～10世紀前半）

正家廃寺は９世紀後半に火災で焼失し、再建もされなかったが、講堂の火災堆積層直上から10世紀前半、折戸53号窯式期の灰釉陶器が出土している。そのため10世紀前半まで、この地で宗教的な活動が行われた可能性があり、第３期と位置付けている。

（２）主要遺構

●伽藍地

内部に金堂、塔、講堂を法隆寺式に配置し、講堂西側には基壇を伴う掘立柱建物（図３－４中では「経蔵」）があり、経蔵の可能性が指摘されている。また、これらの建物を囲み、北辺は講堂にとりつく回廊も確認されているが、これは築地に先行するものである。前述の建物はすべて同一の主軸方向で建てられており、座標北に対して西へ６度傾いている。

・回廊

北辺は講堂基壇の東西辺南寄りにとりつき、東西53.6m、南北36.15mの単廓の回廊で、北回廊の幅は2.85m、その他の回廊は2.7mである。南辺のほぼ中央では、１間２間の掘立柱建物が検出されており、中門と想定される。

・築地

伽藍地の出入口と思われる土橋状の遺構が、東辺と西辺の伽藍地南北軸の中間点にあたる位置でも検出され、東門と西門と考えられる。築地基底部の幅は約３ｍであり、その両側に幅1.9～2.0mの溝を有している。

・基壇

塔・金堂・講堂の基壇は乱石積みで、上面の礎石の保存状況は比較的良好である。金堂の建物は桁行３間、梁行２間の身舎に４面の廂が付く。廂の柱は身舎に対して放射状に配置される。講堂の西側に経蔵の可能性がある１間四方の小型の基壇建物が配置される。これらの建物遺構が検出されたが、瓦は全く出土しなかった。

●東方区画

東方区画には第１期に属すると考えられる掘立柱建物が検出されている。第２期には伽藍地と同等の築地により囲繞された。東西２つの区画はほぼ同じ規模で、築地の南辺は一直線となるが、北辺は東方区画の方が4.2m南へ下がっている。東側の区画内では第２期の遺構として、竪穴建物２棟が検出されている他、時期不明の竪穴建物も検出されている。内側に漆の付着した須恵器、東辺築地側溝からは投棄された状態で鉄滓やフイゴ羽口、炉壁が出土し、寺院の維持管理等の施設が存在したことがうかがえる。

（３）遺構平面図

以下に主要遺構の平面図を示す。

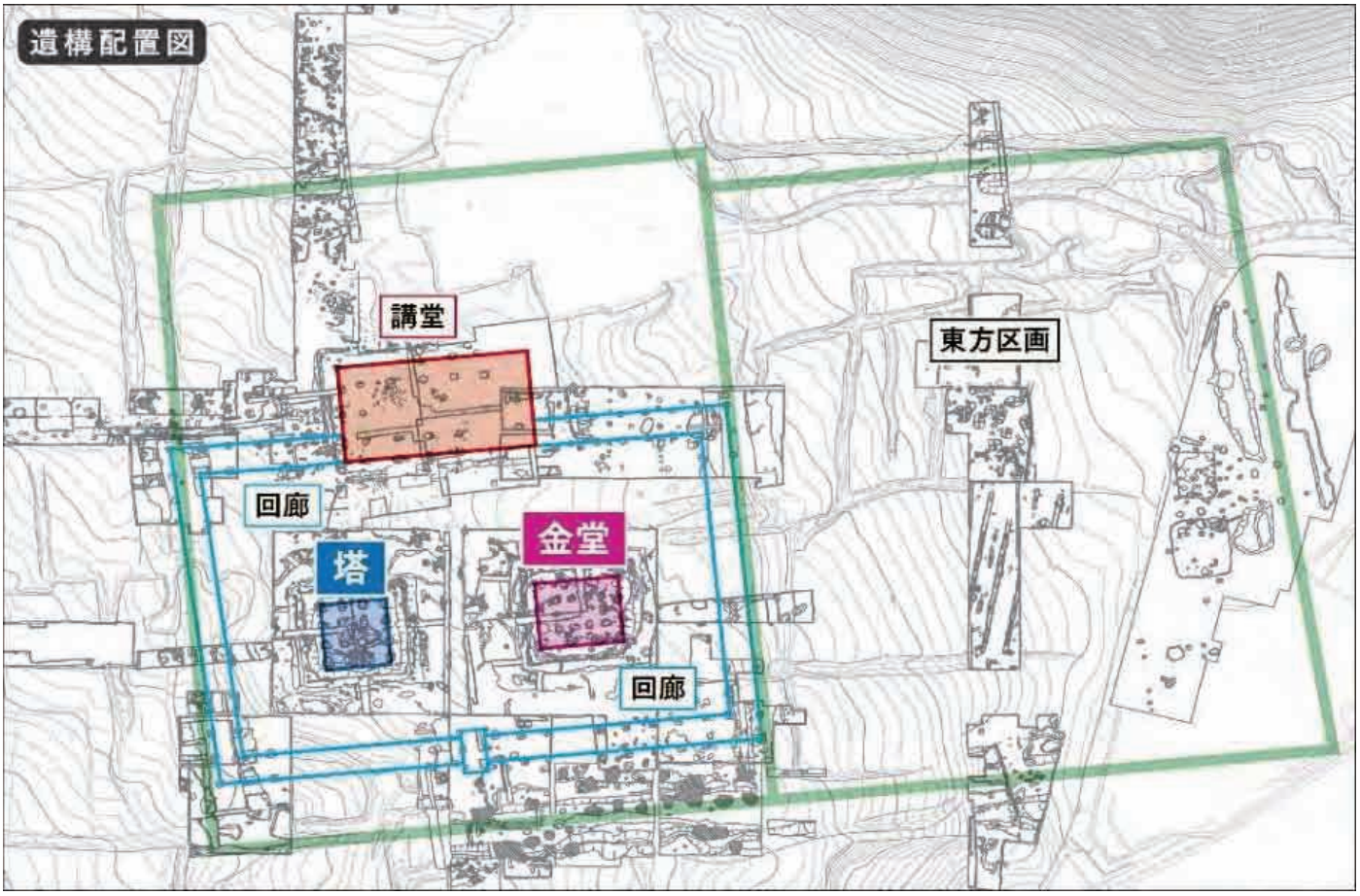


図３－６　主要遺構配置図（緑枠は築地）

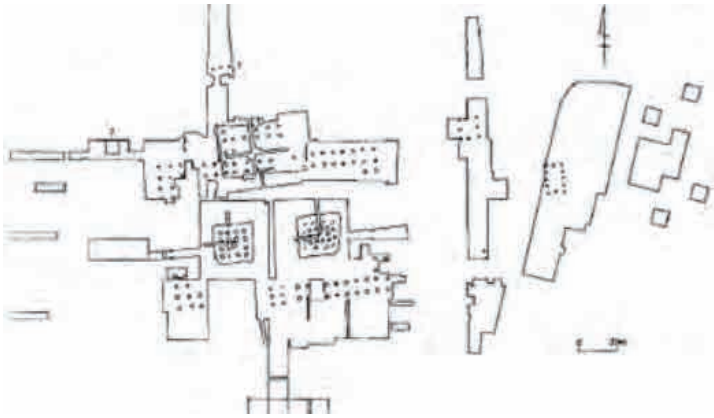


図３－７　第１期遺構配置図

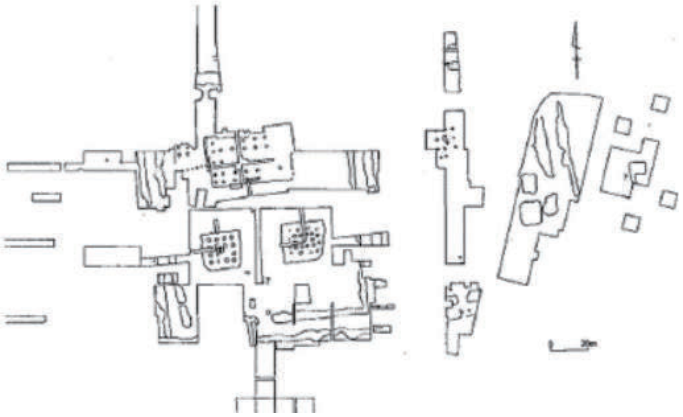


図３－８　第２期遺構配置図

以下に個別の主要遺構（講堂・金堂・塔）平面図を示す。

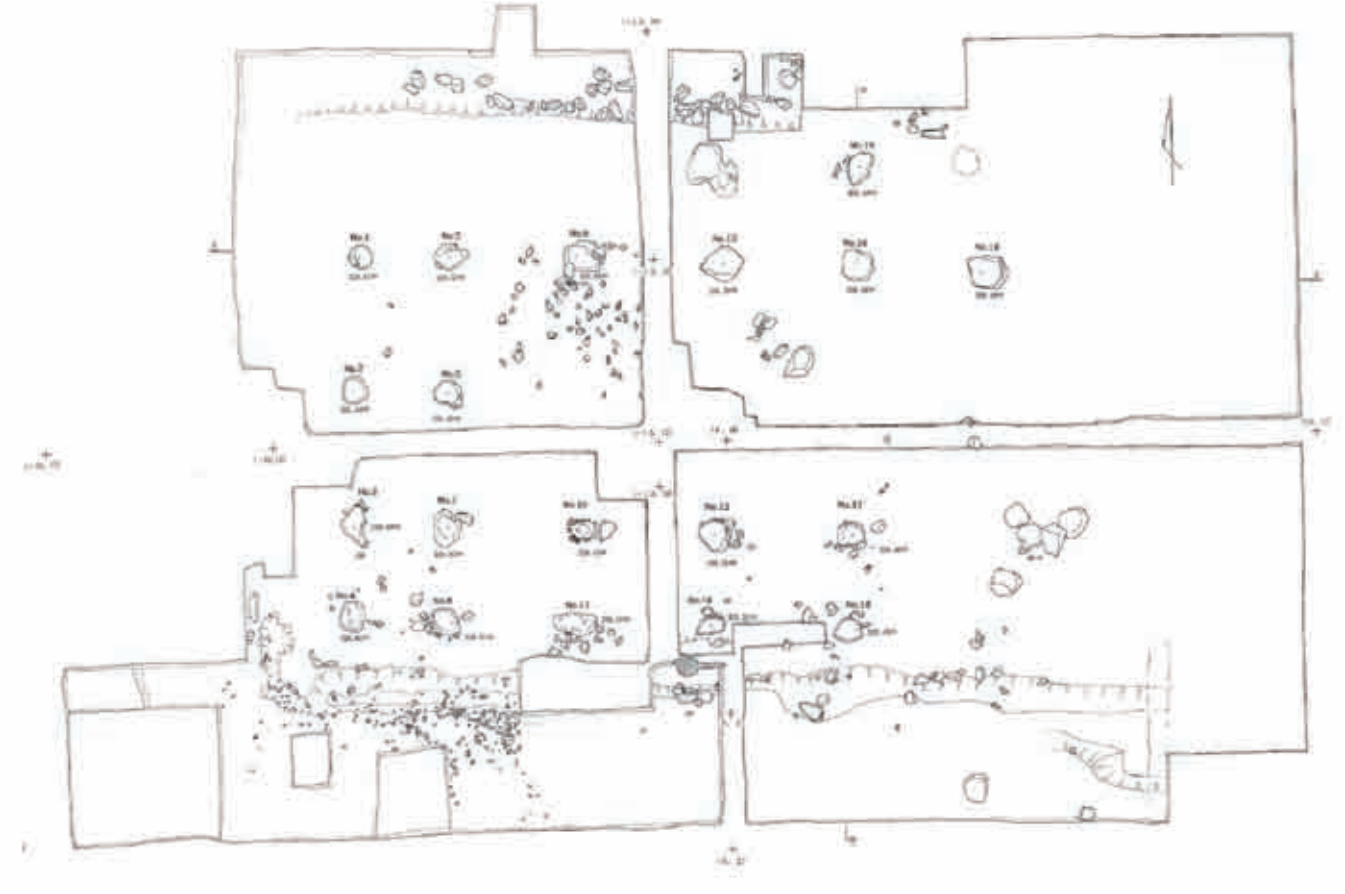


図３－９　講堂基壇　平面図（1/200）　『正家廃寺　―発掘調査報告書―』1982　より

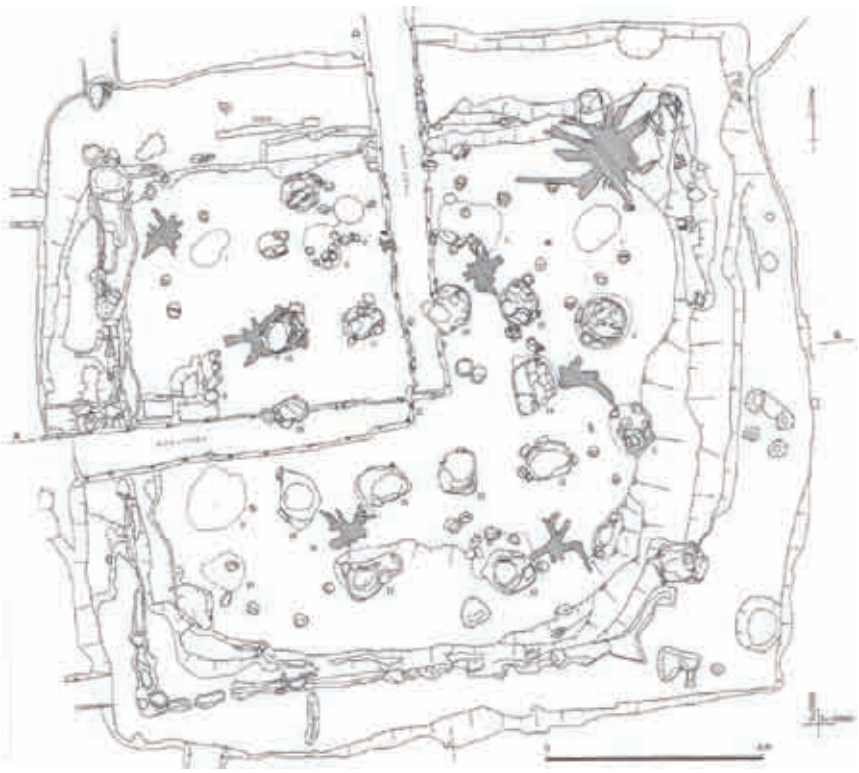


図３－１０　金堂基壇　平面図（1/160）　『正家廃寺跡Ⅱ・寺平遺跡』2000　より

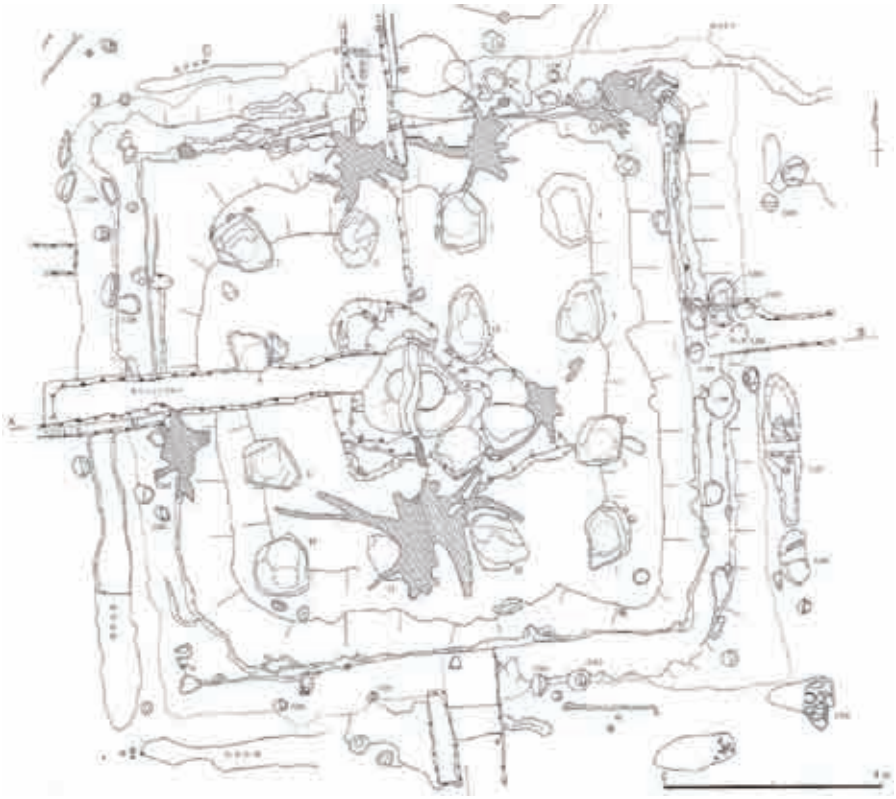


図３－１１　塔基壇　平面図（1/160）　『正家廃寺跡Ⅱ・寺平遺跡』2000　より

以下に発掘された回廊の遺構平面図を示す。



図３－１２　回廊北西コーナー　平面図（1/120）　『正家廃寺跡Ⅲ・寺平遺跡』2018　より

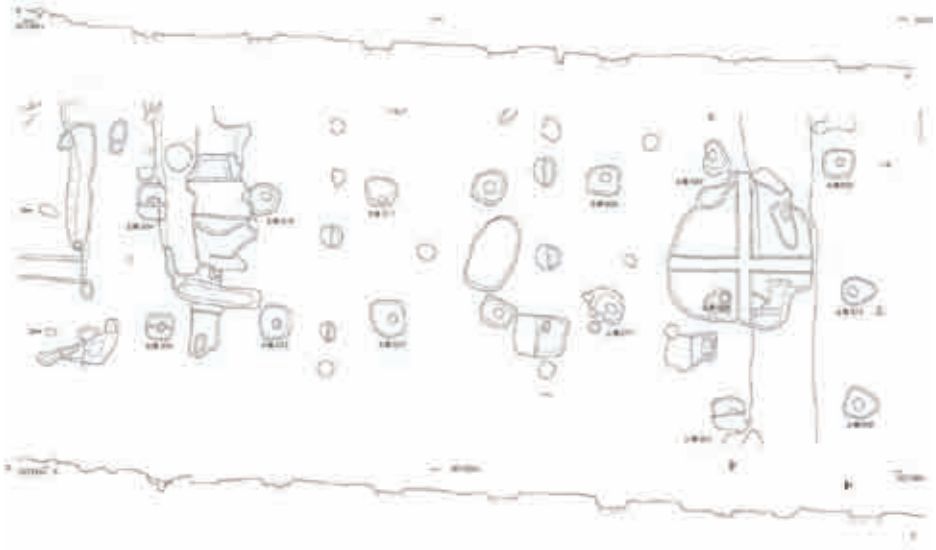


図３－１３　回廊北東コーナー　平面図（1/120）　『正家廃寺跡Ⅲ・寺平遺跡』2018　より



図３－１４　回廊南西コーナー　平面図（1/120）
『正家廃寺跡Ⅲ・寺平遺跡』2018　より

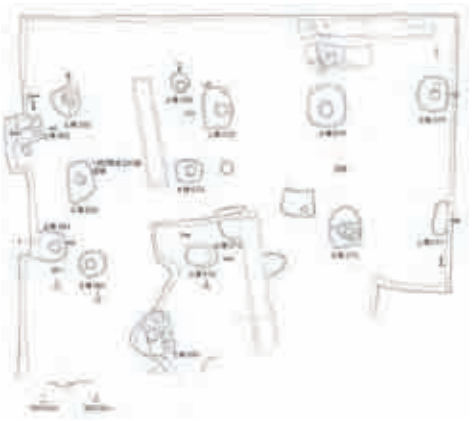


図３－１５　回廊南辺と中門　平面図（1/120）
『正家廃寺跡Ⅲ・寺平遺跡』2018　より

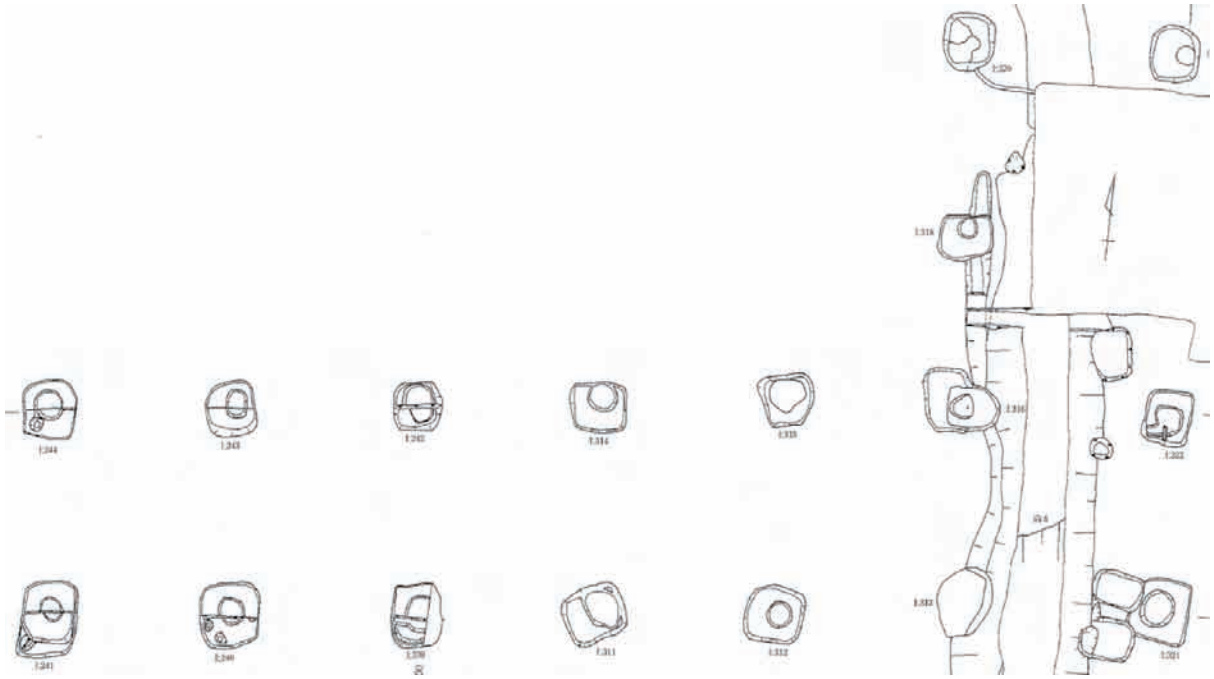


図３－１６　回廊北南東コーナー　平面図（1/120）　『正家廃寺跡Ⅱ・寺平遺跡』2000　より

以下に築地遺構の内顕著な遺構の平面図を示す

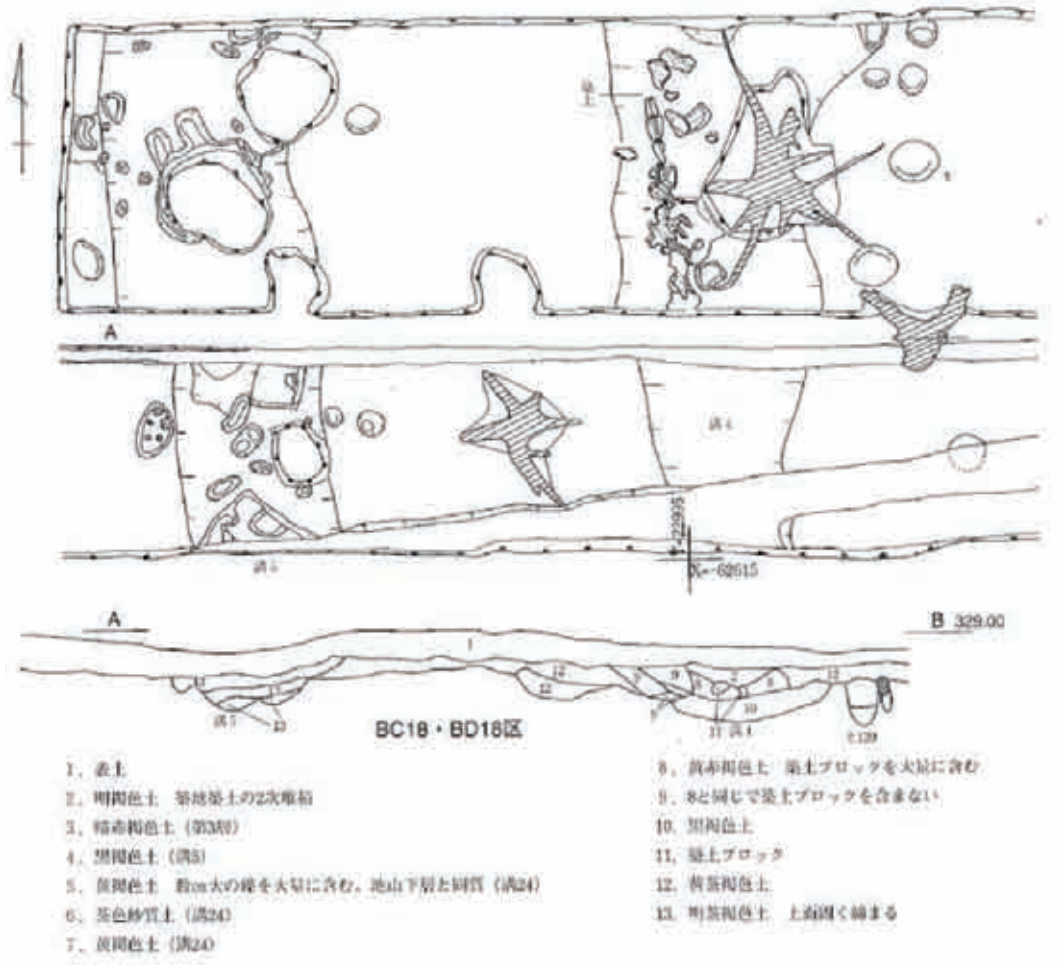
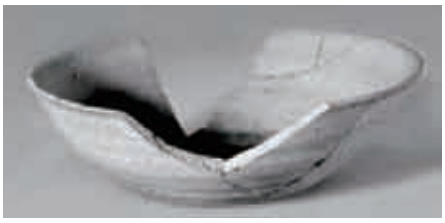


図３－１７　伽藍地西辺築地（1/80）　『正家廃寺跡Ⅱ・寺平遺跡』2000　より

（４）主要遺物

遺物は、多数の須恵器の甕や蓋等のほかに、灰釉陶器、土師器が多数出土している。仏具と考えられる瓶類や鉢・碗類や奈良三彩短頸壷も40点以上出土する他に、二彩浄瓶や、鉄製風鐸等注目されるものも見られる。鉄釘、風鐸等金属製品は、1000点を越える豊富な遺物が出土している。以下に主要な遺物を示す。



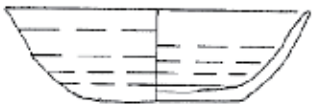


写真３－１　　図３－１８

須恵器杯（猿投窯岩崎25号窯式期：８世紀前半）

金堂基壇周囲の落ち込み出土





写真３－２　　図３－１９

須恵器瓶（猿投窯折戸10号窯式期：８世紀末）

南辺築地出土





写真３－３　　図３－２０

灰釉陶器小碗（東濃窯光が丘１号窯式期：９世紀後半）

塔跡火災堆積層出土



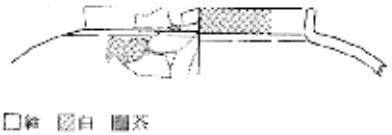


写真３－４　　図３－２１（奈良三彩短頸壷）

二彩浄瓶　　竪穴建物３出土

奈良三彩短頸壷　伽藍地出土

３歴史的位置

正家廃寺跡に関係する文献史料は皆無であり、寺名や創建の経緯、寺院の性格などを直接知ることはできないが、調査で得られた所見と遺跡の立地からある程度考えることができる。

飛鳥池遺跡丁丑年木簡によれば、西暦677年には恵奈郡（評）はまだ成立しておらず、この地域は刀支（土岐）評恵奈五十戸（里）であった。恵奈郡成立の時期ははっきりしないが、８世紀前半の可能性が最も高いものと思われる。土岐・恵奈両郡内には白鳳期の寺院がまったく存在しない。これは、寺院分布が多く見られる美濃国西部とは政治的状況が異なっていたのであろうことを示唆するもので、郡整備は『続日本紀』に見られる吉蘇路の整備と同様に、中央の主導で進められたと見られる。正家廃寺造営もこの動きと密接に関係するものであり、恵奈郡の内実を整えていく一環として進められたものといえよう。早川万年は、この時期の美濃国内の一連の整備は本格化した東北支配の後方拠点とすることを意図したものと指摘している[6]。だとすれば、東山道の最大の難所であり東国への入り口でもある神坂峠を控える位置にある正家廃寺は、単に恵奈郡の寺院というにとどまらず、国家にとって重要な役割を果たしていた可能性もあるだろう。また、第２期の築地の整備に見られるように８世紀末から９世紀にかけても、寺勢が衰えることなく活発な活動が続けられていたことも注目される。この時期の恵奈郡は、六国史等の記述から、非常に疲弊した地域であるとされてきた。しかし、調査成果はこのイメージを一変させるものである。中央の記事に現れる恵奈郡の疲弊は事実ではなく、政治的な意図を持って流されたものであろうか。あるいは疲弊していたからこそ寺院経営に意を用いたのであろうか。この時期の国家と地方との関係を考える上で大きな手がかりとなると期待される。

一方、文化財としてみた場合、なによりも特筆すべきは、寺域全体が良好な状態で保全されていることである。昭和に入り植林により史跡全体が森の中に埋もれる状況となったが、地域では、代々「あそこには古いお寺があった」「お寺があったからこの地を寺平と呼ぶのだ」と伝えられている。このため、当時の土地所有者の努力もあり、立地条件の良い場所でありながら、大きな改変はなく守られてきたと考えられる。古代の地方寺院遺跡にあって、維持管理の施設を含めた寺域全体が遺存していることが明らかになっている例は、国分寺などの限られた大規模な寺院があるだけである。岐阜県内においても、関市の弥勒寺跡で隣接する弥勒寺官衙遺跡群（武儀郡衙推定地）の調査が進められているのが唯一の事例であり、大垣市の美濃国分寺跡、古川町の杉崎廃寺跡では伽藍地の全域が調査されているものの、正家廃寺跡の東方区画にあたるような施設の確認には至っていない。

佐藤信は、「古代において、寺院は単に宗教施設であるだけでなく、教育・文化・医療・社会福祉・経営・建設などにかかわる大規模な総合施設であったことに留意すべきである。（中略）古代寺院は宗教・政治・経済・社会・文化・福祉・環境などの全般にわたって、古代の社会や人々との関係の中に存立していたのである」と述べている[7]。その意味でも正家廃寺跡は、単に一寺院の存在形態を明らかにするにとどまらず、仏教の地方における受容と展開を考古学的に把握することの可能な、大変貴重な遺跡ということができる。

---

6 早川万年「壬申の乱後の信濃と東海地域」『信濃』51-3、1999 年

7 佐藤信「古代寺院案内」『古代を考える　古代寺院』吉川弘文館、1999 年

第４章　史跡の現状

第１節　土地利用・植生

各地番の土地利用現況は表７のとおりである。

史跡東部の字寺平41番５～７は令和元（2019）年に完全に撤去された恵那市資源センターの跡地であり、更地となっている。市道北側史跡指定地内は草地であり、発掘調査に伴い皆伐した跡の切り株が残されている。市道南側史跡指定地は植林後50～60年が経過したヒノキの人工林となっているが、一部では樹間の広葉樹が成長し雑木林に移行しつつあるところが認められる。各地番の位置と地目は図４－２と表４－１のとおりである。なお、史跡指定地はすべて公有地化が完了している。



図４－１　土地利用図

表４－１　指定地内各地番の地目と現況

図番号	地番	登記地目	課税地目	現況
①	32番５	山林	山林	草地
②	33番５	山林	山林	草地
③	36番２	畑	山林	草地
④	36番３	山林	山林	草地
⑤	36番４	山林	山林	草地
⑥	37番	山林	山林	草地
⑦	38番	山林	山林	草地
⑧	40番１	山林	山林	山林
⑨	40番２	畑	山林	草地
⑩	40番４	雑種地	山林	草地
⑪	41番５	雑種地	宅地	雑種地
⑫	41番６	雑種地	宅地	雑種地
⑬	41番７	雑種地	宅地	雑種地
⑭	52番１	山林	山林	山林
⑮	52番３	山林	山林	草地
⑯	53番１	山林	山林	草地

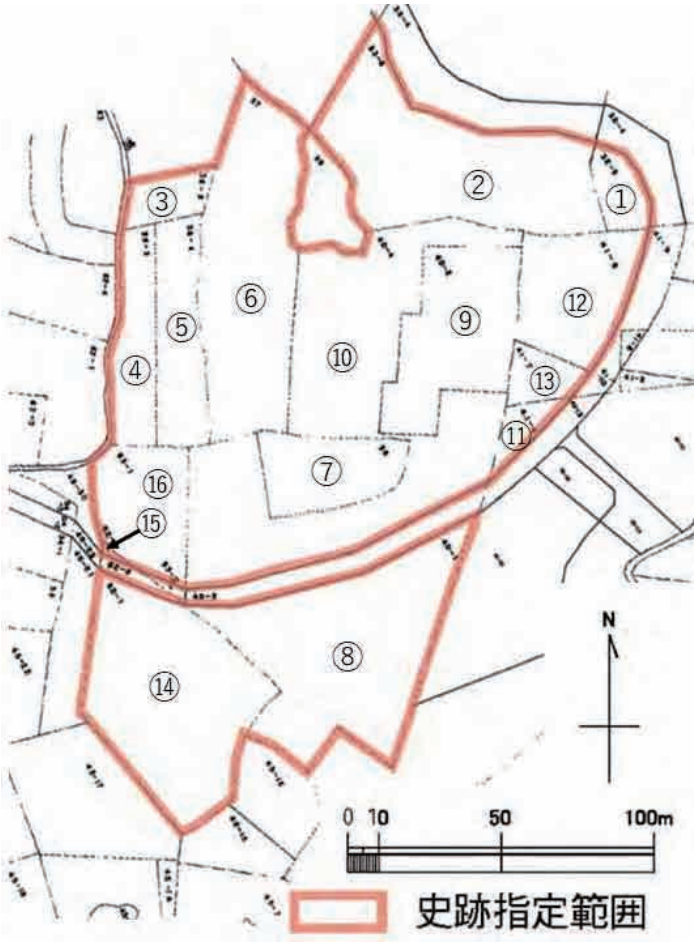


図４－２　史跡指定地（公図）

第２節　規制等

史跡指定地および周辺の土地利用規制は表４－２のとおりである

表４－２　史蹟指定地および周辺の土地利用規制

計画・法令	史跡状況	備考
恵那市都市計画マスタープラン 都市計画法	都市計画区域内 用途指定なし	建蔽率：60％ 容積率：200％（幅員に対する掛率0.4） 日影制限：10m以上の建物 道路斜線制限：1.25 隣地斜線制限：1.25（20m以上）
盛土規制法	宅地造成等工事規制区域内	500㎡超、または盛土で高さ1mの崖を生じるものは許可が必要
農業振興地域整備計画 農業振興地域の整備に関する法律	隣地に農用地区域 図４－３参照	農用地区域は原則開発・転用不可
砂防法	砂防指定地内 図４－４参照	開発には県土木事務所と協議の上、砂防指定地内行為許可申請が必要
森林整備計画	水源涵養機能維持増進林 図４－５参照	伐採には林政課と協議の上、伐採届の提出が必要
景観計画 恵那市景観条例	景観計画区域内	表４－３参照

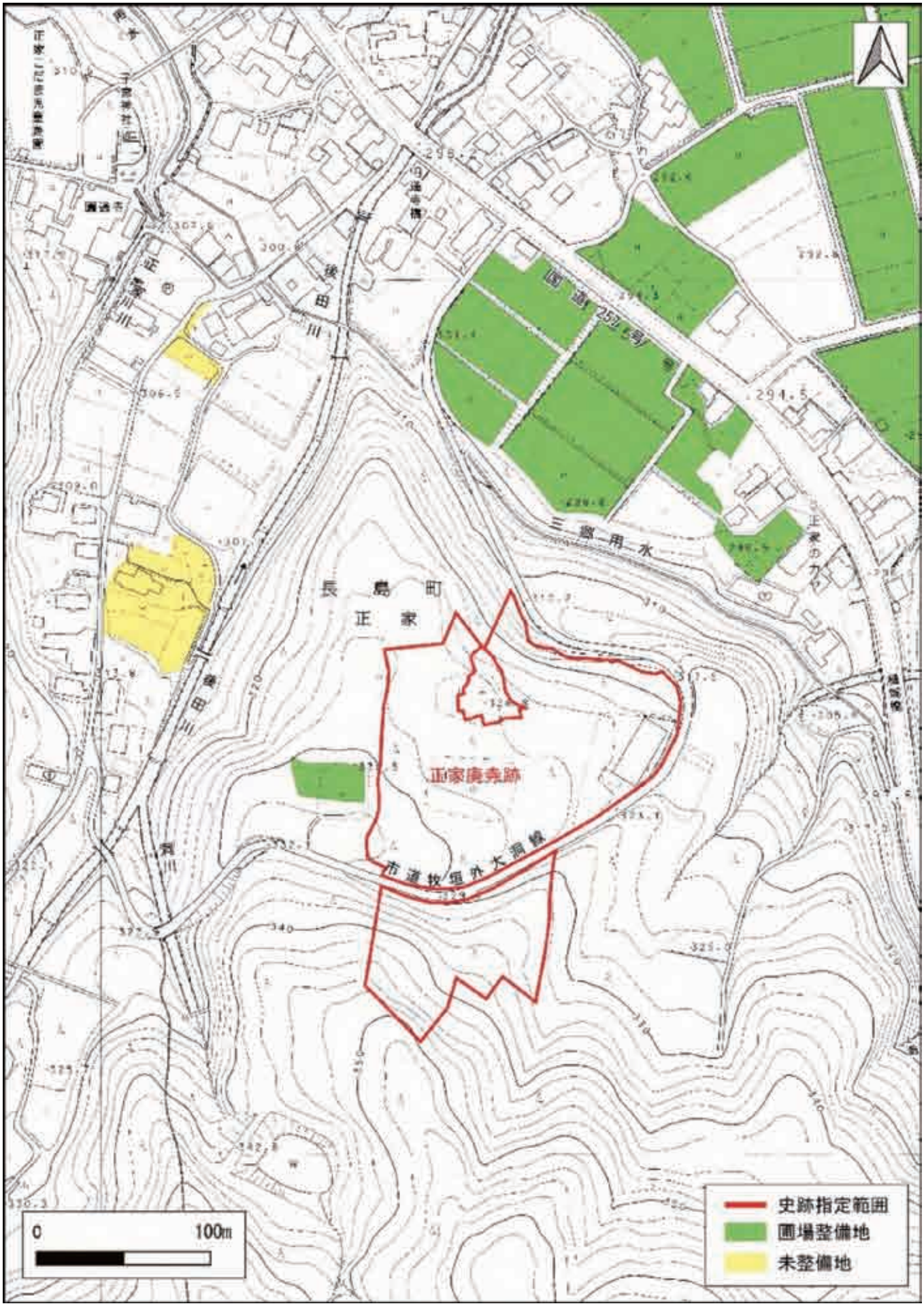


図４－３　農業振興地域内農用地区域

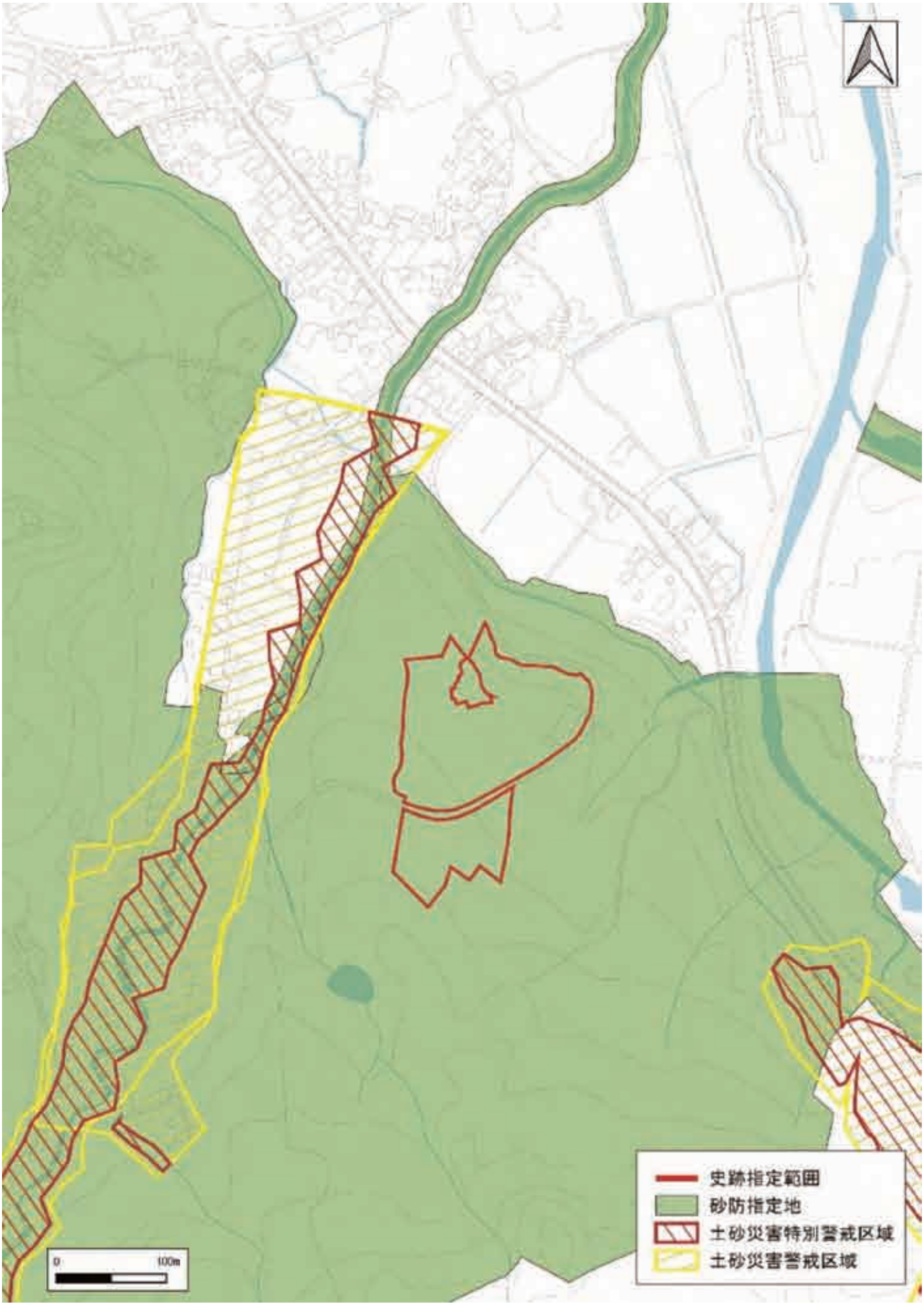


図４－４　砂防指定地、土砂災害警戒区域

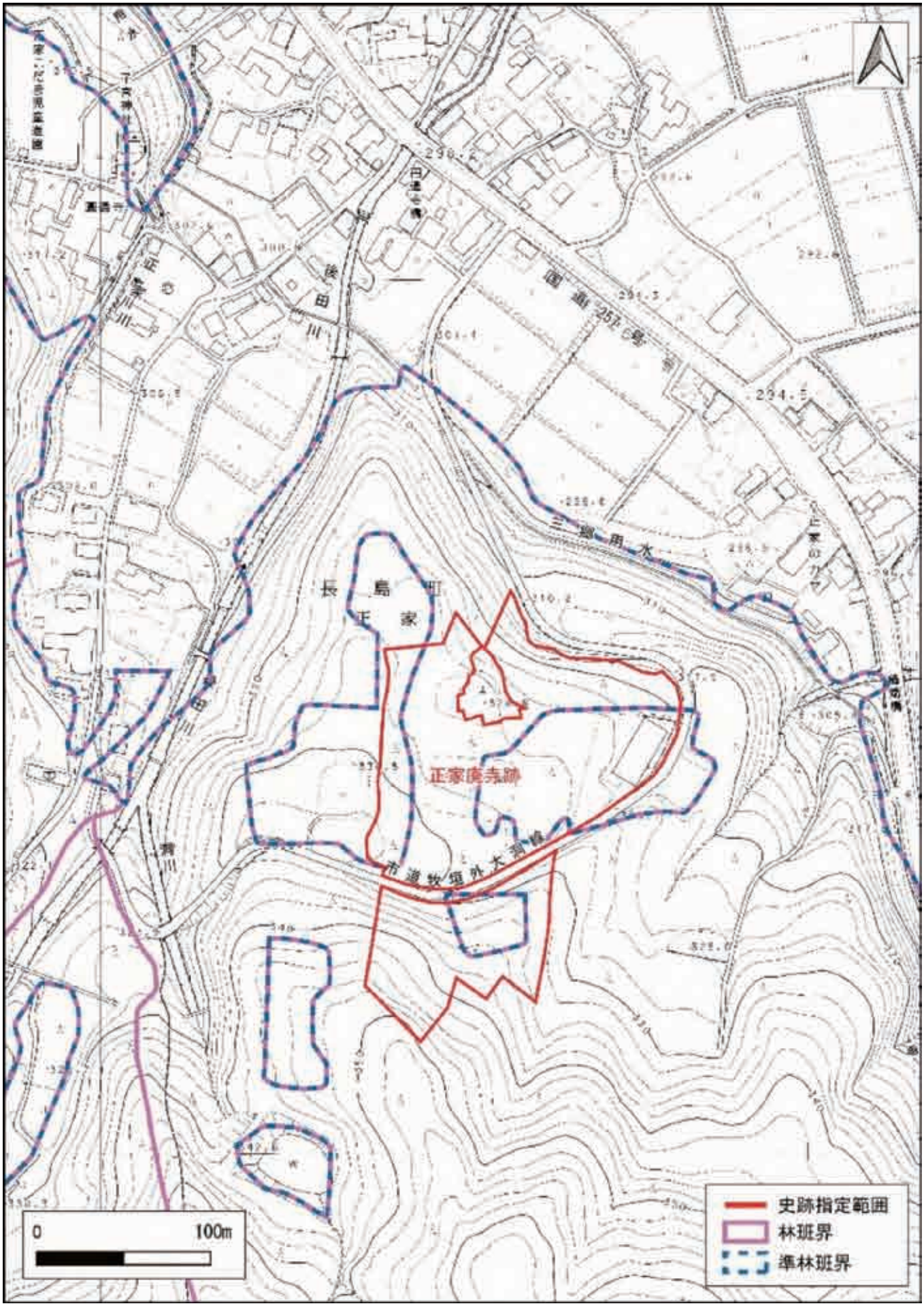


図４－５　森林整備計画区域図（林班界内はすべて区域内）

表４－３　景観計画に基づく規制等（『恵那市景観計画』令和５年より抜粋）

行為の種類		行為の規模・内容	
①建築物の建築等	新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（当該建築物と一体となる工作物を含む） ただし、増築または改築に係る部分の床面積が 100 ㎡以下のものは除く。	規模基準	高さ 10m以上又は同一敷地における建築物の延べ床面積の合計が 1,000 ㎡以上のもの
		色彩基準	外観について、以下の色彩を用いる延べ床面積が 80 ㎡以上のもの。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の 1/10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除く。 R(赤)、Y(黄)　：彩度 3.5 以上 YR(黄赤)　：彩度 5.5 以上 GY(黄緑)～RP(赤紫)：彩度 1.5 以上
②工作物の建設等（※１）	新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。 ただし、工事に必要な仮設のもの及び太陽光発電設備は除く。	規模基準	高さ 10m以上 擁壁、さく、塀の類については、高さが２mかつ見附面積が 50 ㎡を超えるもの
		色彩基準	*建築物の建築等と同様* *（建築物を工作物と読み替える）*
	太陽光発電設備（※２）の新設、増築、改築若しくは外観の過半を変更する修繕又は再配置	規模基準	高さ（※３）10m以上又は事業面積が 1,000 ㎡以上のもの
③開発行為		規模基準	面積が 1,000 ㎡以上のもの
④土石の採取等における土地の形質の変更		規模基準	変更に係る土地の面積が 1,000 ㎡以上のもの
⑤屋外における土砂・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積 ただし、以下のものは除く。 1)家畜用飼料の堆積、および工業団地の区域内で行われる堆積など見通すことができない場所で行われるもの 2)60 日を超えて継続しないもの		規模基準	堆積に係る土地の面積が 500 ㎡以上のもの

注）色彩基準により届けられた行為については、色彩に関わる景観形成基準との適合性のみを審査する。

＜※１工作物＞

①煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、高架水槽、物見塔、その他これらに類するもの（ただし、旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条第１項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）

②彫像、記念碑、その他これらに類するもの

③擁壁、垣（生け垣を除く）、さく、塀、フェンス、その他これらに類するもの

④サイロなどの貯蔵施設、アスファルトプラントなどの製造施設、観光用の乗用エレベーターなどの昇降機、遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、観覧車、飛行塔等）、自動車車庫（建築物であるものを除く）、汚物処理場などの処理施設、その他これらに類するもの

＜※２太陽光発電設備＞

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第２条第３項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。（自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。）

＜※３太陽光発電設備における高さ＞

斜面に連続して設置する場合、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までを高さとする。また、斜面に増設する場合には、既設の太陽光パネル及び架台を含めた高さとする。

第５章　史跡正家廃寺跡の本質的価値

第１節　史跡正家廃寺跡の本質的価値

（１）古代恵奈郡の政治、社会、文化を理解する上で重要な寺院跡であること。

正家廃寺跡は、８世紀中葉に創建され９世紀後半に火災により廃絶した古代寺院跡である。

古代恵奈郡は、西暦677年には成立しておらず、土岐評恵奈五十戸（里）であった（飛鳥池遺跡丁丑年木簡）。恵奈郡の立郡の時期ははっきりしないが、８世紀前半の美濃国では、東山道吉蘇路の開鑿をはじめ、国司笠朝臣麻呂の主導による一連の整備が行われており、この時期にその一環として立郡された可能性が高い。正家廃寺の造営もこの動きと密接に関係するものであり、立郡したばかりの恵奈郡の内実を整えていく一環として進められたものといえる。

８世紀末～９世紀には、六国史に東山道大井駅・坂本駅や恵奈郡の疲弊及び国司によるてこ入れを示す記述が多く見られる。遺物からみた正家廃寺の最盛期はこの時期に当たっており、この時期の都と恵奈郡の関係を考える上で大きな手がかりとなるものである。

さらには、後述するように遺跡の遺存状況はきわめて良好であり、古代寺院が宗教のみにとどまらない施設であったことに留意すれば、今後の調査からこの地域の社会や文化にかかわる資料が得られる可能性は高い。

このように、正家廃寺跡は、奈良時代から平安時代初期の古代恵奈郡の政治、社会、文化を理解する上で重要な遺跡である。

（２）主要伽藍の遺存状況が良好で、出土遺物も豊富であること。

正家廃寺跡の特色として、現存する建築遺構にも発掘遺構にも見られず、飛鳥時代の工芸品である玉虫厨子にのみ類例がある特異な構造の金堂、希少性の高い風鐸や県内でも出土例が少ない奈良三彩短頸壷をはじめとする豊富な遺物、発掘調査時点では日本最古の床板を有する竪穴建物（竪穴建物５）などが挙げられるが、なによりも特筆すべきは、寺域全体が良好な状態で保全されていることである。

西に塔、東に金堂が並び、その北に講堂を配する法隆寺式の伽藍配置を持つ中心伽藍のみでなく、同規模の東方区画、周辺の平坦地が大きな改変を受けることなく伝えられている。このように、維持管理の施設を含めた寺域全体が遺存していることが明らかになっている例は、一部の大規模な寺院があるだけである。岐阜県内においても、関市弥勒寺跡が唯一の例であり、大垣市の美濃国分寺跡、飛騨市の杉崎廃寺跡では、伽藍地の全域が調査されているものの、正家廃寺跡の東方区画にあたるような施設の確認には至っていない。

このように、正家廃寺跡は、地方寺院の全体像を把握することのできる大変貴重な遺跡である。

（３）地域で守られてきた史跡であること。

正家廃寺跡の立地する恵那市長島町正家地区は、古代東山道、近世中山道から現代の中央自動車道・国道・鉄道に至るまで、至近を重要な幹線の通る交通の要衝であり、不断に開発されてきた。このような状況の中で正家廃寺跡が良好な状態で保全されてきたのは単なる偶然ではない。正家廃寺跡の立地する丘陵上には先行して後期古墳が造営され、廃絶後も中世には積石塚、近世には正家村の草分けの家の墓地が造営されるなど、特別な場として存在していた。字名に寺平とあるとおり、地域はこの寺院が存在したことを記憶し続けてきた。高塚状の基壇の存在も古くから意識されており、戦前の昭和５（1930）年には史蹟（史跡）であることを示す花崗岩製の標柱が建てられている。現在も正家廃寺跡に対する関心は高く、平成24（2012）年には正家廃寺保存会が設立され、草刈りや案内ボランティアを担っている。

このように、正家廃寺跡は地域の手によって連綿と保全されてきたのであり、今後も継続して保存活用への取り組みが期待できる。

第２節　史跡正家廃寺跡の構成要素と周辺の諸要素

史跡を構成する要素は以下のとおりである。

（１）本質的価値を構成する枢要の要素

正家廃寺跡が存続した時代の遺構や遺物、またはその保存の歴史を伝える要素。

（２）副次的価値を構成する要素

正家廃寺跡が存続した時代とは異なるが、本質的価値の理解を深めるうえで重要な要素。

（３）その他の要素

上記二つに属さないが史跡指定地内に存在する要素。その他の要素はさらに①史跡に関する要素、②保存活用上有効な要素③保存活用上有効ではない要素、の3つの小区分に分割される。①は現代に設置された史跡に関する要素である。②は史跡とのかかわりがないが、保存活用を行うにあたり有用となる可能性がある要素である。③は史跡の保存活用の妨げとなっている要素である。

それぞれの要素を具体的に当てはめたものが表５－１である。

表５－１　史跡を構成する要素

分類	種別	要素
（１）本質的価値を構成する枢要の要素	露出遺構	金堂基壇、塔基壇、講堂基壇、築地遺構（北辺）
	地下埋蔵遺構	・発掘調査で確認し、調査後埋戻した遺構 経蔵？基壇、築地遺構、回廊遺構、出土遺物、掘立柱建物１・５・７、竪穴建物２・３・５、不明遺構３・４、伽藍地南に隣接する平坦面 ・地下に埋蔵されている正家廃寺存続時期の未確認の遺構
	遺物	・史跡指定地内から出土した正家廃寺存続時期の遺物 ・史跡指定地内に埋蔵されている正家廃寺存続時期の遺物
（２）副次的価値を構成する要素	露出遺構	正家古墳群（1号墳、2号墳）、畑跡
	地下埋蔵遺構	・寺平遺跡など正家廃寺存続時期以外の遺構 竪穴建物６・７、不明遺構５
	遺物	・史跡指定地内から出土した正家廃寺存続時期以外の遺物 ・史跡指定地内に埋蔵されている正家廃寺存続時期以外の遺物
	工作物	文化財石柱
（３）その他の要素	史跡に関する要素	近世道路遺構、近世以降の古道
	保存活用上有効な要素	基準杭、文化財標柱、史跡看板、遺構表示サイン、旧資源センターの上水設備、旧資源センターの排水設備、井戸、電柱、市道、法面保護
	保存活用上調整が必要な要素	墓地参道、正家区共同墓地、樹木
	保存活用上有効ではない要素	切り株

これらの要素の位置は図５－２～４に示した。

史跡の周辺環境を構成する要素は表５－２のとおりである。

表５－２　史跡の周辺環境を構成する要素

（１）古代の遺跡	寺平遺跡（竪穴建物４、不明遺構１・２）、正家古窯群、正家八反田遺跡、染戸遺跡、祖理見遺跡、正家古墳群
（２）中世以降の遺跡	正家積石塚群、正家牧垣外郷倉跡、牧垣外遺跡、馬隠し遺跡
（３）指定文化財	岐阜県天然記念物正家のカヤ
（４）寺社	圓通寺、小宮神社、山の神、秋葉社、金毘羅社、神明社、洲原社
（５）河川	阿木川、後田川、洞川、狐沢（寺平川）
（６）治水	三郷用水、正家堤
（７）年中行事	お不動様のお祭り、大般若会、早起き会、聖天講、祭典、供養祭、どんど焼き（左義長）、山の講（神迎え、神送り）、初午祭り
（８）バッファゾーン	正家廃寺跡に隣接する区域。開発に当たっては史跡の環境に配慮するよう求める。整備の際、史跡内では対応できないものを検討する。台地、樹木、看板
（９）その他の要素	正家区を構成する集落、正家廃寺からの眺望、正家区共同墓地

史跡正家廃寺跡の指定地は、築地で画された二つの区画からなる寺院跡と隣接する山林、雑種地からなっている。構成要素の特定にあたっては、これを生かして、図５－１のように５つの地区にゾーニングした。

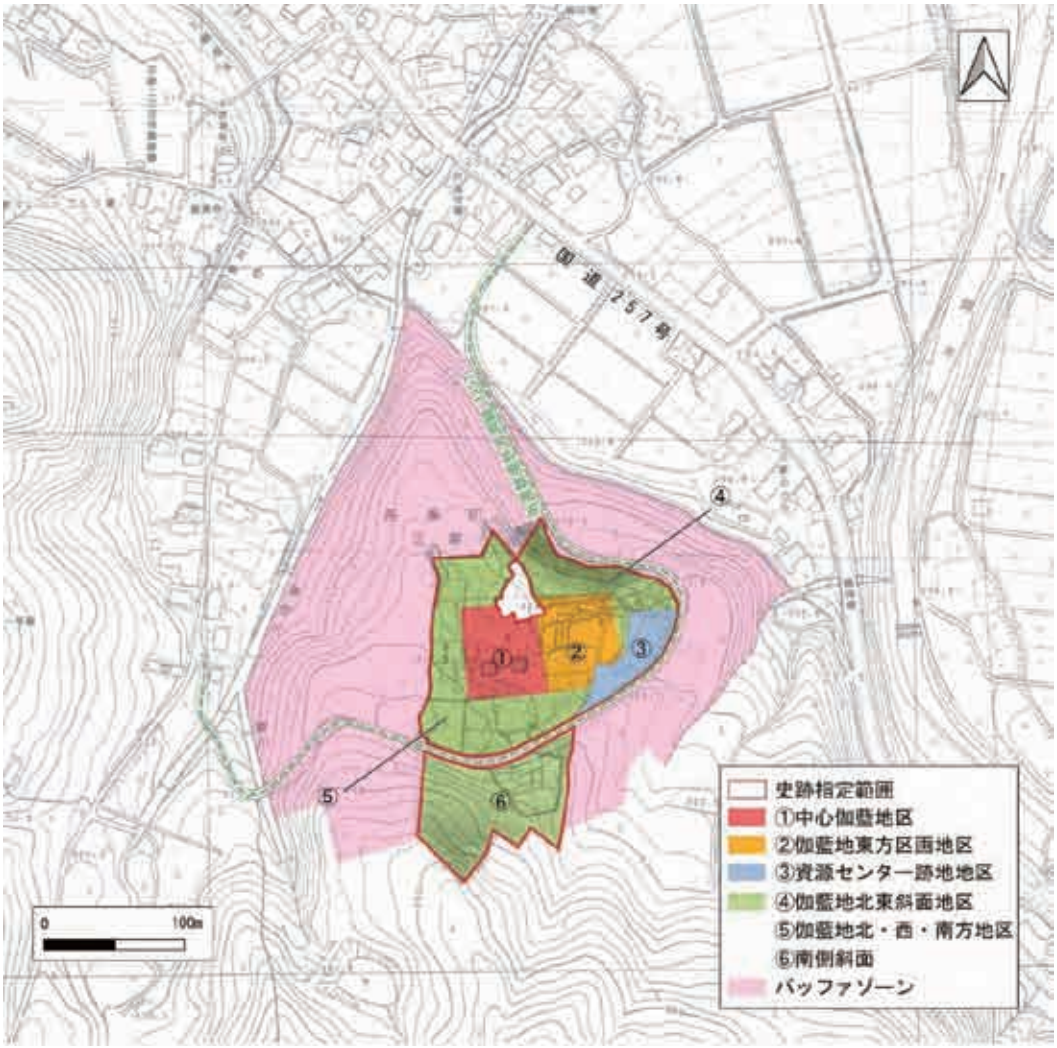


図５－１　史跡内地区区分図

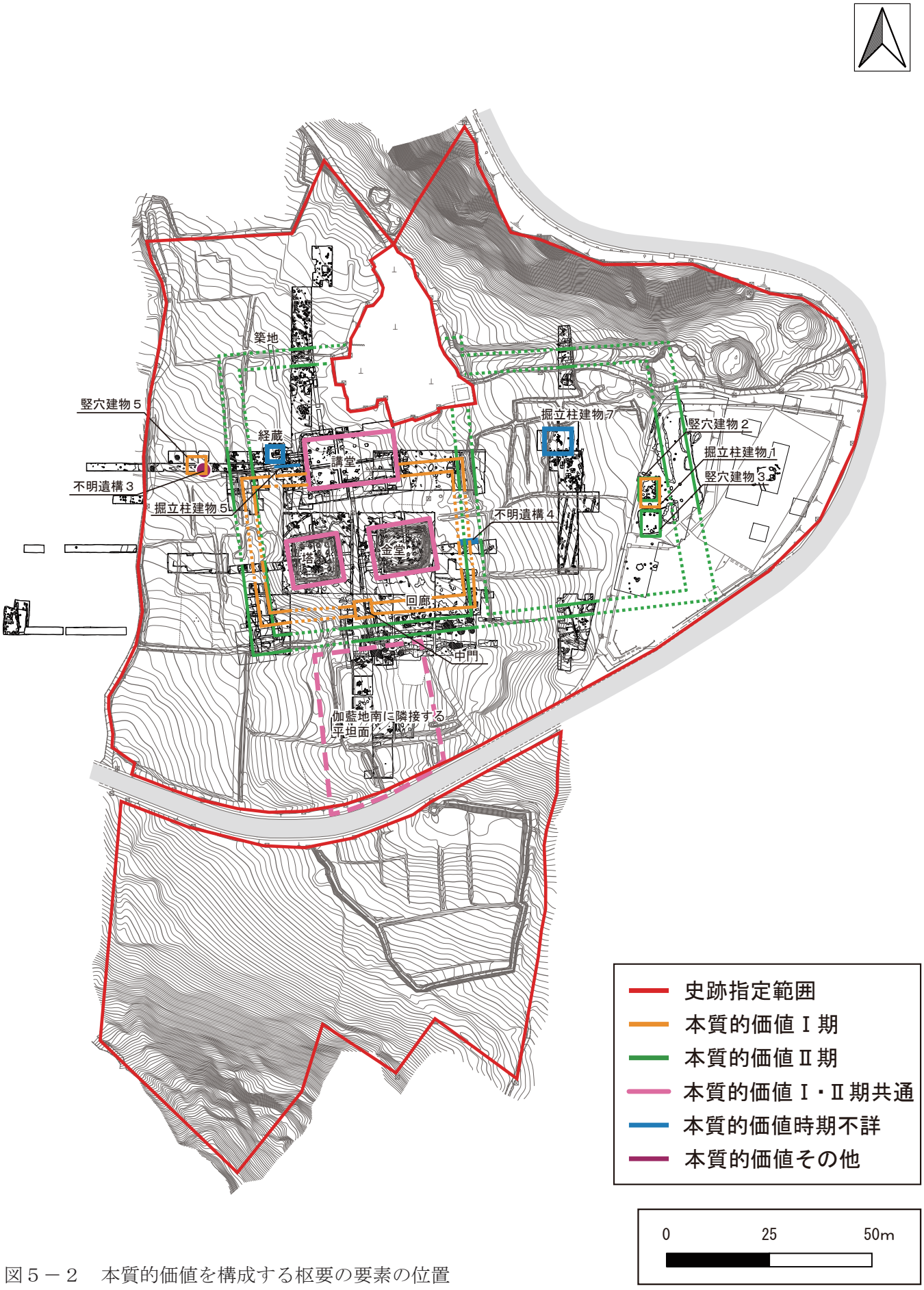


図５－２　本質的価値を構成する枢要の要素の位置



図５－３　副次的価値を構成する要素の位置

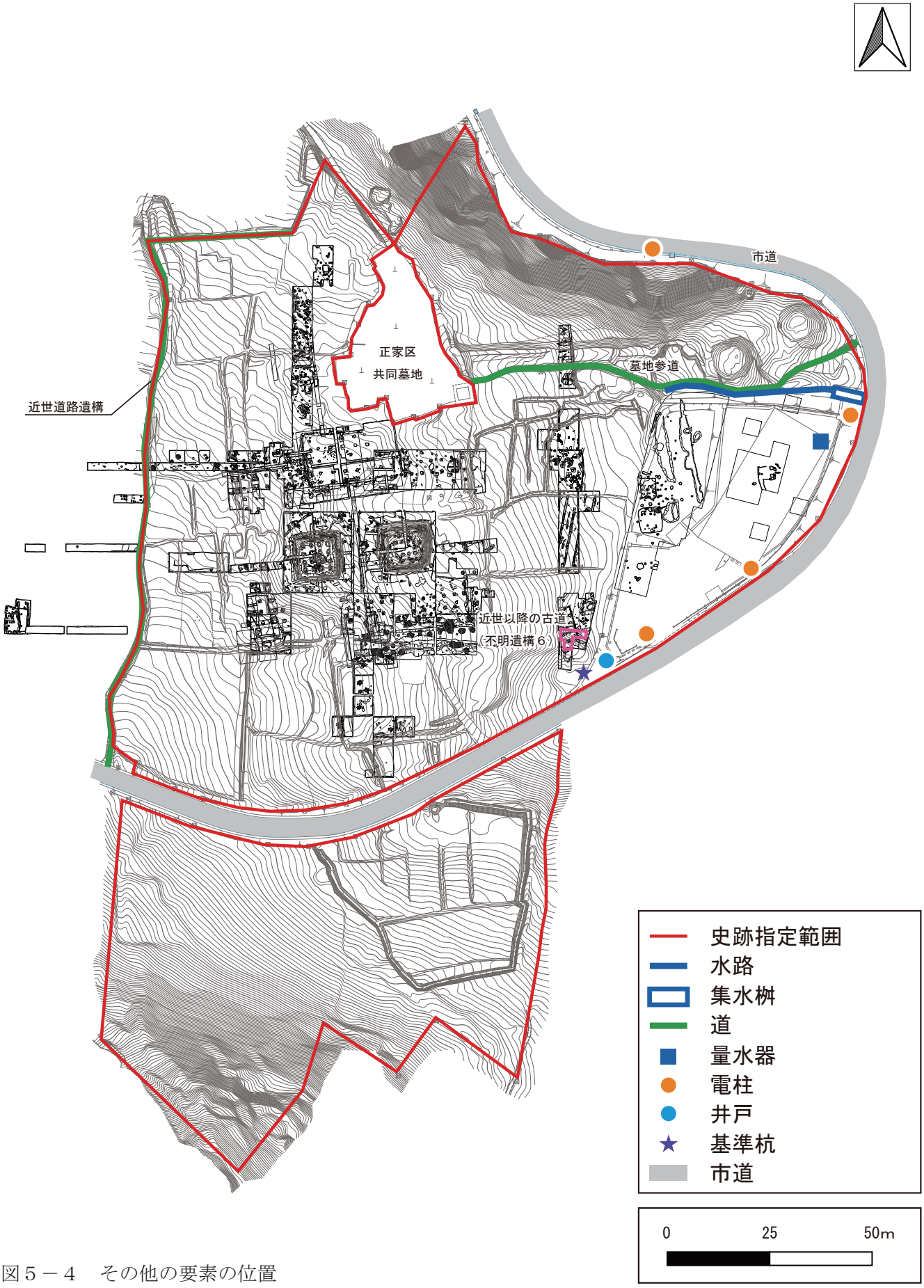


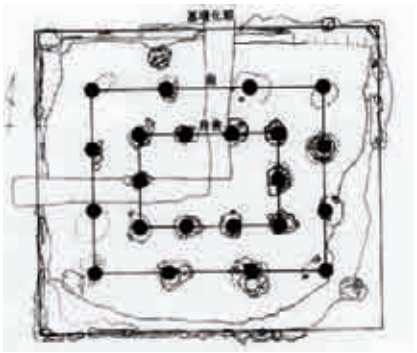
図５－４　その他の要素の位置

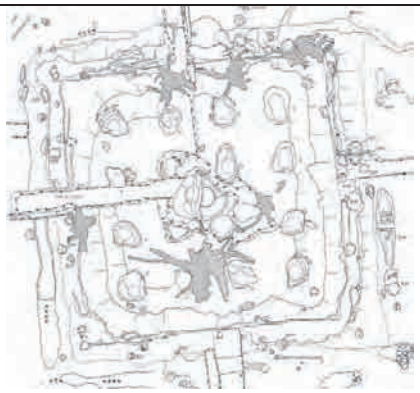
１史跡を構成する要素

１－１中心伽藍地区

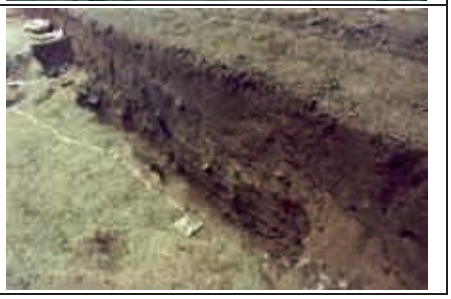
主要な堂塔の配置された伽藍地である。遺構は大きく２時期に分けられ、第２期には東西約54m、南北約70mの築地で画された方形の区画となった。この区画は、現在も土塁状の盛り上がり、段差、畑の区画等として踏襲され、地表面観察で視認することができる。この区画をもってこの地区の範囲とする。なお、後述する伽藍地東方区画とは東辺築地を共有するが、伽藍地外側側溝（東方区画内側側溝）の西側に明瞭な段差があり、これをもって二つの地区を分けた。

（１）本質的価値を構成する枢要の要素

番号	構成要素	適用	図版
1-1-1	金堂基壇	東辺の一部が耕作により削られ、上面は自然の崩落により亀腹状を呈しているが、全体としては良好に保存されている。礎石は、身舎の10石はすべて原位置を保っている。廂の12石は、１石を除いて、移動しているか失われている。 **●基壇の大きさ** 東西11.1m、南北9.9m、高さ1m～1.7m（境内面が傾斜しているため） **●基壇の構造** 版築により築造されている。斜面に直接土盛りをしており、掘込地業は行われていない。基壇化粧は周辺で採取される自然石による乱石積である。 **●建物の構造** 平面形は身舎の四面に廂がとりつく四面廂付建物であるが、身舎が桁行３間、梁行２間、廂は桁行、梁行ともに３間と、柱筋が通らない変則的な形態を取る。身舎の柱間は1.5m等間、廂の柱間は桁行2.4m・2.7m・2.4m、梁行1.95m・2.1m・1.95m、身舎と廂の間隔は1.5m。柱の大きさは直径0.45m。軒の出は不明であるが3m以上と推定される。	 発掘調査時の金堂基壇　全景  平面図
1-1-2	塔基壇	保存状態は非常によく、礎石は16石のうち側柱12石はすべて原位置を保っている。四天柱は１石が原位置を保っている。心礎は二つに割れており、周囲は盗掘により掘り返されているが、そのうちの一つは原位置を保っている。 **●基壇の大きさ** １辺10.2mの正方形。高さ0.7m～1.4m（境内面が傾斜しているため） **●基壇の構造** 版築により築造されている。斜面に直接土盛りをしており、掘込地業は行われていない。基壇化粧は周辺で採取される自然石による乱石積である。心礎は地上	 発掘調査時の塔基壇

		式で、版築を行う前の斜面を水平に造成した段階で据え付けられている。 **●建物の構造** 心礎は地上式で中央に直径0.72mの円形の柱座がある。初層の規模は１辺6mで、柱間の寸法は中央間を広くとると2.1m、両端間が1.95mとなるが、2m三ツ割の等間隔である可能性もある。柱の太さは0.48mと推定される。軒の出は3mと推定される。	 平面図
1-1-3	講堂基壇	金堂、塔と比べると非常に低く、東辺は流出により失われている。礎石は19石が原位置を保っている。 **●基壇の大きさ** 東西21.6m、南北12.6m、高さ0.25m **●基壇の構造** 西側では地山を削り出し、東側では盛り土により築かれる。版築・掘込地業の有無は未調査のため不明である。基壇化粧は周辺で採取される自然石による乱石積であるが、基壇上面に沿って１石が巡るのみである。 **●建物の構造** 桁行７間、梁行４間の四面廂付建物である。柱間は、身舎と廂の間が2.1m、他は3m。軒の出は1.8mと推定される。	 発掘調査時の講堂基壇　全景  **平面図**
1-1-4	経蔵？基壇	講堂の西約10mの位置で検出された。盛り土の上に建てられた１間×１間の掘立柱建物で、北に１間延びる可能性があるが未調査である。盛り土はよく締まっているが版築ではない。また、最低１回の建て替えが行われていると推定される。 建物の性格は、その構造や出土遺物からは判断することができない。位置的には経蔵、鐘楼などに相当する建物である可能性がある。 現状では地表面では観察できない。 **●基壇の大きさ** 不明 **●基壇の構造** ２層の盛り土による。基壇化粧は不明である。 **●建物の構造** １間×１間または、２間×１間の掘立柱建物。柱痕及び抜き取り痕の直径は0.2～0.3m。	 発掘調査時の経蔵？基壇

1-1-5	築地遺構	築地は、北辺では土塁状の高まりとして地上で確認ができる。その他の辺では地下に埋没しているが、後世の地割がこれを踏襲しており、おおよその位置を地上でつかむことができる。 遺構は、ほとんどの箇所では側溝である２本の溝が検出されたのみであるが、北辺では基底部が良好な状態で検出された。構造については北辺の状況により記述する。なお、築地の規模は、側溝の間の平坦部の幅が南辺が3.5m、他の三辺が3mであることから、南辺のみ一回り大きいと推定される。 面的な調査を行った南辺では、内側側溝のうち伽藍中軸線に対応する位置が土橋状に掘り残されていた。門に相当する施設が設けられていたことが推定される。また、外側側溝は、南方の山から流下する水の寺域への流入を防ぎ東方の沢へ排水する機能を有していたと考えられる。 側溝内からは崩落した築土がブロック状になって出土しており、特に西辺では遺存状況が良好である。 **●築地の構造（北辺）** 築地本体の基底部の幅は1.8mで、高さ0.15mが遺存し、版築は２層が観察された。本体の両側に幅0.6mの犬走りが設けられているが、１層の版築により平坦面を造成している。この両側に素掘りの側溝が設けられている。	 発掘調査時の北辺築地  西辺築地築土出土状況
1-1-6	回廊遺構	金堂・塔を囲んで講堂にとりつく、東西53.6m、南北36.15mの単廊の掘立柱建物で、北回廊の幅は2.85m、その他の回廊は2.7mである。掘立柱建物２と『正家廃寺Ⅱ・寺平遺跡』で報告された遺構は、切り合いから築地に先行することが判明している。同様の切り合いは回廊南西部でも検出されている。 また回廊南西端は竪穴建物７の遺構と重なる。 東側に１間多いことは法隆寺式伽藍の特徴を示している。柱の太さは0.3m程度である。 **●北回廊** 梁行１間（柱間2.85m）、講堂東側桁行７間・講堂西側桁行６間（柱間桁行2.55m、ただし両端１間は東西回廊梁行に合わせ2.7m）。講堂にとりつくため、他回廊より一回り大きく作られている。 **●東西回廊** 梁行14間（柱間2.7m）、桁行１間（柱間2.55m）。北回廊両端から南に延びている。	 回廊南東部（掘立柱建物２）検出状況

		●南回廊 梁行１間（柱間2.7m）、中門東側桁行10間（柱間2.55m）・中門西側桁行９間（柱間2.55m）。 **●中門** 梁行２間（柱間２m）、桁行１間（柱間2.5m）の掘立柱建物。	
1-1-7	掘立柱建物５	講堂西側で検出された、東西方向の柱穴列。西へ12.5度傾いており、他の遺構とは方向が一致しないが、東側延長線上に講堂西庇柱中央の礎石がある。時期は不明であるが、講堂の北と南を柵により区画した時期があったと考えられる。	
1-1-8	不明遺構４	伽藍地東辺築地と重複し、築地に先行する遺構。一部を検出したのみで全体の形状は不明。検出した範囲では１辺3.5mの隅丸方形のプランを有する。方形に約0.8m掘り下げた後に版築によって埋め戻されている。何らかの施設の掘込地業の可能性がある。	

（２）副次的価値を構成する要素

番号	構成要素	適用	図版
1-2-1	竪穴建物７	回廊南西端と重複し、築地溝により西半分が削平された竪穴住居の遺構。回廊に先行する。検出した範囲では西辺約3.5m、南辺約2.5で北東が斜めに削れた形をしており、さらに広がりのあった建物と考えられる。西端からはかまど跡が検出された。７世紀中頃と考えられる須恵器の無蓋高杯が出土しており、かまどの完形は残されておらず、出土する土器はすべては編であることから、正家廃寺建立時に建物は削平されたと考えられる。	
1-2-2	文化財石柱	昭和5（1930）年に建てられた花崗岩製の標柱がある。それ自体、正家廃寺跡が地域で守られてきた歴史を示すものである。 もともとは基壇のそばにあったが、第二次発掘調査の折に現在の位置に移設されている。	

（3）その他の要素

番号	構成要素	適用	図版
1-3-1	遺構表示サイン	伽藍地の遺構ごとに仮設の説明板が建てられている。中心伽藍地の説明版は塔跡、金堂跡、講堂跡、伽藍地の４枚である。日射や風雨によって劣化している。	
1-3-2	文化財標柱	アルミ製で、石柱に代わり現在正式な標柱としている。	
1-3-3	切り株	区画内に点在する。切り株の高さは可能な限り切り下げられているが、見学者の歩行の妨げとなっている。	
1-3-4	正家区共同墓地	史跡に隣接する墓地である。中央を伽藍地北辺築地が東西に横断しており正家廃寺跡の一部であるが、現在も墓地として利用されていることから史跡指定を見送った箇所である。ただし位置的に伽藍地に食い込んでいるため、ここでは伽藍地の構成要素として述べる。 **正家区共同墓地** 敷地内は家ごとに区画されており、22区画を数える。この地域の昭和30年代以前の埋葬は土葬であり、墓石は個人または夫婦単位で建てられているが、近年は火葬の普及とともに代々墓への移行が進み、中央に新しい先祖代々の墓石が建てられ、それまでの墓石はその裏にまとめられている区画が多い。最も古い墓石は元禄２（1689）年銘を有するが、これはこの地域で庶民が墓石を有する墓を営み始める時期と一致する。 ここは、江戸時代に庄屋を務めた２家とその分家の墓地であり、正家集落全体の共同墓地は別の場所にある。このことから、正家の草分けの家が、特に寺平の地を選定して墓地を築いたものと考えることができる。 高台から集落を見守る、精神的なよりどころとして	 正家区共同墓地  野弔い休憩施設

		地域住民に大切にされている。 **野弔い休憩施設** 大正10（1921）年９月に墓地関係者が資金を出し合って建設した四阿である。補修・修繕をしながら現在まで大切に使用され続けている。 **礎石と考えられる石** 野弔い休憩施設の基礎として使用されていたが、平成30（2018）年ごろにコンクリートの基礎に替えられたため、すぐ横に残されている。大正期に講堂跡の礎石を転用したものと考えられる。	 礎石と考えられる石

１－２伽藍地東方区画地区

伽藍地の東側に設けられた区画で、第２期には伽藍地と同等の規模を有する築地で囲まれた。寺院の維持管理のための施設が設けられたと推定される。この区画は伽藍地と同様に地表面観察で視認することができるので、これをもってこの地区の範囲とする。ただし、東辺の一部は過去の造成により大きく改変され雑種地となっている。この部分は旧保存管理計画においては資源センター跡地地区に含めていたが、平成４（1992）年度の発掘調査で確認された東方区画の東辺築地が残存しているため、本計画では伽藍地東方区画地区として扱う。

（１）本質的価値を構成する枢要の要素

番号	構成要素	適用	図版
2-1-1	築地遺構	築地は、南、北、東辺すべてで確認した。西辺は中心伽藍東辺築地と共有する。 北辺を除き上部は削平を受けており、２本の溝を確認したにとどまった。２本の溝で挟まれた平坦部の幅は、北、東辺は 3.0m。南辺は正確な規模は不明であるが 3.5m 以上あり、伽藍地同様、他に比べて規模が大きかったと推定される。 南辺は、外側側溝については近世以降の古道（2-3-2）のため全体の規模は不明である。自然の沢になっている可能性もある。内側側溝では土橋が検出され、基壇上には柱穴と推定される土壙が検出されており、この部分に門があったと推定される。 北辺は、遺存状況がよく、地表面で土塁状の盛り上がりを観察することができる。基壇、側溝、土橋上の通路、築地に先行する溝を検出している。良好な状態にもかかわらず築地の基底部が確認されず、溝埋土に含まれる築土ブロックも非常に少ないことから、基壇を構築したのみで築地本体は設けられなかった可能性がある。	 東辺築地・掘立柱建物・竪穴建物検出状況

		東辺は遺存状態が悪く、本来の遺構面より 0.3m 以上の削平を受けているとみられる。内側側溝からは、東方区画内から投棄されたとみられる須恵器や鍛冶関連遺物（鉄滓、炉壁、ふいご羽口）が大量に出土している。	
2-1-2	掘立柱建物１	東辺築地の脇で検出された。桁行４間、梁行２間の南北棟で、柱間は桁行が 1.6～1.8m、梁行が 2.1～2.2mを図る。柱穴は円形で深さ 0.2～0.42m、柱はいずれも抜かれている。後述する竪穴建物２に先行する。伽藍地中軸線と同じ傾きの柱の配置であったため、正家廃寺に関連する施設と考えられる。	 外側の白線が掘立柱建物１
2-1-3	掘立柱建物７	東方区画中心北よりの位置で検出された掘立柱建物跡。約 2.5m 間隔で土壙を正方形に取り囲む形状をしている。土壙には鉄滓や鉄片、炭化物混じりの焼土が含まれているが土壙底は焼けていない。伽藍地中軸線と同じ傾きの柱の配置であったため、正家廃寺に関連する施設と考えられる。	
2-1-4	竪穴建物２	東西 3.8m、南北 4.9mの隅丸方形で、南東隅に入口状の張り出しがある。大きく削平されており、壁高は 0.15mしかない。東壁中央よりにかまどを有する。床面は北半分は地山のままであるが、南半分は貼床となっている。床面の３箇所で薄い焼土の堆積を検出した。主柱穴は検出されず、壁面に沿ってピットが検出されており、壁柱と推定される。遺物はいずれも廃絶後の堆積とみられ、確実に遺構に伴うものは出土していない。伽藍地中軸線と同じ傾きの柱の配置であったため、正家廃寺に関連する施設と考えられる。	 中側の白線が竪穴建物２
2-1-5	竪穴建物３	東西 5.8m、南北 6.3mの隅丸方形で、大きく削平されており、壁高はよく残っているところで 0.1mを計る。北壁中央にかまど、北東隅に貯蔵穴土壙を有する。遺物はいずれも廃絶後の堆積とみられるが、二彩浄瓶の頸部が出土していることが特筆される。伽藍地中軸線と同じ傾きの柱の配置であったため、正家廃寺に関連する施設と考えられる。	

（2）副次的価値を構成する要素

番号	構成要素	適用	図版
2-2-1	不明遺構5	東方区画築地南辺土橋部分北の土壙 354 底部より検出されたかまどの一部と考えられる遺構。土壙 354 は南北 1.3m、東西 0.9m、深さ 0.15m。整地土ではなく地山から掘り込まれており、東方区画造成前の竪穴建物の一部と考えられる。	

（3）その他の要素

番号	構成要素	適用	図版
2-3-1	切り株	地区内に点在する。切り株の高さは可能な限り切り下げられているが、見学者の歩行の妨げとなっている。	
2-3-2	近世以降の古道	『正家廃寺Ⅱ・寺平遺跡』で不明遺構6としたもので、南辺築地と重複して伽藍地まで続く道路遺構である。現市道が設けられるまで畑への進入道路として使用されていたと推定している。	
2-3-3	墓地参道	市道から集水桝北を通って墓地に至る道。東方区画内の参道は築地内側の溝跡をなぞる。市道からの入り口部分はマルチで養生され、築地直前まで南側には旧資源センターの側溝が残されている。	

１－３資源センター跡地地区

平成４（1992）年に建設された恵那市資源センターの跡地をもってその範囲とした。保存管理計画では現東方区画の一部も含まれていたが、本計画では遺構のない一段下がった場所と範囲を改めた。

（３）その他の要素

番号	構成要素	適用	図版
3-3-1	旧資源センターの上水設備	**量水器** 地区北寄りの場所に位置する。令和２（2020）年５月に上水を休止している。	 量水器
3-3-2	旧資源センターの排水設備	下水、浄化槽ともに未設置である。 **側溝** 旧資源センター敷地北辺に設置され、築地東辺手前から集水桝まで続いている。 **集水桝** 側溝の雨水が流れ込み、麓まで排水管が伸びている。 **排水管** 正確には史跡指定地外だが旧資源センターと関連する施設のためここで述べる。集水桝を起点に史跡南東を流れる寺平川まで伸びている。この配水管の通る土地は恵那市が賃借している。	 集水桝
3-3-3	井戸	地区南端付近にある、埋め戻しと息抜きのされた井戸。	
3-3-4	電柱	道路に面し中部電力の電柱が3本設置されている。26シ033で電線は終わっている。 26シ033　ケーブル支線１本 26シ032　コンクリート支柱１本 26シ031　コンクリート支柱１本	 26シ032

１－４伽藍地北東斜面地区

史跡指定地北東の段丘崖となっている箇所で、西は墓地、南は伽藍地東方地区・資源センター跡地地区と接している。他の地区と異なり、大半が急斜面であるため、独立した地区として扱う。

（２）副次的価値を構成する枢要の要素

番号	構成要素	適用	図版
4-2-1	正家古墳群（１号墳、２号墳）	資源センター跡地地区に隣接して２基が並んで立地している。いずれも直径５～６ｍの小円墳で、石室は確認していない。正家廃寺に先行するものと考えられる。	 正家1号墳

（２）その他の要素

番号	構成要素	適用	図版
4-3-1	墓地参道	市道から集水桝北を通って墓地に至る道。東方区画内の参道は築地内側の溝跡をなぞる。市道からの入り口部分はマルチで養生され、築地直前まで南側には旧資源センターの側溝が残されている。	
4-3-2	電柱	道路に面し中部電力の電柱が2本設置されている。 26シ041　ケーブル支線１本 25シ942　ケーブル支線１本	 26シ041
4-3-3	切り株	地区内に点在する。切り株の高さは可能な限り切り下げられているが、見学者の歩行の妨げとなっている。	

4-3-4	法面保護	市道整備時に施工したと考えられる法面保護のフレームが草の間から確認できる。	

１－５伽藍地北・西・南方地区

これまで述べた以外の箇所で、伽藍地の北側、西側、南側の平坦面である。

（１）本質的価値を構成する枢要の要素

番号	構成要素	適用	図版
5-1-1	伽藍地南に隣接する平坦面	明瞭な遺構は検出されず、また、出土遺物も50点ほどであった。伽藍地前の広場であったと考えられる。伽藍地南辺築地を北端に、南北25m、東西20mが発掘されているが、それ以上の広がりも考えられる。	
5-1-2	竪穴建物５	伽藍地の西で検出された、床板を有する竪穴建物跡。 １辺3.7mの隅丸方形で、北壁中央にかまどを有する。８世紀中葉に比定される。焼失建物で、床面の全域から炭化した床板が検出された。床板を有する竪穴建物跡としては、調査時点では最古の事例であった。出土遺物から正家廃寺建立時の施設と考えられ、床板を有することから、土を避ける作業をしていたものと思われる。	
5-1-3	不明遺構３（礎石建物）	竪穴建物５の埋土上面で検出された礎石で、直径0.4mの扁平な石を一回り大きな据え付け穴をうがって据え付けている。対応する礎石は未調査であるが、伽藍地の西方に施設があった可能性を示唆している。	

（2）副次的価値を構成する要素

番号	構成要素	適用	図版
5-2-1	竪穴建物6	伽藍地の北で検出された。 正確な規模は不明であるが、１辺5.5m以上の隅丸方形で、中央北西寄りに炉が設けられている。５世紀末以前の遺構である。	

（3）その他の要素

番号	構成要素	適用	図版
5-3-1	近世道路遺構	史跡指定地の西を限る里道と重複して、近世の鍋山道の遺構と推定される帯状の砂礫の堆積を検出している。正家廃寺跡とは直接関係のない道路であるが、土地利用や正家集落との連絡を知る上で重要な要素である。市道南へ続く箇所は小社巡りで使用されている。	
5-3-2	史跡看板	市道に隣接して設置されている。地面に固定されず、コンクリートの重さで立っている。	
5-3-3	市道	厳密には史跡指定地外であるが、地区の中央を国道257号から分岐した市道が横断している。路面は周りより一段低くなっており、遺構面は既に削平されていると推定される。史跡への唯一の自動車通行可能な道路であり、維持管理のための施設として有効である。	
5-3-4	切り株	地区内に点在する。切り株の高さは可能な限り切り下げられているが、見学者の歩行の妨げとなっている。	
5-3-5	基準杭	資源センター跡地地区との境界の市道付近に位置している。コンクリートの杭がコンクリートの覆いと蓋によって厳重に保護されており、今後調査や整備を行う際に非常に有効な要素である。	

１－６南側斜面

地番の関係上指定地内に含まれている。筆界そのものが正家廃寺跡の地割りを反映している可能性がある。

（２）副次的価値を構成する要素

番号	構成要素	適用	図版
6-2-1	畑跡	地区東側山林の中に残る近世から近代の畑跡である。溝はほぼ方形に土地を区画し、区画内は平坦である。正家廃寺跡の築地溝同様に、正家廃寺の遺構を利用していた可能性も考えられる。この溝の形状は林班境界とほぼ同じであり、当該地は森林整備計画上、森林ではない。	

（３）その他の要素

番号	構成要素	適用	図版
6-3-1	樹木	全域がヒノキの人工林である。これらの樹木は正家廃寺跡とは直接関係のないものであり、また根株によって地下の遺構に影響を与える恐れがある。また、低木や笹も散見される。	

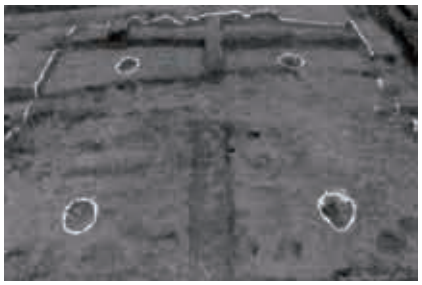
２周辺環境を構成する諸要素

図５－５は、史跡周辺の周知の遺跡の分布を示したものである。図５－６はこれに加えて、正家区を中心として、寺社や石造物、古道などの歴史・文化資源を示したものである[8]。

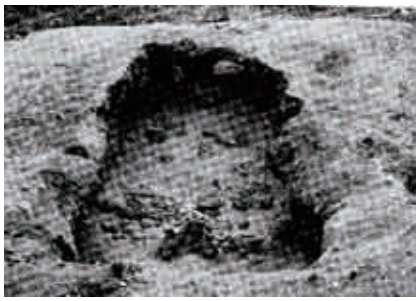
恵那盆地における古代・中世の遺跡は、正家廃寺跡周辺に多く分布しており、東山道の経路もこの付近に推定されている。近世の古道は、正家廃寺跡北の圓通寺橋付近を起点として周囲の村と連絡している。また、秋葉社、金毘羅社、青観堂などの近世から続く社祠は正家廃寺跡周辺の山地に立地しており、山とのかかわりの深さをうかがうことができる。

このうち、史跡に隣接する遺跡や文化資源、自然的要素を挙げると次のとおりである。

（１）古代の遺跡

構成要素	適用	図版
寺平遺跡	正家廃寺跡の立地する丘陵平坦面全域を範囲とする縄文及び古代の散布地。正家廃寺跡に関連する遺構がある可能性がある。発掘調査で検出された遺構は以下のとおりである。 ・竪穴建物４ 遺物の時期から竪穴建物５と同時期の正家廃寺建立時の施設と考えられる。	

8 本図は正家寺平歴史の里整備構想研究会がワークショップを通じて作成したものである。（同会編『正家寺平歴史の里整備構想報告書』、2010 年）

	・不明遺構１ ・不明遺構２	竪穴建物４
正家古窯跡群	正家廃寺跡の西350m、後田川との東向き斜面に分布する3基からなる灰釉陶器窯で、いずれも美濃窯編年の虎渓山１号窯式期に比定される。１号窯は昭和57（1982）年に発掘調査された後埋め戻されて保存されている。２号窯、３号窯は市道上にあり、大部分が滅失しているとみられる。	 正家１号窯
永田古窯跡群	正家廃寺跡の西南西1300m、正家古窯群と同じ尾根の東側斜面の城ケ洞に分布する。灰釉陶器窯５基、山茶碗窯４基の計9基であったが、多くが滅失し、現存しているのは２・７・９号窯のみである。1号窯はすでに滅失したものの、優れた緑釉陶器を生産した窯として知られている。	 永田５号窯跡
正家八反田遺跡	正家廃寺跡の北側の低地に広がる古代から中世の散布地。範囲は確定していないが、現在の正家集落を中心として広範囲に広がっていると推定される。昭和56（1981）年に圃場整備に伴って一部が発掘調査されており、13世紀の土壙墓及び古瀬戸・貿易陶磁を大量に含む土器溜まりなどが検出されている。	 八反田遺跡宋銭出土状況
染戸遺跡群	正家廃寺跡の北東の阿木川右岸に広がる縄文～中世の大規模な散布地である。８世紀から９世紀の須恵器が採集されており、ここに恵奈郡家や大井駅家を比定する説もある。また、遺跡の中には、染戸石塔群（律宗系五輪塔・宝篋印塔・多層塔など）や東野陣屋跡（近世岩村藩上郷陣屋跡）が立地している。	 染戸遺跡出土縄文土器
祖理見遺跡	永田・正家古窯跡群のある丘陵の西側の谷に立地する、古墳～奈良時代の集落遺跡。正家廃寺跡と同時期の掘立柱建物、土師器、須恵器、緑釉陶器が出土している。	 祖理見遺跡出土土師器高杯

正家古墳群	詳細は不明であるが現在は5基確認されている。１号墳と２号墳は正家廃寺跡に隣接する（４－２－１）。３～５号墳は寺平川両岸の尾根上に位置する。発掘調査等が行われていないため、詳細は不明である。	

（２）中世以降の遺跡

構成要素	適用	図版
正家積石塚群	正家廃寺跡の南南西450mのところにあり、東西150m、南北100mの範囲内に13基が確認されている。 人頭大の石を円墳状に積み上げたもので、平面形は円形から長円形を呈する。直径は3～9m、高さは0.2～1mときわめて低い。現状は積石が滑落した状態にあり、本来はもっと高いとみられる。石材は周辺に分布する濃飛流紋岩とチャートの角礫・円礫である。 昭和51（1976）年に全基の実測調査及び２基の発掘調査が行われ、中世の塚であることが判明している。	
正家牧垣外郷倉跡	近世正家村の郷蔵跡であり、石垣が残されている。牧垣外遺跡と八反田遺跡に挟まれて立地している。	
牧垣外遺跡	中世の山茶碗が採取された散布地である。八反田遺跡に隣接し、寺平の丘陵のすぐ麓である。	
馬隠し遺跡	痩せ尾根を介して上方の「大小屋」と下方の「端小屋」が離れており、それぞれが独立的な構えとなっている。戦国期の山城の特徴を示す構造を有する。伝承によれば戦国期に戦乱を避けるために付近の百姓が避難した小屋跡とされる。	

正家廃寺跡周辺には多くの埋蔵文化財包蔵地域が分布している。周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地は図５－５に示す。

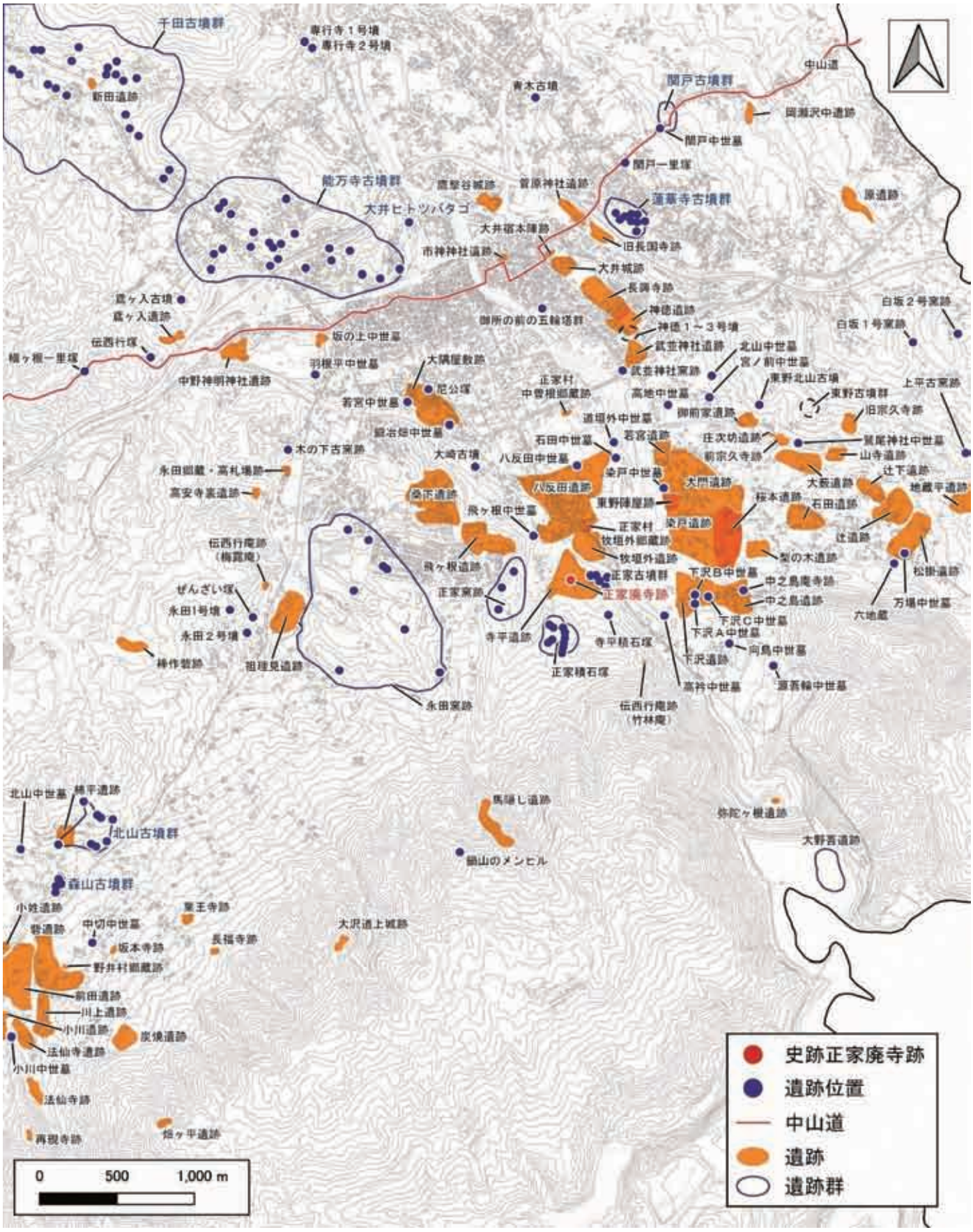


図５－５　正家廃寺周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

（3）指定文化財

構成要素	適用	図版
正家のカヤ	昭和45（1970）年４月７日県指定、岐天第121号。正家廃寺跡の立地する丘陵の直下の国道沿いにある。目通り幹周り4.1m、樹高18m。岐阜県天然記念物に昭和45年に指定された。	
正家の石幢	「宝永三年」と刻まれた六角で重制、龕部は六地蔵が彫られている。築出集落の中心付近に位置する。	
積石塚	（2）中世以降の遺跡を参照	
仏涅槃図	圓通寺蔵。箱書に「維時元禄己巳歳仲春十三」（1689）とある。	
正家古窯跡	（1）古代の遺跡を参照	
永田古窯跡	（1）古代の遺跡を参照	
染戸五輪塔	中世の石塔であり、３基の大型の律宗系五輪塔を含む。材質はすべて花崗岩である。正家廃寺跡から見て阿木川対岸の東野にある。	
染戸宝篋印塔	昭和44（1969）年１月22日県指定、岐重第241号。岐阜県指定文化財である。明徳癸酉年7月25日（1393）と台座に彫られている。材質は砂岩である。染戸五輪塔の隣にある。	
鍋山のメンヒル	鍋山から岩村に至る岩村街道の途中に立つ二つの岩。立石とも呼ばれている。夏至の日には岩の間から朝日がのぞくことが知られている。	

（4）寺社

構成要素	適用	図版
圓通寺	元亀３（1572）年に青松山圓獄寺があったが、武田勝頼の岩村攻めに伴い焼き払われたとされる（鈴木鏡市家文書)。その後前身となった観音堂があったが、正保４（1647）年に千旦林村大林寺より高僧徳外玄隆和尚を招き開創された。享保年中に伊豆三島より古仏の不動尊と大般若経巻を譲り受け、祈祷書として信仰を集めた。本尊は聖観世音菩薩木像、宗派は曹洞宗である。	
小宮神社	慶安３（1650）年の創建と伝えられる。正家村全体の惣氏神社であり、祭事の導師は圓通寺住職が務めてきた。祭神は木花咲夜姫であり、御神体は石棒風の祭祀石器と言われている。	
山の神	正家廃寺跡すぐ北西の祠である。2月と10月にお祭りがある。かつては鍋や釜をもって現地でお祭りしていたが、現在は年二回当番の者が清掃とお供えをし、お祭りは正家公民館で行っている。	
金毘羅社	小社巡りの際に巡る祠の一つ。正家廃寺跡南西の小径から南へ山に入って進み、左手に見える高まりの上にあり、最初に巡る。	
秋葉社	小社巡りの際に巡る祠の一つ。金毘羅社すぐ東の一段低い高まりの上にあり、２番目に巡る	
神明社	小社巡りの際に巡る祠の一つ。金毘羅社から西へ進むと参道がまっすぐ南に伸びている箇所があり、その奥に位置する。小社の中では最も大きい。３番目に巡る。	
洲原社	小社巡りの際に巡る祠の一つ。集落の脇、洞川と馬香川の合流地点の近くにあり、小社の中では最もアクセスが容易である。４番目に巡る。	

（5）河川

構成要素	適用	図版
阿木川	八反田遺跡や染戸遺跡など遺跡の点在する扇状地を形成した川。阿木川ダムによりせき止められた部分が扇状地の南端である。	
後田川	馬香川（西）と洞川（東）が合流し、寺平大地北西端を縁取り、阿木川に注ぐ川。護岸工事が施されている。上組の北辺の境界でもある。地元では洞川とも呼ばれる。馬香川の上流には馬隠し遺跡がある。	 馬香川・洞川合流地点
寺平川 （狐沢）	寺平大地南東を流れ、樋端橋を潜り阿木川に注ぐ。旧資源センター跡地の集水桝から続く暗渠排水の出口でもある。正式には寺平川であるが、地元では狐沢とも呼ばれている。	

（6）灌漑施設

構成要素	適用	図版
三郷用水	明和９（1772）年には開削されていたが、度重なる流失や劣化により、改修が繰り返され、平成２年まで大規模な改修が行われてきた。取水は阿木川ダム下の堰からであり、山本用水と共有している。寺平丘陵斜面の下部を横切っている。	
正家堤	三郷用水改修以前に使用されていた昭和初期の農業用ため池。現在は使用されていないが、正家財産区が所有し、草刈り等の管理をしている。堤から洞川が流れ、後田川となる。	

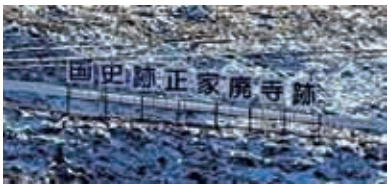
（7）年中行事

施設名（場所）	行事名	内容等	開催日
圓通寺	お不動様のお祭り	享保年間に伊豆の三島から迎えたお不動様をまつる。	3月28日（旧2月28日）
圓通寺	大般若会	全檀信徒の家内安全、身体健全等を祈る。	3月28日（旧2月28日）
圓通寺	早起き会	子供がラジオ体操のあと般若心経を唱える。	夏休み期間

		50年続いている。	
圓通寺	聖天講	岩村のお姫様から預かった聖天様の祈願法要を会費制で行う。	12月31日
三郷稲荷神社（正家・中野・永田境）	祭典	鍋山が正家村、中野村、永田村の三村が利用する木草山として争論が絶えず、入会地が設定されたことに由来し、現在も３地区で祭る。	4月7日
小田垣様の碑（圓通寺境内）	供養祭	正家の恩人である小田垣弾三の命日に区の役員で供養する。	5月23日
どんど場（正家区内水田）	どんど焼き（左義長）	小正月に大正月に飾った門松等を各自治会の水田に集めて燃やす。かつては自治会ごとに行っていたが令和７年からは正家区全体でまとめて実施している。	1月14日頃
山の神（上、中、下、清水・築出）	山の講（神迎え、神送り）	山を守り、山を司る神様をまつる。長さ約1mの程の木か竹串の先端の方50cmにご飯を握りつけた五平餅を祠の前で作って供えた。現在は購入したものを備えている。	2月6日、10月6日
嶺の馬頭観音（嶺山）	初午祭り	正家の5つの組（上、中、下、清水、築出）が交替で祭り、役員で赤飯、おにぎり、お神酒を供える。	2月の最初の午の日
青観堂（鍋山）	馬頭観音祭	長島小学校75町歩の所有林にあり、学校林委員会で祭っている。	5月12日
金毘羅社・秋葉社・神明社・洲原社	小社めぐり	神社総代、正家区役員が4つの小社を巡ってお供えをする。	5月初旬
津島神社（子宮神社境内）	提灯まつり	疫病退散、厄払い祈願の祭り。	7月16日
子宮神社	例大祭	正家地区の鎮守。五穀豊穣、家内安全を祈る神事と子ども獅子のお祓いをする。	9月第4日曜日
子宮神社	お湯立て	お湯を沸かして神事の後に投げ餅を行い、無病息災を祈る。	12月15日
次米斎田	次米お田植祭り	平成23年に始まった次米みのりまつりの第一幕。朝廷に次米を献納したことを再現する一連の行事を行っている。	5月
次米斎田	次米抜き穂祭り	次米みのりまつりの第二幕。次米お田植祭りで植えた稲を収穫するイベント。	9月
恵那駅前	恵奈の次米献納行列	次米みのりまつりの第三幕。ENAみのじのみのり祭第1日目に行われ、抜き穂祭で収穫した新穀を、次米として恵奈の評督へ延納する様子を再現する。	9月
恵那駅前	お米の楽市	次米みのりまつりの第四幕。次米斎田で収穫	9月

		された次米のお裾分けや展示を行う。	
奈良薬師寺	天武忌	次米みのりまつりの第五幕。薬師寺の大講堂と天武陵に次米を献納を献納する。	10月

（8）バッファゾーン

構成要素	適用	図版
森林	多くは針葉樹であり、正家廃寺跡の東側以外を取り巻いている。	
はなもも	正家廃寺跡から東側を望む景観確保のために伐採された箇所に新たに植樹された樹木。地元が管理している。	
看板	東側樹木が伐採された後、令和５(2023)年度にガードレールに設置された。国道から「国史跡正家廃寺跡」と読めるように建てられている。	

（9）その他の要素

構成要素	適用	図版
正家区を構成する集落	正家区は、この地域の自治組織で、上、中、下、清水、築出、宮ノ前、後田、南が丘、永平団地、清水西、セキュレアガーデンの11自治会から構成されている。その範囲は、現在は大字「正家」となっている近世正家村の範囲と概ね一致する。 集落は、世帯の増加や市街化の進行によって境界が不明確になりつつあるが、自治会ごとにまとまって立地している。史跡指定地と接するのは上・中の集落で、国道257号、洞川沿いに鍋山に向かう旧道沿いに集落が形成されている。 主要な宗教施設である円通寺（曹洞宗）・子宮神社は、史跡指定地北西の洞川対岸の丘陵上にある。この二つの檀家及び氏子組織も概ね正家区民からなる。	 正家集落遠景（左端正家廃寺跡、中央より奥が正家、手前は東野）
正家廃寺からの眺望	伐採を行ったことで東側へ展望が開け、寺平周辺の地理的特徴がわかりやすくなっている。遠方には恵那山や御嶽山を望むことができる。	

指定文化財及び寺社、他周辺の歴史的環境について図５－６で示す。

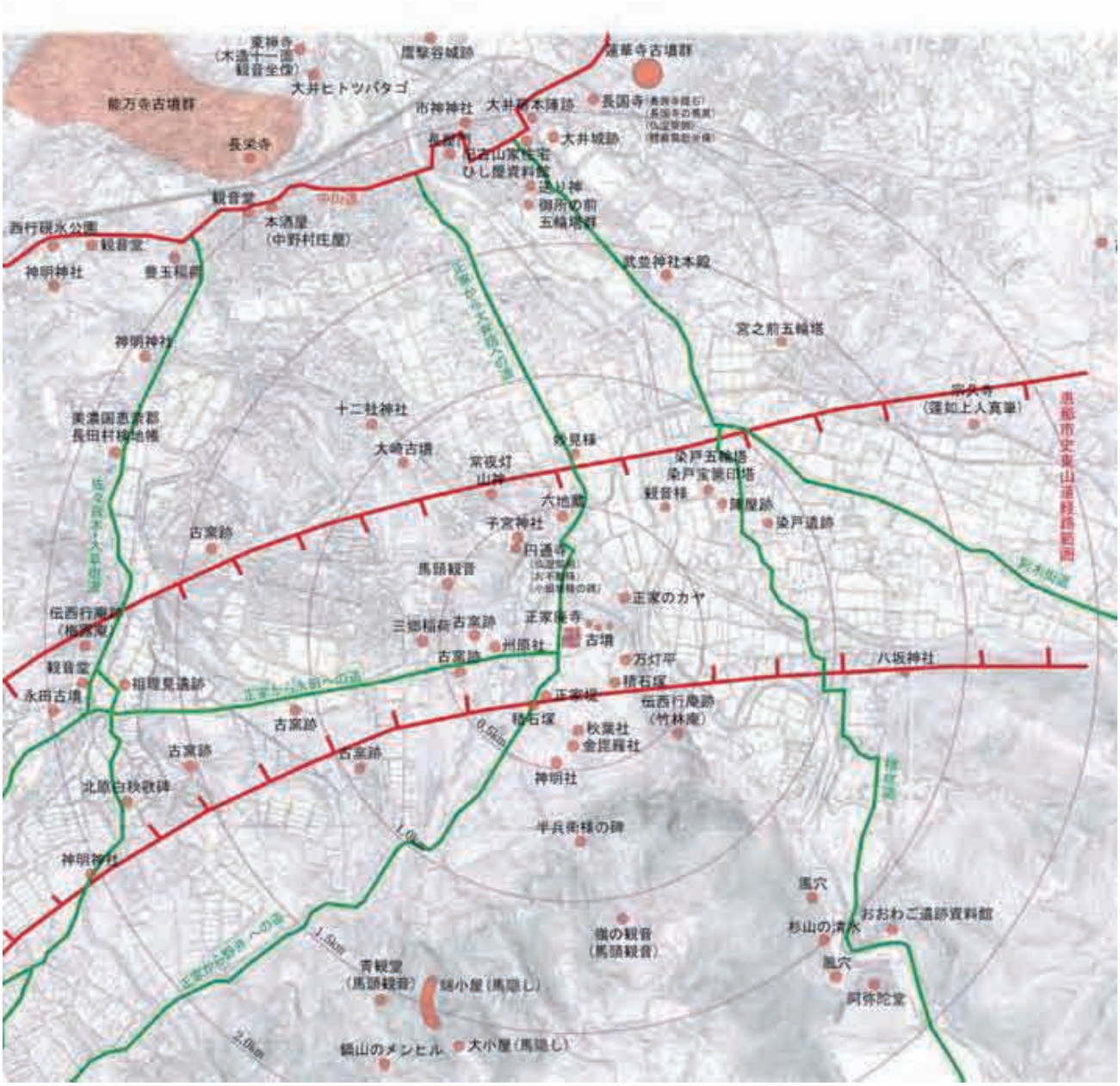


図５－６　正家廃寺跡を中心とした歴史的環境（正家廃寺跡保存管理計画より抜粋）

第６章　現状と課題

第１節　保存（保存管理）の現状と課題

正家廃寺跡指定地内の露出遺構、地下埋蔵遺構は良好に保存されているが、明らかにされていない地下遺構も存在する。史跡を将来にわたって適切に保存し、次世代へ継承するためには、調査研究により、本質的価値を明らかにしていくとともに、適切な維持管理を継続する必要がある。

平成24（2012）年度に策定された『史跡正家廃寺跡保存管理計画』においては4-4保存管理の方法の総論において指定地域全域の公有地化を図ることとしたが、公有地化は平成25年度に完了した。

史跡の保存（保存管理）の現状と課題は以下のとおりである。

表６－１　保存（保存管理）の現状と課題

項目	現状	課題
史跡の価値を構成する要素の保存	地下埋蔵遺構と露出遺構（礎石・基壇等）がある。	本質的価値を構成する要素として確実に保存していく必要がある。
	発掘調査等で出土した遺物がある。	本質的価値を構成する要素として確実に保存していく必要がある。
	史跡指定地内において、地下遺構等の保存状態が把握されていない場所がある。	地下遺構等の現状を把握し、適切な保護状態で保存していく必要がある。
	正家廃寺造営期以外の遺構・遺物がある。	史跡内で発見されたものは、内容を精査し、適切に保存していく必要がある。
	礎石は厳冬期に凍結破砕が発生していると考えられる。	凍結破砕を防ぐ必要がある。
	資源センター跡地地区の遺構は過去の土地利用により失われている	滅失した遺構の表現を検討する必要がある。 この課題については整備で扱う。
	史跡指定地外（寺平遺跡）において、地下遺構等の保存状態が把握されていない場所がある。	地下遺構等の現状を調査検討し、状況に応じ保存や追加指定する必要がある。
	墓地敷地が伽藍地内に入り込んでいる。	墓地とは共生を図るが、墓地が撤去される場合には追加指定を視野に、地下遺構等の現状を把握し、適切な保護状態で保存していく必要がある。
史跡の管理	史跡指定地は未整備であり切り株、陥没等により歩行しにくい箇所がある。	伐根を行うと遺構を損傷するため、ほかの手段で歩行の安全性を確保する必要がある。
	イノシシ等による覆土の掘り起こしが発生している。	掘り起こされた覆土は修復し、獣害対策をとる必要がある。
	案内看板は経年劣化している。	修繕・更新が必要である。
	年２回ボランティアによる草刈りを実施しているが、夏季は雑草が繁茂している。	定期的な環境整備や維持管理、防草対策が必要である。
	史跡内部に道路や水路、電柱等インフラ設備がある。	地域住民・史跡の保存活用にとって必要・有益な設備は修繕により史跡の本質的価値に影響を与えないようにしなければならない。不要な設備があれば撤去により史跡環境の向上を図る必要がある。

	伽藍地北東斜面地区の市道脇は斜面の補強がなされている。	補強された斜面に新たな損傷がないか注視する必要がある。

第２節　活用の現状と課題

正家廃寺跡では、塔、金堂、講堂の礎石が残存しているほか、奈良三彩短頸壷、二彩浄瓶、風鐸など様々な遺物が出土している。しかし、遺構が顕在化されていない場所もあり全体の規模が体感しにくく、出土した遺物についても展示が十分ではない。

活用にあたっては、史跡の本質的価値の保存・継承とその価値を伝えることを主眼に、多様な活用を行っていく必要がある。現状行われてきた活動は以下のとおりである。

表６－２　発掘調査後の活用

取り組み	主体	時期
史跡・正家廃寺跡　発掘成果報告会	恵那市教育委員会	平成 29 年 12 月
インターネット市民講座（～恵那市の歴史に迫る～正家廃寺の歴史）公開	恵那市教育委員会恵那文化センター	令和２年９月
『ふるさと学習読本　正家廃寺と古代の恵奈』発行	恵那市教育委員会学校教育課	令和３年３月
歴史考証イラスト作成	香川元太郎（作成） 恵那市教育委員会生涯学習課（依頼）	令和４年３月
歴史文化体験ツアー（国民文化祭）	恵那市教育委員会社会教育課	令和６年 11 月
パンフレット「史跡正家廃寺跡」作製	恵那市教育委員会文化課	令和６年 11 月
長島小学校歴史授業「正家廃寺と古代の恵奈」	正家廃寺保存会	令和７年２月

史跡の活用の現状と課題は以下のとおりである。

表６－３　活用の現状と課題

項目	現状	課題
教育	調査研究成果を公開・活用することで、本質的価値を伝えている。	継続的な公開・活用が必要。
	教育連携については散発的なものにとどまり、資料提供が主である。	郷土学習・体験学習、現地見学等、史跡現地とも連動した、継続的・能動的な連携を増やす必要がある。
	遺物を展示できていない。	遺物の展示場所を検討する必要がある。
観光	正家廃寺跡への案内をする道路標示は国道 257 号線に一つあるのみである。	案内をする道路標示の増設を検討するべきである。
	広域的に活用されていない。	正家廃寺跡の持つ価値を活かし、歴史文化資源や、博物館施設等と連携する必要がある。
	来訪者が少ない。	正家廃寺跡の知名度の向上を図るとともに、来訪者のための整備を検討する必要がある。
情報発信	パンフレットやガイドブック、案内板は日本語のみである。	様々な来訪者を想定し、受け入れ体制を整えておく必要がある。

	外部に正家廃寺跡をアピールする手段が不十分である	観光部局等と正家廃寺跡の活用を検討する必要がある。
便益・安全等	公衆トイレが設置されておらず、長時間の滞在に向かない。	公衆トイレを設置し、訪問者の便益を向上させる必要がある。
	陥没等不陸箇所が多く、夏場は雑草が繁茂し、公園としてスニーカー等での立ち入りに不便。	不陸箇所の解消や雑草の抑制が必要である。
地域	正家廃寺保存会が結成され、草刈りやガイドなどで活動が行われている。	継続した活動が行われるよう今後も地元での利活用をサポートする必要がある。
	みのじのみのり祭などにおいて、正家廃寺跡の時代に焦点を当てたイベントが行われている。	正家廃寺跡の情報発信の手段として継続する必要がある。

第３節　整備の現状と課題

正家廃寺跡は仮看板の設置と立木の伐採が行われたのみで、本格的な整備は行われていない。夏季には雑草も繁茂しており維持管理が困難など保存のための整備が十分ではない。そのため、史跡の本質的価値を保存し、適切に維持管理していくための整備を行う必要がある。

また、活用面に関しても、本質的価値を適切に伝えるための整備を行う必要がある。

史跡の整備の現状と課題は以下のおとりである。

表６－４　整備の現状と課題

項目	現状	課題
保存のための整備	塔および金堂の基壇は現在土盛りにより変形している。また土盛りの土嚢が劣化している。	基壇保護を更新する必要がある。
	地下埋蔵遺構がある。	地下埋蔵遺構を破壊しないため、遺構面の深度を把握したうえで整備を計画する必要がある。
	礎石が地表に露出している。	凍結破砕の影響を踏まえ、礎石保護を優先しつつ、顕在化する必要がある
	基壇が地表に露出している。	元の形状を復元しつつ保護層を設ける必要がある。
	史跡指定地は未整備であり、切り株、陥没等により歩行しにくい箇所がある。	来訪者の安全確保のための定期的な環境整備や維持管理が必要である。
	中心伽藍地区には墓地が入り込んでいる。	墓地との共存を図る必要がある。
	資源センター跡地地区の遺構は過去の開発により失われている。	可能な範囲で遺構の復元や表示を図る必要がある。
	史跡の内部に道路や電柱等インフラ設備がある。	使用状況を確認し、撤去あるいは整備時に活用するか検討する必要がある。
活用のための整備	表示等が不十分であり、案内者なしでは来訪者に十分な説明ができていない。	説明表示や遺構表示を充実させる必要がある。
	史跡内及び周辺はバリアフリー対応となっていない。	様々な来訪者を想定し、受け入れ体制を備えておく必要がある。
	史跡来訪者に対する便益施設がない。	日陰や四阿、公衆トイレ各種便益設備の設置が必要。
	史跡の公開活用を行ううえで、拠点となる場所	公開活用を行う拠点を検討する必要がある。

	がない。	
その他関連すること	平成４年度の調査区の一段低い箇所で検出された竪穴建物１は、資源センター建設時に滅失した。	当該箇所は史跡指定地内であるが、保護すべき遺構はすでに滅失している。

史跡指定地内の地形断面図は図６―１～３のとおりである

白ページ

【p65の裏面】

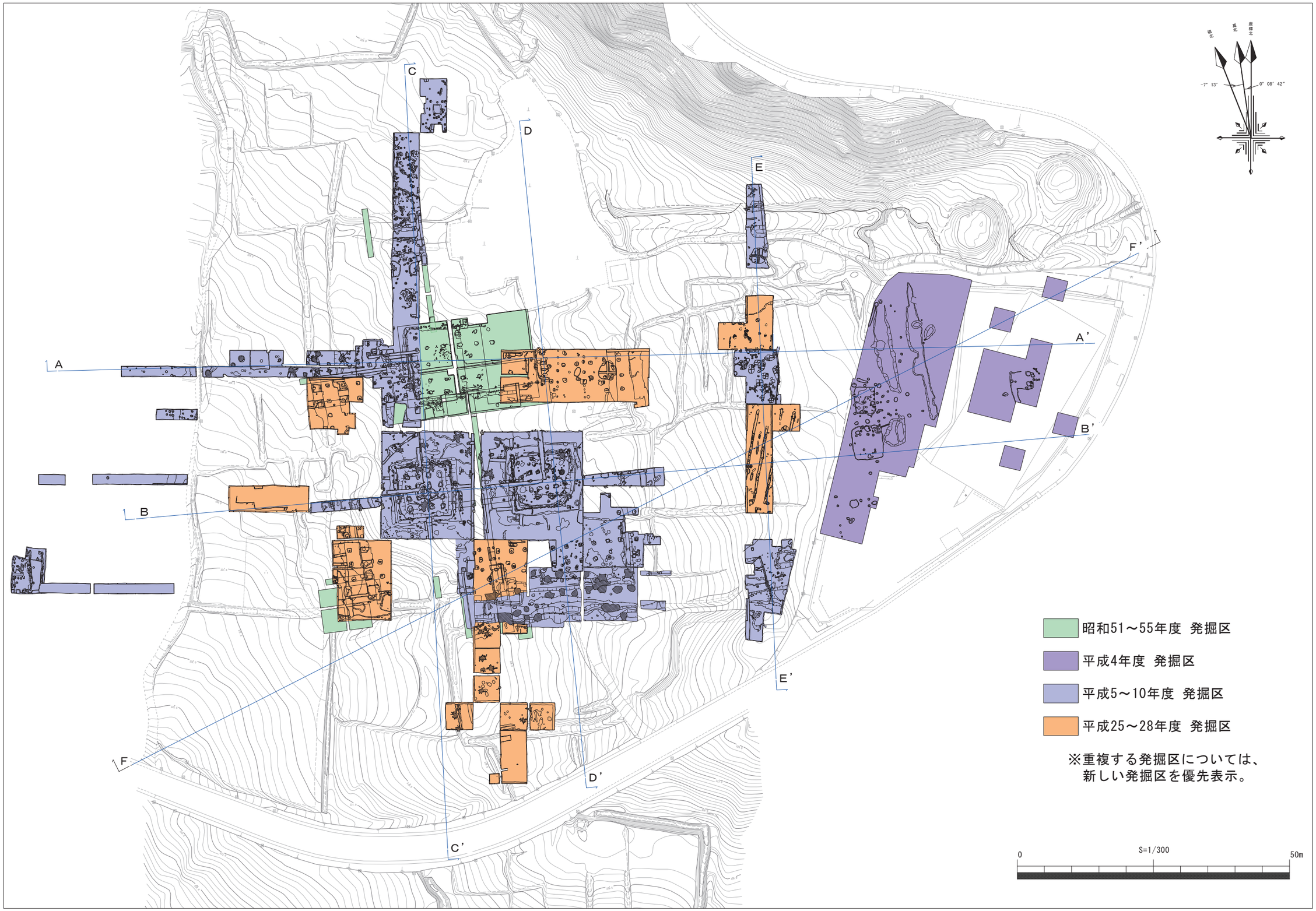
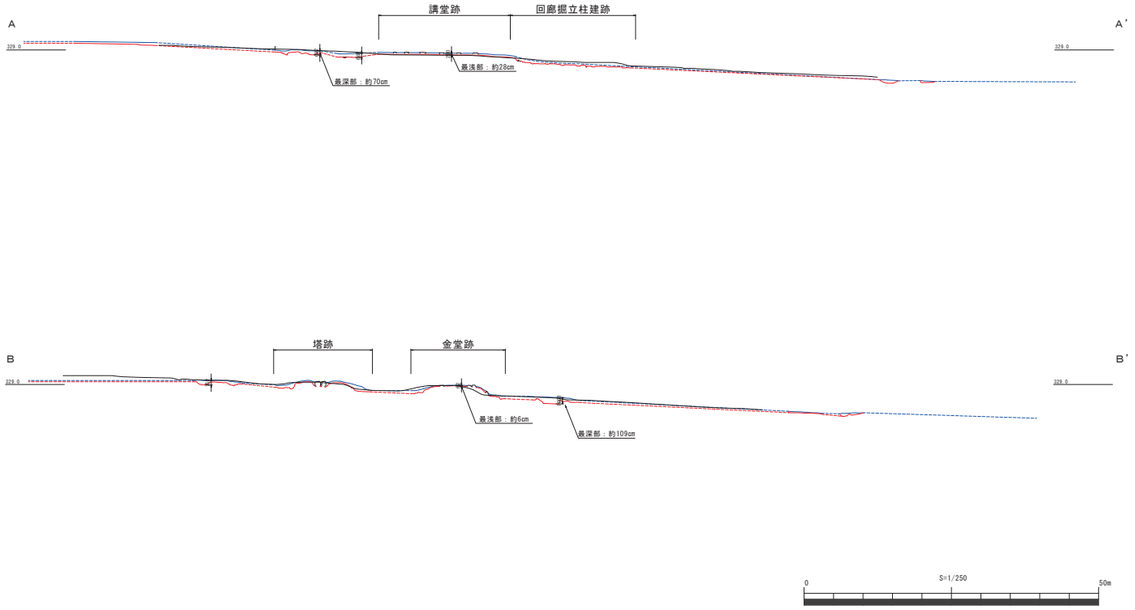
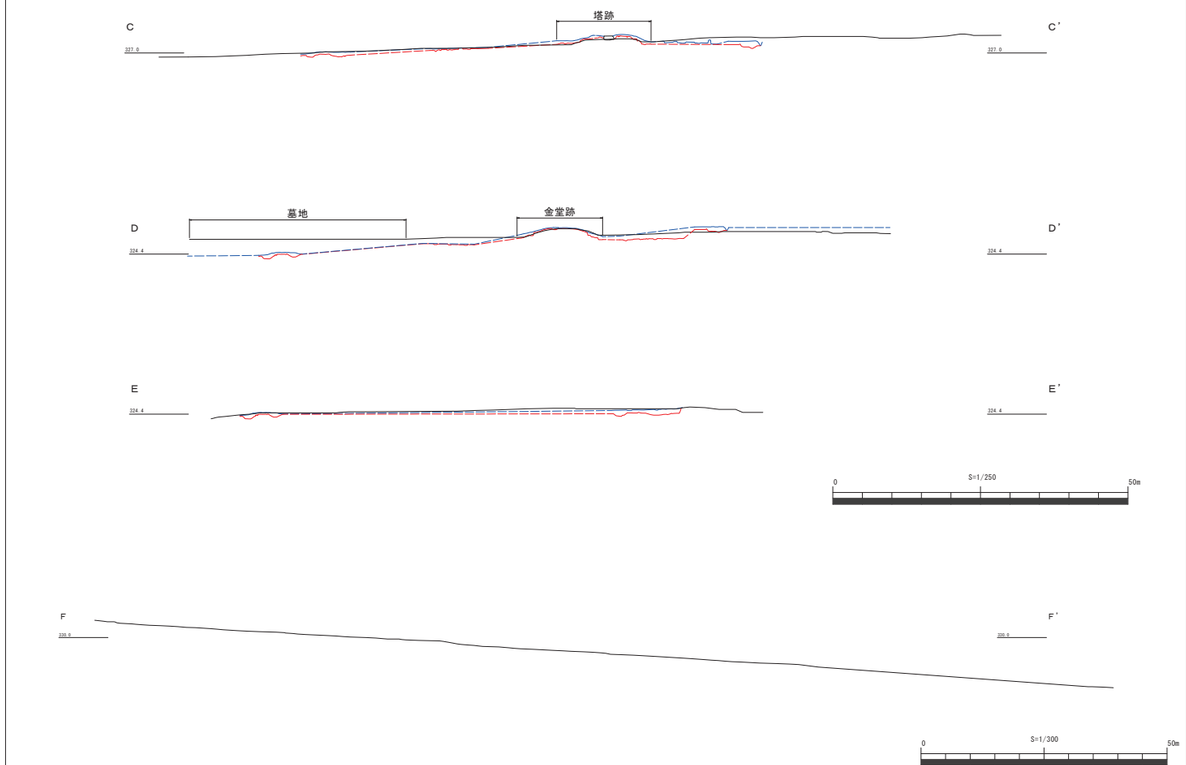


図6－1　正家廃寺跡地形断面図位置図



※図６－２　正家廃寺跡地形断面図（ＡＡ′、ＢＢ′）



※図６－３　正家廃寺跡地形断面図（ＣＣ′、ＤＤ′、ＥＥ′、ＦＦ′）

第４節　運営・体制の現状と課題

史跡は保存に向けた維持管理・運営が極めて重要である。現在、恵那市では所管している文化課のみが保存活用を担当している。また、正家廃寺保存会の協力のもと、草刈りやイベント時の案内などの維持管理に努めているが、高齢化が進んでおり今後の保存と管理について市と保存会、さらには市民との体制を構築することが課題である。

表６－５　運営・体制の現状と課題

現状	課題
史跡の保存・活用・整備に係る事務は恵那市教育委員会で行っている。	史跡の活用・整備を推進するため、開発部局や観光関連の部署等との連携・協力体制の確立が必要である。 専門職員や事務に携わる職員の配置が充分とは言えず、保存・活用を実施していくための適切な人員配置が必要である。
正家廃寺保存会の協力のもと維持管理に努めているが、高齢化が進んでいる	市と保存会、市民との体制を構築する必要がある。
学校教育では長島小学校の授業に取り入れられているが、市全体の学校では扱われていない。また、文化課が市全体の郷土学習の場に深くかかわっていない。	郷土学習の際の一つのポイントとして市全体の学校での周知に努めるとともに、文化課が郷土学習の計画等に積極的な関与をすることが求められる。
草刈りを年２回、史跡全体を対象にして実施しているが、ボランティアでは刈り切れない箇所があり、その分を市が負担して別途業務委託で刈っている。しかし夏季にはすぐに草が伸びて史跡への進入が困難となる。恒常的に草を管理する予算がない。	草の発生を抑える整備をする必要がある。草刈りの優先箇所など方法を再検討し、恒常的に草を管理する方法や体制を検討する必要がある。検討の結果を予算に反映させる必要がある。

第７章　保存活用計画の大綱・基本方針

第１節　保存活用の大綱

「正家廃寺跡の良好な遺構を守り伝え、市民とともに未来へ継承する。」

正家廃寺跡は、東濃地方において８世紀中葉の創建から９世紀後半の廃絶に至るまでの伽藍変遷が明らかとなった数少ない古代寺院跡であり、地方寺院の造営や中央の政権との関連性を示唆する重要な史跡である。恵那市で初めて国の史跡となった正家廃寺跡は、国民の共有財産であり、ふるさとの象徴として後世まで伝えていくことが期待される。

正家廃寺跡は行政だけでなく地域にも古くから認知されている史跡であり、そのため大きな開発を受けることなく残され、現在まで良好な状態が残されたと考えられる。特に塔と金堂の基壇は往時の姿をよくとどめている。

しかし正家廃寺跡は未整備でありその価値を十分に伝えるには支障があるのが現状である。

第２節　基本方針

上記大綱を実現するために、基本方針は次のとおりとする。

①史跡の本質的価値及び構成する要素を明確化し、重要な歴史的資産として適切に保存し後世へ伝える。
②史跡の持つ価値を広く発信し、学びの場として活用する。
③良好に残された遺構を活かした整備を行う。
④市民や来訪者に親しまれる、人の集まる史跡となる整備を行う。
⑤地域で守られてきた本史跡を引き続き市民とともに活用できる運営体制を構築する。

以上を踏まえ、「保存」「活用」「整備」「運営・体制」を柱とし、正家廃寺跡の保存活用を進めていくこととする。

第８章　保存（保存管理）

第１節　保存（保存管理）の方向性

１適切な維持管理

史跡の適切な保存に向け、日常的な維持管理を継続して行い、地上遺構等の状況把握や明示に努める。

史跡の本質的価値に関係する周辺環境についても土地所有者や関係機関等と連携し、一体的な保存を図る。

構成要素ごとの保存方法を設定し、史跡を適切に保存管理する。

２現状変更取扱い基準の設定

史跡の本質的価値を維持し、史跡を適切に保存していくために史跡の現状を変更する行為及び保存に影響を与える行為について取扱い基準を設定する。

第２節　保存（保存管理）の方法

保存の方法については構成要素ごとに表８－１のように定める。

表８－１　保存（保存管理）の方法

分類	種別	要素	保存方法
（１）本質的価値を構成する枢要の要素	露出遺構	金堂基壇、塔基壇、講堂基壇、築地遺構（北辺）	・専門家の指導を受けながら史跡の本質的価値の確実な保存に努めるとともに、遺構のき損やそのおそれのある箇所についての把握を行う。 ・基壇については現状の土嚢に代わる保護層の整備を行う。 ・整備前までに応急処置が必要な場合は現状の土嚢を追加して対応する。 ・礎石に関しては第１０章第３節【参考１・２】のレポートのとおり、冬季は干し草による養生を行う。
	地下埋蔵遺構	発掘調査で確認し、調査後埋戻した遺構 経蔵？基壇、築地遺構、回廊遺構、出土遺物、掘立柱建物１・５・７、竪穴建物２・３・５、不明遺構３・４、伽藍地南に隣接する平坦面 地下に埋蔵されている正家廃寺存続時期の未確認の遺構	・現状保存を原則とする。 ・正家廃寺跡の範囲や遺構の存在状況を確認して把握する。 ・調査成果を適宜保存に反映させる。
	遺物	史跡指定地内から出土した正家廃寺存続時期の遺物 史跡指定地内に埋蔵されている正家廃寺存続時期の遺物	・防犯上の警戒がなされた施設内で収蔵し、破損や盗難等がないように維持管理を行う。 ・温湿度管理が必要な遺物については、適切な処置と保存環境を整える。

（2）副次的価値を構成する要素	露出遺構	正家古墳群（1号墳、2号墳）、畑跡	・現状保存を原則とする。 ・必要な調査は破壊を極力控えて行い、正家廃寺跡の範囲や遺構の存在状況を確認して把握する。調査成果を適宜、保存に反映させる。
	地下埋蔵遺構	寺平遺跡など正家廃寺存続時期以外の遺構 竪穴建物６・７、不明遺構５	・現状保存を原則とする。 ・正家廃寺跡の範囲や遺構の存在状況を確認して把握する。 ・調査成果を適宜保存に反映させる。
	遺物	史跡指定地内から出土した正家廃寺存続時期以外の遺物 史跡指定地内に埋蔵されている正家廃寺存続時期以外の遺物	・防犯上の警戒がなされた施設内で収蔵し、破損や盗難等がないように維持管理を行う。 ・温湿度管理が必要な遺物は、適切な処置と保存環境を整える。
	工作物	文化財石柱	史跡内での適切な保存に努める。
（3）その他の要素	史跡に関する要素	近世道路遺構、近世以降の古道	・内容の把握を行い、可能な限り保存に努める。保存が不可能な場合は、記録保存を行う。
	保存活用上有効な要素	基準杭、文化財標柱、史跡看板、遺構表示サイン、旧資源センターの上水設備、旧資源センターの排水設備、井戸、電柱、市道、法面保護	・取扱い基準を定め、史跡の適切な保存を図る。 ・劣化した設備は適宜更新する。
	保存活用上調整が必要な要素	墓地参道、正家区共同墓地、樹木	・墓地関係については共存を図る史跡整備を行う。 ・樹木の伐採は取扱い基準を定め、史跡の適切な保存を図る。
	保存活用上有効ではない要素	切り株	・取扱い基準を定め、史跡の適切な保存を図る。

第３節　現状変更の取扱い基準

史跡の価値を損なうことなく保存し、管理するため、文化財保護法第 125 条に「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と規定されている。

「現状を変更する行為」とは、史跡等に物理的な変更を加える行為を指し、「保存に影響を及ぼす行為」とは、史跡等の現状を変更する行為ではないが、将来にわたり支障をきたす行為を指す。

史跡の活用も見据えながら、史跡を適切かつ永続的に保存・管理するため、史跡に対する現状変更等について次のように取扱基準を定める。なお、現状変更等に際して、事前に発掘調査を行い重要な遺構が確認された場合は、その保全を図ることを原則とする。

本節には文化財保護法に関連する事項のみを記載している。現状変更等に際しては、この他の法律・条例による規制等の有無についても本計画第４章第３節等を参照し、遺漏なく確認すること。

国（文化庁）の許可が必要な現状変更等については、申請から許可までに１～２か月程度を要するので、期間に余裕をもって協議・申請等を行うこと。 国（文化庁）の許可が必要な現状変更等でも、協議・申請の窓口は恵那市教育委員会文化課と協議が必要になる。

①現状変更等を認めない行為

史跡の形状、本質的価値の改変行為、史跡の価値を損なう行為は原則として許可しない。

②現状変更等が認められる行為（文化庁の許可が必要な場合）

史跡の形状を変更する行為（史跡が滅失、き損、衰亡するおそれのある行為）は原則として認めないが、「③現状変更等が認められる行為（恵那市教育委員会の許可が必要な場合）」以外で、史跡指定地内で行う必然性、史跡に与える影響、史跡景観の保全等の観点から一定の条件を満たした行為については、文化庁長官の許可を得たものに限り現状変更を認めることとし、その行為は次のとおりとする。

種別	行為	基準	想定される対象
建築物	新築 増築 改築	・史跡の保存管理または整備活用上必要と認められるもの	便益施設 遺構表示
	移築 除却	・建築の日から50年を経過したもの	墓地四阿
工作物または史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められた標識類	新設	・土地の形状変更を伴うもの	史跡管理に必要な標識、説明版、標柱及び注意札、境界標、囲い、史跡整備に伴う工作物、獣害防止柵、その他の施設
	補修 改修 除却	・設置の日から50年を経過したもの	
木竹	伐採	・伐根を伴うもの	樹木、切り株
その他	調査	・史跡の保存活用及び整備に必要な、遺構保存を前提とした発掘調査等	発掘調査、基準杭設置

③現状変更等が認められる行為（恵那市教育委員会の許可が必要な場合）

文化財保護法施行令第５条第４項第１号により、恵那市教育委員会に許可等権限が委譲されている行為であり、現状変更の内容により以下の表に留意して許可を行う。

法律や政令の改正に伴って対象行為等が変更した場合は、随時対応する。

種別	行為	基準	想定される対象
建築物	新築 増築 改築	・地階・基礎を有しない木造又は鉄骨造で、建築面積が120㎡以下の、２年以内の期間を限って設置されるもの	工事用仮設建物
	除却	・建築・設置の日から50年を経過していないもの	工事用仮設建物
工作物または史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められた標識類	新設	・土地の形状変更を伴わないもの ・保存活用上必要なもの	史跡管理に必要な標識、説明版、標柱及び注意札、境界標、囲い、その他の施設
	補修 改修 除却	・設置の日から50年を経過していないもの	史跡管理に必要な標識、説明版、標柱及び注意札、境界標、囲い、その他の施設
電柱、電線、ガス管、水管、下水道管、その他これらに類する工作物	新設	・公益上必要なものかつ、地下の遺構に影響を与えないもの	電柱、電線、ガス管、水管、 下水道管
	補修 改修 除却	・設置時に掘削した範囲を超えないもの	
木竹	伐採	・伐根を伴わないもの	樹木
試料採取	採取	・史跡保存のために必要な試料	

④現状変更等の許可が不要な場合

文化財保護法第 125 条のただし書きで規定された現状変更等の許可が不要な行為で、本計画で定めるものは次のとおりとする。

種別	行為の内容	想定される行為の例
維持の措置	史跡のき損、衰亡している場合の現状復旧	・基壇等が崩落・流失した場合の現状復旧 ・流入土砂の除去 ・降雨・獣害等による流失箇所の埋戻し
	史跡のき損、衰亡している場合の拡大防止	・災害等に関連し、法面等の崩落防止のための措置 ・災害等による崩壊や流失箇所で、残存史跡への影響を排除し、安全確保のための措置
	史跡のき損等部分の復旧が不可能な場合の当該部分の除去	・史跡の復旧が困難な規模の崩落等が生じた場合に、その土砂等を除去する行為
非常災害のために必要な応急措置	地震等の災害時の際の工作物等の被害箇所の応急措置	・倒壊した工作物の除却、倒木・危険木の除去 ・資材・機材の仮置き ・土嚢やシート等による被害拡大防止のための仮設措置
	地震等の災害時の際の近隣地域を含めた安全確保等の措置	・立入禁止柵、土留め杭、テント、プレハブ等仮設物の設置等

保存に影響を及ぼす行為における影響の軽微である場合	史跡内における、地下に影響を与えない低速走行で振動等を抑えた重機・大型車等の乗り入れ	・史跡を横断するアスファルト舗装の市道を重機が通行
	軽自動車での、基壇等露出遺構を避けた史跡内地道走行等	・墓地管理、草刈りに伴う史跡内乗り入れ
現状変更等に該当しない行為	維持管理等	・清掃・イベント等の標識等簡易な仮設物の設置・掲示 ・地域住民の日常生活に必要な行為で史跡に影響のない行為 ・野生動物の疫病発生等により、その拡大防止を図るための薬剤散布等
	樹木等の維持管理	・日常的管理で行う草刈りや清掃作業 ・剪定、枯木の伐採、倒木の除去、薬剤の散布等
	工作物の修繕	・掘削を伴わない電機・水道関連施設の修繕

第９章　活用

第１節　活用の方向性

１教育における活用

生涯を通じて学び続けられる学習環境を整え、学校教育や社会教育、生涯学習などで有効に活用する。

２観光における活用

周辺の遺跡や文化施設等とのネットワーク化を図り、それらと一体となった本史跡の利活用を促進することとする。恵那の歴史的資源を巡る「拠点の場」として正家廃寺跡の役割を明確にする。

３まちづくりにおける活用

正家廃寺跡の歴史や価値を伝えるとともに、地域住民や来訪者の集いの場、交流の場、憩いの場となるように継続的な活用を図る。こうした活用のために便益施設が必要となる。

４情報発信の強化

正家廃寺跡の調査研究を通して新たな知見の収集を進めるとともに、その価値について内外に向けて広く情報発信し、理解しやすく親しみのもてる活用を図る。

第２節　活用の方法

１教育における活用

・史跡の本質的価値を正しく伝えるため、来訪者にとってわかりやすい解説板・案内板の設置を行う。ただし、個々の解説版などでは全体像がつかめないため、総合案内版やガイダンス施設が必要である。
・遺物の展示を通して正家廃寺跡の解説をする場を設ける。
・地元小・中学生をはじめとした子どもたちが郷土の歴史を学び、体験できる場として活用していくために、継続的な校外学習での活用や教員向け講座を実施する。
・広く市民が郷土の歴史を学び、体験できる場として活用していく。

２観光における活用

・文化財のみならず、魅力的な観光地としても活用が図られるよう、周辺市町村を含めた周辺観光施設、史跡、公園などと組み合わせた周遊ルートを設定する。
・地元で案内が可能なガイドを養成・活用する。
・中央自動車道恵那ICから正家廃寺跡までの道路に、案内看板を充実させる。

３まちづくりにおける活用

・地元同士や地元と他地域の市民、外部の人々との「交流の場」として活用できるよう、多くの人が参加できるイベント等を実施する。
・既存の市内イベントで正家廃寺跡を引き続きアピールする。
・気軽に散策できるような「休憩場所」としての活用を促進する。
・市内各地の諸団体との連携に努め、市民と行政が協働した活用を図る。特に正家廃寺保存会の活動についてはサポートを行う。

４情報発信の強化

・ウェブサイトやSNS等の媒体を用いた継続的な情報発信を心がける。
・最新の調査結果を積極的に活用し、パンフレットやガイドブック、ウェブコンテンツ等の作成や更新を継続的に行っていく。
・パンフレットや案内を多言語対応させる。

第１０章　整備

第１節　全体的な整備の方向性

正家廃寺跡の価値を伝えるにあたり、現状では活用が難しい部分がある。その点を改善するための整備についての方向性を以下に示す

① 保存のための整備

・主要な構成要素である塔と金堂・講堂の基壇保護は、文化財の価値を維持するうえでも喫緊の課題であり、違和感のない保存整備を目指す。

・整備に当たっては埋蔵された遺構について未発見のものも含め影響のないように進める。

・獣害の程度が激しい場合には埋戻し以外に予防策を講じる。

② 活用のための整備

・良好な遺構の保存状態から、古代寺院の存在を感じることができ、傾斜地を利用して造成された立地環境や、現地から眺望できる恵那市街地など良好な周辺景観とも調和し、古代景観が想像できる環境整備を行う。

・地域のシンボルとなるような整備を目指す。また学校ならびに社会教育、観光、まちづくりにも活用できる整備として、来訪者に分かりやすい遺構表示や案内を行う。

・来訪者が史跡を周遊中に休憩できる施設を設置する。

・公開活用の拠点については令和７(2025)年３月21日の『恵那市新歴史資料館整備基本構想』にある新歴史資料館を想定し、新歴史資料館での遺物等の恒常的な公開を行えるよう検討を進める。

第２節　地区ごとの整備の方向性

地区ごとの整備の方針は以下の史跡内地区ごとに設定する

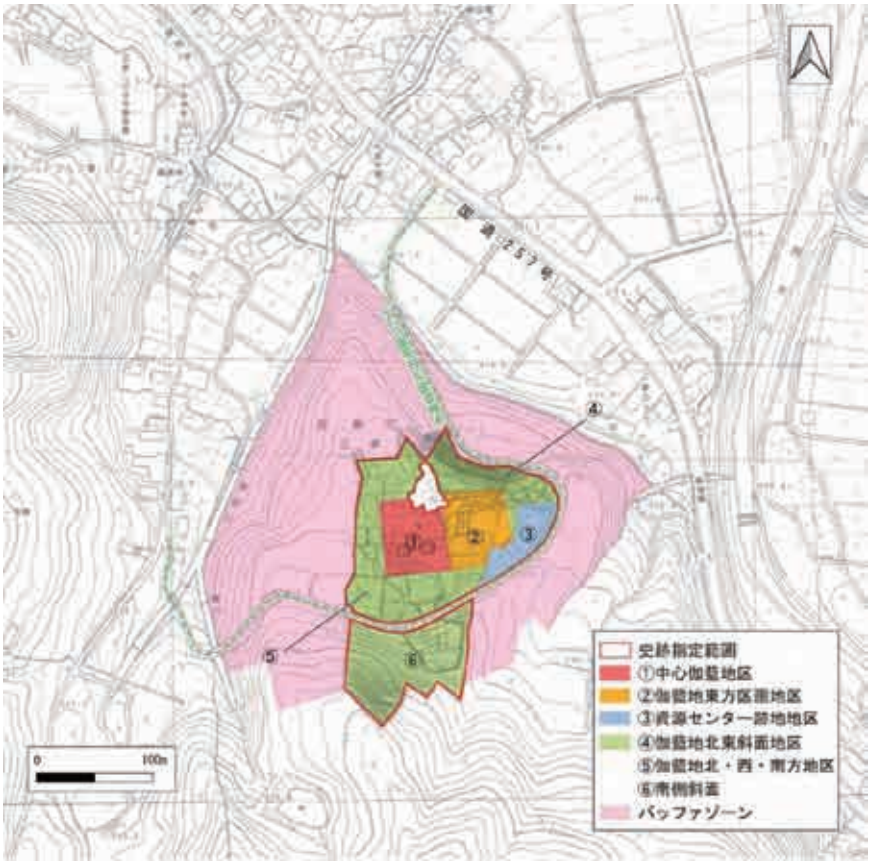


図１０－１　史跡内地区区分図

①中心伽藍地区

「リアルな遺構」を後世の人々の眼に見せるという考えからから、金堂跡・塔跡の基壇と礎石は可能な限り現物の遺構を示すことができる整備を目指す。講堂跡、基壇建物跡（経蔵）、築地は正家廃寺跡の規模を容易に把握できるよう遺構表示する。また、当該地区は雑草等を抑え、管理のしやすい整備を行う。南を正面と想定し、園路を伽藍地北・西・南方地区に設ける。

②伽藍地東方区画地区

凹凸のある現況の地表面は、陥没箇所を埋めることで来訪者の安全を確保する整備を行う。東方区画の範囲を可視化し、史跡内の周遊性を確保するため、築地跡には簡易舗装等によるまた、竪穴建物や掘立柱建物跡の部分にも簡易舗装による遺構表示を行う。

③資源センター跡地地区

当該地は保護すべき遺構は滅失し、活用可能なインフラが残されているため、便益施設（ガイダンス機能付属するトイレ）を整備し、史跡見学者の導入部と位置付け、史跡の景観に調和した整備を行う。便益施設の設置個所は地区北東辺付近を想定する。また、障がい者向け駐車場を設置し、バリアフリー対応とする。不要なインフラを確認した場合は撤去する。

④伽藍地北東斜面地区

皆伐された斜面と２基の円墳からなる当該地区は現状維持を基本とするが、円墳については説明版等を設け、遺跡であることを示す。

⑤伽藍地北・西・南方地区

皆伐された平坦面からなる当該地は著しい不陸箇所を埋戻して安全性を確保するほかは現状維持を基本とする。伽藍地南側の進入路となる箇所については伽藍地へのアクセスを確保するため砂利敷等により雑草を抑える整備を行う。市道北史跡指定地南西端付近では史跡を一望できる展望台を設置する。展望台下部は訪問者の雨天等の緊急避難場所を兼ねるものとする。

⑥南側斜面

当該地は現状維持を基本とするが、今後調査を検討することが望ましい。

⑦墓地との共存のための整備

墓地利用者のプライバシーを確保するために遮蔽物を設置するが、史跡の景観になじむものとする。また、史跡東端から延びる参道は現状維持とする。

⑧史跡管理のための整備

市道から離れた個所の保存管理のため、史跡西辺に隣接する既存里道を軽自動車の通行可能に整備する。

⑨バッファゾーン

当該地は民地であるが北東部分の斜面は針葉樹が伐採されて景観が確保された。正家廃寺保存会によるハナモモの植樹が行われ、史跡の景観向上に資する部分がある。ただし、大雨の際に排水が水田に流れ込んでいると考えられるため、排水対策について庁内でも協議して対策を進める必要がある。周辺住宅地等と史跡の共存

を図るための緩衝地帯であると同時に、地域と共同し史跡の価値向上を推進するエリアとする。また、史跡内部に設けることのできない施設を設置することができるため、今後便益施設の拡張などの際に候補地とする。



図１０－２　整備イメージ図

第３節　整備の方法

１保存のための整備

①塔跡・金堂跡

現状の土嚢で形成された保護層を更新し、表面を芝生または化粧石で覆うことで基壇・築地等遺構の適切な保存を行う。礎石は現状のまま展示し、冬季には干し草（詳細は後述の【参考１】と【参考２】）による養生で凍結破砕を防ぐ。整備前までに応急処置が必要な場合は現状の土嚢を追加して対応する。



写真１０－１　芝生イメージ（下野薬師寺跡　東金堂跡基壇）

②講堂跡

基壇の低い講堂跡は保護層を兼ねた盛土により規模のわかるよう表示する。礎石は盛土により隠されるので、新たに盛土の上から石等で表示を行う。

③畑の区画溝や　畦道など過去の利用により形成されたもの

可能な限り残し、安全を確保するため最小限の改変にとどめる。

④イノシシなど獣害や、過去の自然薯採取など、最近の改変による穴

埋め戻して平坦にする。

⑤築地範囲内の防草

伽藍地は砂利敷等により、東方区画はクローバー等により雑草を抑え、維持管理の簡便性を確保する。

⑥史跡表示

境界標、史跡標柱、案内板の設置を通し、史跡範囲を表示することで保護すべき範囲を現地で明瞭に確認できるようにする。

【参考１】　正家廃寺礎石の保存状態および今後の対策について

本節は礎石の保存状態の現地確認を令和６（2024）年度に奈良文化財研究所埋蔵文化財センター保存修復科学研究室の脇谷総一郎氏に依頼した結果、脇谷氏が取りまとめたレポートである。

石材の保存状態とその劣化要因について



写真８－１　礎石を破断する割れ



写真８－２　礎石表面に発達する剥離・浮き

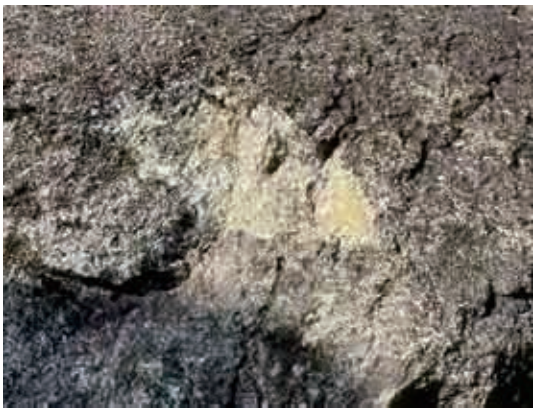


写真８－３　表層剥離箇所



写真８－４　新鮮な岩の色調を露呈する剥離箇所

正家廃寺礎石に用いられた石材は花崗岩（以前は花崗斑岩と分類されたもの）と凝灰岩ないしは溶結凝灰岩である。これらの石材に認められる劣化には、石材自体を大きく分割する割れ（写真８－１）と、石材の形状に沿って発達した表層の剥離が挙げられる（写真８－２）。割れが生じた破面は新鮮な色味ではなく、割れが生じてから相応の年月の経過があったと考えられるものの比較的鋭利であり、破面の粉状化による形状の鈍りは見られない。すなわち、これらは比較的硬質かつ透水性が低い石材で、現在このような割れは進行していないものと推察される。一方、一部の石材では、表層に浮きが認められ、剥離が生じた箇所では石材の新鮮な色味を呈していた（写真８－３、８－４）。従って、これらの石材では現在も継続して表層の剥離が進行しているものと考えられ、このような表層剥離現象の原因の検討とその進行を抑制する手法がここでは肝要と考えた。

一般に屋外に位置する石材の主たる劣化要因として、１）塩の析出によるもの、２）乾湿の繰り返しによるもの、３）氷晶の析出によるもの（凍結破砕）が挙げられる。このうち、１）については、磨崖仏や古墳の石室内部のように、周辺地盤から供給される水分の蒸発が生じるものの、雨水がかかることの無い場所で基本的に生じるもので、正家廃寺のように定期的に降雨に晒される環境では、その劣化リスクは極めて低いと考えられる。また、２）については、石材表面にのみ雨水が浸透したり、あるいは反対に急激な乾燥が生じることで石材の内外で体積の膨張・収縮のギャップが生じることで表層の剥離が生じるものである。したがって、このような劣化は、表層から水がある程度浸透し得る石材にのみ認められる劣化現象である。正家廃寺で使用されている花崗岩や溶結凝灰岩は、上記の通り透水性が低い岩石と推察されることから、これらの劣化リスクも同様に低いと考えられ

る。３）については、もともと石材の成因に起因する微細なクラック（節理面）などの弱部が石材に内包されていたと考えられ、局所的にクラック内部に浸透した雨水が、冬期に夜間放射によって冷やされ、クラック内部で凍結しアイスレンズを作ることで石材表層の浮き、剥離が引き起こされていると考えられる。夜間放射を低減するためには、現在のように露天に曝された石材を覆うことが最も効果的であること、また氷晶の材料となり得る水は雨水による供給の影響が大きいと考えられる。そこで、ある程度の断熱性を有する材料で、これらの石材表面を覆うことで、雨水の供給と夜間放射による温度低下を抑制し得ると考えられる。

凍結破砕のメカニズムと今後の対策について

互いに面した（一方から他方が見える）２つの物体間に温度差があるとき、高温側の物体から低温側に向かって熱が赤外線として移動する。これを輻射による熱の移動という。一般に夜間には地盤が高温側、天空が低温側となるため、夜間に地盤の熱が赤外線として天空に向かって移動するため、地盤の温度が低下する。空気中の水蒸気は、この赤外線の移動を阻害するため、夏季は夜間放射による地盤温度の低下の程度は比較的小さいものの、冬季には空気が乾燥するため、地盤温度が著しく低下する。また、地盤（この場合には遺跡表面）を何らかの物体で覆っている場合には、赤外線の移動は地盤と覆いの間で生じるが、正家廃寺現地のように天に対して開けた環境下では夜間放射による温度低下が顕著に生じるため、内部に水が浸透し得る石材の場合では、これらが凍結することで石材の破壊が生じると考えられる。

上記写真８－３、８－４で示したような表層剥離は、剥離箇所が比較的新鮮な石材の色調を露呈していることから、現在も表層の劣化が進行しており、周辺の環境条件、石材の物性（透水性）を考慮すると、恐らくその原因は先述の通り凍結破砕によるものと考えられる。遺跡が比較的広範囲に広がることを考慮すると、保護施設を設置することは現実的ではなく、また劣化の進行が冬季に限定されるものであることから、冬季にのみ石材を覆う方法が簡便かつ有効と考えた。石材を覆う材料としては、断熱性状を有すること、および輻射率が低いこと（輻射率：物体が持っている熱を赤外線として放出する程度）が求められる。現地視察時の聞き取りでは、周辺の落ち葉が冬季大量に回収されることから、こられを土嚢袋などに収めることで、簡易の断熱材を準備できるのではないかと協議した。今年度[9]はこれを含め、他に複数種の断熱材のよる冬季養生を実環境下で実施し、石材温度の低下を抑制する効果について材料間の比較をおこない、今後も持続可能な養生方法を検討することとした[10]。

【参考２】　礎石の凍結破砕抑制のための冬期養生材料の比較検証

本節は前節のレポートを受けて、恵那市教育委員会文化課が令和７年１月に行った礎石の冬期養生材料についての比較検証の結果をまとめたレポートである。

はじめに

恵那市の国史跡正家廃寺跡（恵那市長島町正家字寺平、北緯 35 度 26.7 分、東経 137 度 25.1 分）において、発掘調査により出土した礎石が地上に半分露出した状態が続いている。国史跡正家廃寺跡の保存活用計画を策定するにあたり、礎石の保護について不安視される声が出た。そのため、礎石の現状と保存対策について奈良文化財研究所の脇谷氏に現場視察およびレポート作成を依頼した。礎石の現状の分析については脇谷氏のレポート（前節）を参照されたい。

恵那市文化課ではレポートで提案されたとおり、冬期の凍結破砕が考えられる主要な劣化要因と考え、今後礎石の冬期養生を行うにあたり、適切な素材を検討することとした。

すでに特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡において景石の凍結破砕抑制のための養生素材の検討が行われており、その

9 令和６年度

10 検討結果については第８章第４節を参照

使用された素材の中で最も効果が認められたものはエアキャップ（アルミ蒸着あり）であった[11]。当該素材を比較材料とし、正家廃寺跡では新たに、夏季の草刈りで発生した干し草を土嚢袋に詰めたもの（以下干し草）で冬期養生の効果を比較検証することとした。

調査方法

調査では金堂礎石３個を選定し、それぞれ干し草、対策なし（以下露天）、エアキャップ（アルミ蒸着あり）での温度変化を計測した。礎石は可能な限り条件をそろえるため、大きさの近い礎石が三つ並んでいる場所を選定した。なお計測にはいずれも T&D 社製 TR４１を使用し、礎石中央に設置し、干し草やエアキャップを被せた。そのため表面温度ではなく、気温での検証となっている。

選定した金堂礎石は以下のとおりである。礎石番号は恵那市発掘調査報告書[12]に準じた。

礎石・養生素材・データロガーの対応（表８－２）			
礎石番号	16	17	18
養生素材	干し草	なし（露天）	エアキャップ
データロガー番号	１	２	３

計測期間は氷点下に気温の下がることのある、令和７年１月 21 日 18 時～令和７年１月 27 日 12 時を選定した。



写真８－５　礎石番号１６　干し草



写真８－６　礎石番号１７　露天



写真８－７　礎石番号１８　エアキャップ

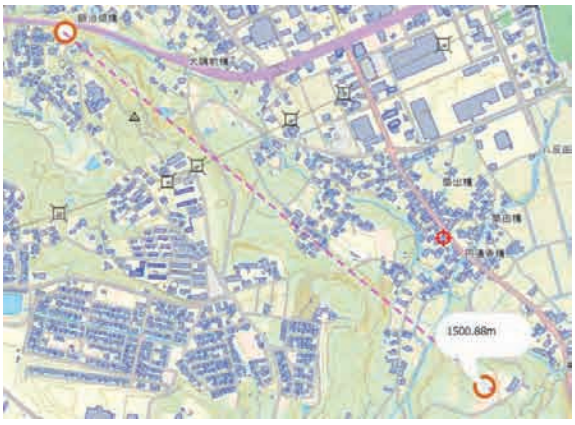


図８－１　アメダス（左上）・正家廃寺跡（右下）

気象庁のデータ収集を行うアメダス恵那観測所は恵那市長島町永田字大洞地内（北緯 35 度 26.8 分　東経 137

[11] 藤井佐由里、脇谷草一郎、柳田明進「研究報告　景石の凍結破砕抑制のための冬期養材料の検討」『一乗谷朝倉史博物館年報・紀要　2023』福井県立一乗谷朝倉史博物館、2023 年、pp.36-45。

[12] 『正家廃寺跡Ⅱ・寺平遺跡』恵那市文化財調査報告書第 38 集、岐阜県恵那市教育委員会、2000 年、pp.19-20。

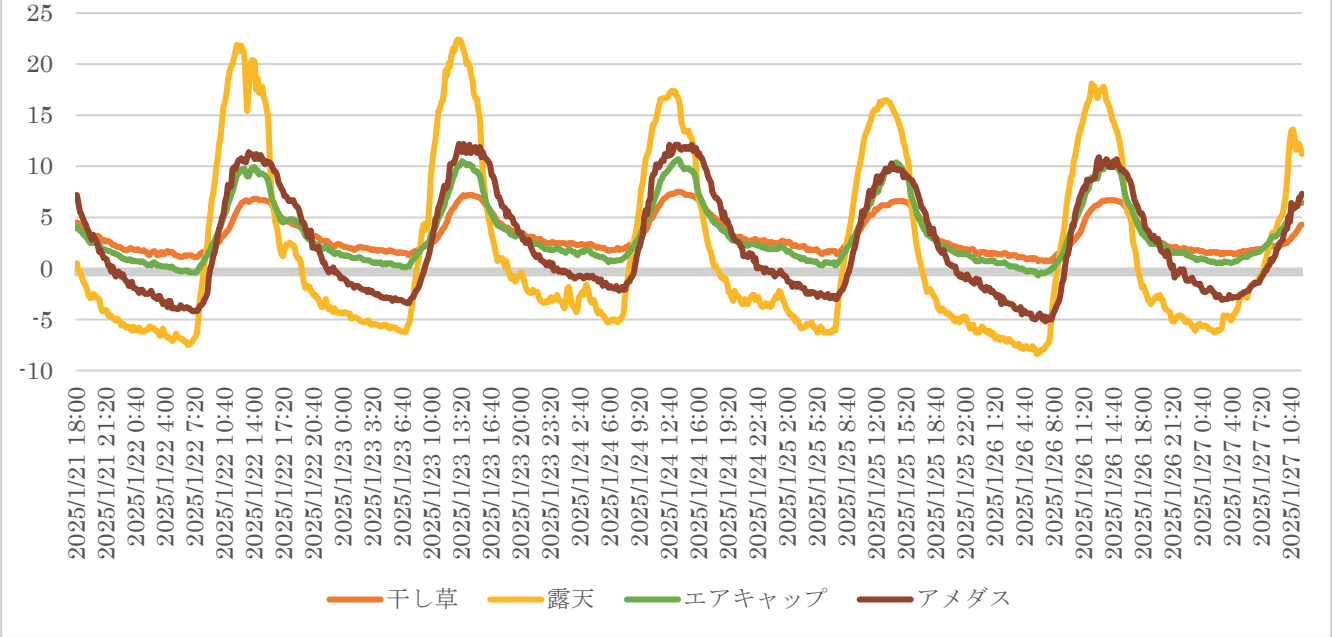
度 24.2 分)、正家廃寺跡から北西に約 1.5 ㎞の距離にあり、海抜は正家廃寺跡が約 330m に対し恵那気象観測所は 315mである。

干し草での養生では、ナイロンの土嚢袋に夏季の草刈りで発生した干し草を半分程度詰め、データロガー上に一つ、取り囲むようにさらに四つ設置した上にさらに風による位置ずれ防止のために石を 3 つ入れた土嚢を被せた。(写真８－５)

露天での計測については紛失防止のため石を入れた土嚢と紐で結った。(写真８－６)

エアキャップでの養生では１m四方のエアキャップを礎石とデータロガーの上に被せ、石を入れた土嚢袋で礎石を囲むようにして固定した。(写真８－７)

礎石表面付近気温（図８－２）



各礎石最高最低気温（表８－３）		
	最高気温（日時）	最低気温（日時）
干し草	8.2 度（2025/1/24　14:00）	0.7 度（2025/1/26　6:20）
露天	22.4 度（2025/1/23　13:00）	-8.4 度（2025/1/26　6:10）
エアキャップ	10.7 度（2025/1/24　13:50）	-0.7 度（2025/1/26　6:20）
アメダス	12.2 度（2025/1/23　13:40）	-5.2 度（2025/1/26　7:10）

結果と考察

図８－２・表８－３から、温度変化が最も抑えられた素材は干し草であることが確認できた。現場設置時間中の最高気温と最低気温の差が最も少なく、氷点下を記録していない。これはほかの二か所が氷点下を記録したことを考慮すれば最も効果を発揮した養生方法である。

エアキャップの最高気温はアメダスと同等であるが、気温の低下は防いでいる。ただしエアキャップでは氷点下を記録している部分もある。

これらの結果を考慮し、礎石の保存に努める。具体的な方法については後述する。

２活用のための整備

①講堂跡

礎石は盛土により隠されるので、新たに盛土の上から石等で表示を行う。

②築地跡

築地跡は簡易舗装により周遊性を確保した上での表示を行う。



写真１０－２　簡易舗装イメージ（鴻臚館跡　北館遺構表示）

③掘立柱建物跡、竪穴建物跡

築地跡同様簡易舗装による表示を行う。

④展望台

高さの確保と遺構の保護を兼ね、１m程度の盛り土の上に基礎のある展望台を設置する。なお展望台の下の部分は雨よけ日よけとして活用できるよう検討する。

⑤看板・説明版

表示にあたっては史跡の景観を損なわない丈の低い看板・説明版で表示する。塔跡、金堂跡、講堂跡、築地跡、中心伽藍区画、東方区画、正家１号墳、正家２号墳について個別の説明版を設け、史跡全体の説明を行う説明版は便益施設付近に設置する。多言語対応も検討する。また今後の調査による内容変更や劣化による更新の対応可能なものを検討する。



写真１０－３　説明版イメージ（大宰府政庁跡　総合案内）

⑥便益施設

旧資源センター跡地地区内に男子トイレ、女子トイレ、多機能トイレを備えた便益施設を設置する。便益施設内には正家廃寺跡に関する説明版等を設置し、史跡への理解を促す。下水がひかれていないため浄化槽を設置する。

⑦墓地目隠し

植栽による遮蔽を検討する。その際根によって遺構を損なわないように配慮する。

⑧墓地作業道

史跡の景観を確保するため、アスファルト舗装は行わず、平坦性の確保や保護層のための盛り土を行う。史跡指定地西辺外側には赤線があるため、その部分を整備する。

⑨旧資源センター跡地地区平坦面

当該箇所は多目的に使用できる場所として活用するため、伽藍地外では最も使用頻度の高い場所となる。そのため維持管理を可能な限り簡便なものとする必要があり、アスファルトによる舗装で雑草を抑える。また、過去の切土により築地が失われた箇所があるため、その部分についてはアスファルト上に失われたと考えられる築地をカラー舗装等で示す。また、その箇所付近には築地に関する説明板を設置する。障がい者用駐車場を整備する。

⑩駐車場

正家廃寺跡周辺には大きな駐車場がない。既設の駐車場は圓通寺のものがあり、少し離れて正家公民館のものがある。他に駐車場の整備が可能と考えられる箇所は麓の農振農用地外の圃場や隣接する山林等が考えられるが、いずれにしても地権者や地元と合意の上で駐車場を確保する必要がある。

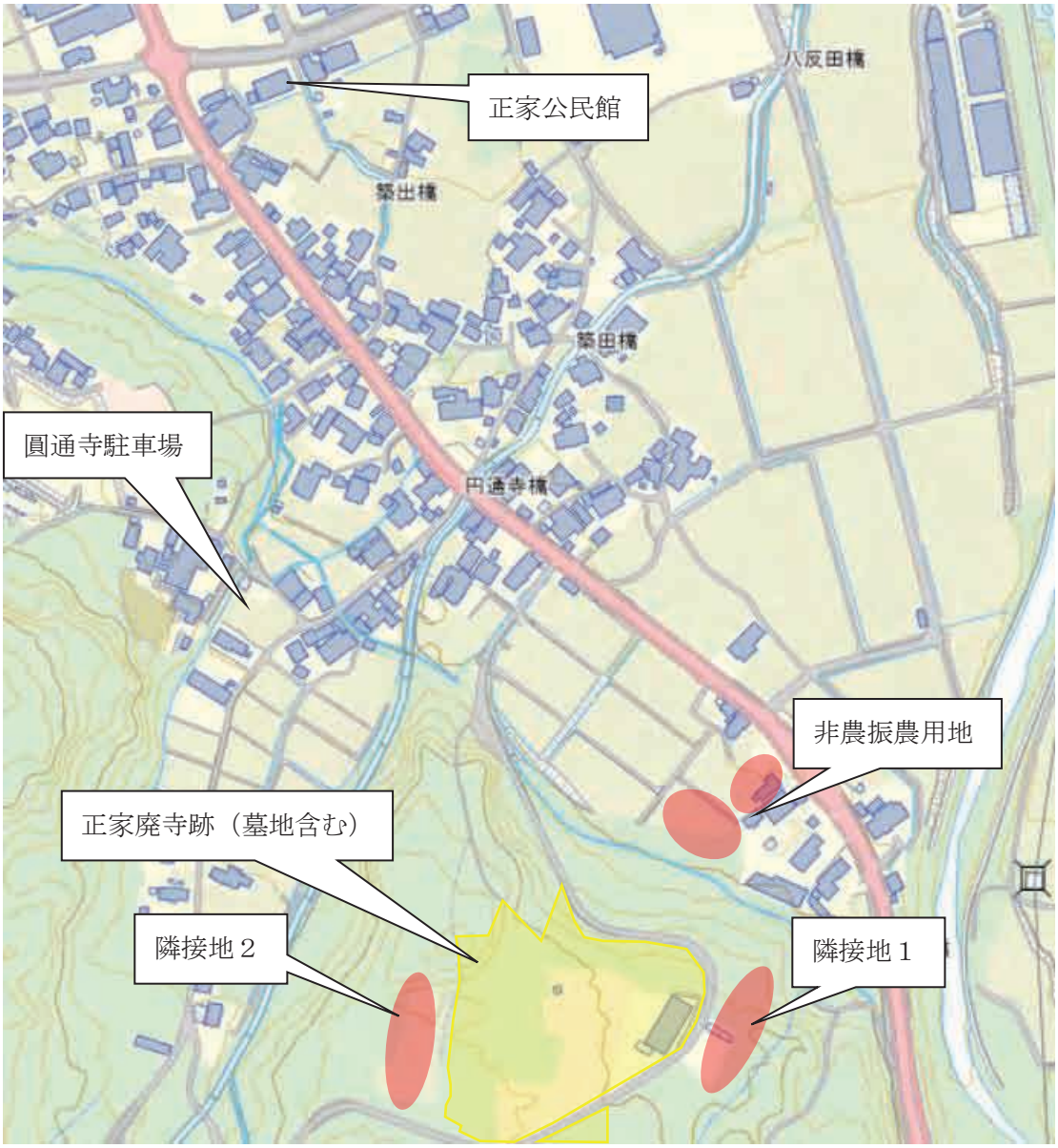


図１０－３　駐車場検討地

第１１章　運営・体制

第１節　運営・体制の方向性

地域住民、関連団体、庁内関連部局、研究機関、専門家などとの協働・連携による管理運営体制を整えつつ、継続的な体制を整備し、史跡の一体的な保存・活用・整備を進める。

史跡を保存していくための基本的な方策として、調査整備委員会等を中心に①調査・研究（確認）、②保存・整備（保護）、③公開・活用（利用）の推進や見直しが必要となる。

必要に応じて市道を維持する建設部局、観光面では観光部局等関係所属と連携しながら、保存に向けた調整を行う。

また、３つの方策の効果を高めていくためには、地域が主体となり、地域の文化遺産を守っていくことが望ましく、地域住民と行政、アドバイザー（専門家）の協働による運営体制を整えていく必要がある。

地域住民との協働を進めるための枠組は、①市民やNPO・ボランティアなどの各種団体、②行政、③アドバイザー（専門家）などで構成される。特に史跡の活用については、市民が史跡活用の活動に積極的に参画し、これらの活動を行政並びにアドバイザー（専門家）が支援していく体制を構築していくことが望まれる。

現在は、管理団体の恵那市が、史跡の日常的な管理や現状変更等の許可に係る事務、整備活用事業実施の役割を担い、保存や整備において専門的見地が必要な場合は恵那市正家廃寺跡調査整備委員会から助言や指導を得ている。一方で、正家廃寺保存会などの地域団体が、勉強会やワークショップ、草刈り等の維持管理を継続的に実施している。今後も、市民と行政が協働して史跡の保存・活用を推進していく。

第２節　運営・体制の方法

１保存・活用・整備体制の整備

・専門職員の配置など、史跡の日常的な管理や保存・活用・整備に取り組める事務局体制の整備に努める。
・史跡の適切な保存・活用・整備に向け、庁内の関係部局との連携を強化し、円滑な相談・協力が可能な体制を構築する。
・効果的かつ円滑な事業推進のため、引き続き調査整備委員会を維持し、文化庁及び岐阜県の指導助言を受ける。
・広域的な連携による保存活用を推進するため、本市や近隣に所在する施設等との連携強化や他の古代寺院が所在する自治体との連携を検討する。

２地域との協力体制の整備

・ワークショップ等の開催により地元との継続的な協力体制を構築し、官民一体による共同の事業の実施を推進する。
・整備などを通し、草刈りを重点的に実施する場所の設定などを進め、等管理の効率的な方法を構築し、予算確保、官民一体となった管理を行う。
・校外学習の場としての活用を学校教育の場で推進し、講師や協力者として保存会を巻き込んだ活用体制を推進する。
・保存会の存続が可能なように継続的に支援を行う。

３その他

・実施すべき内容、点検すべき項目をまとめ、例年進行状況を管理する。

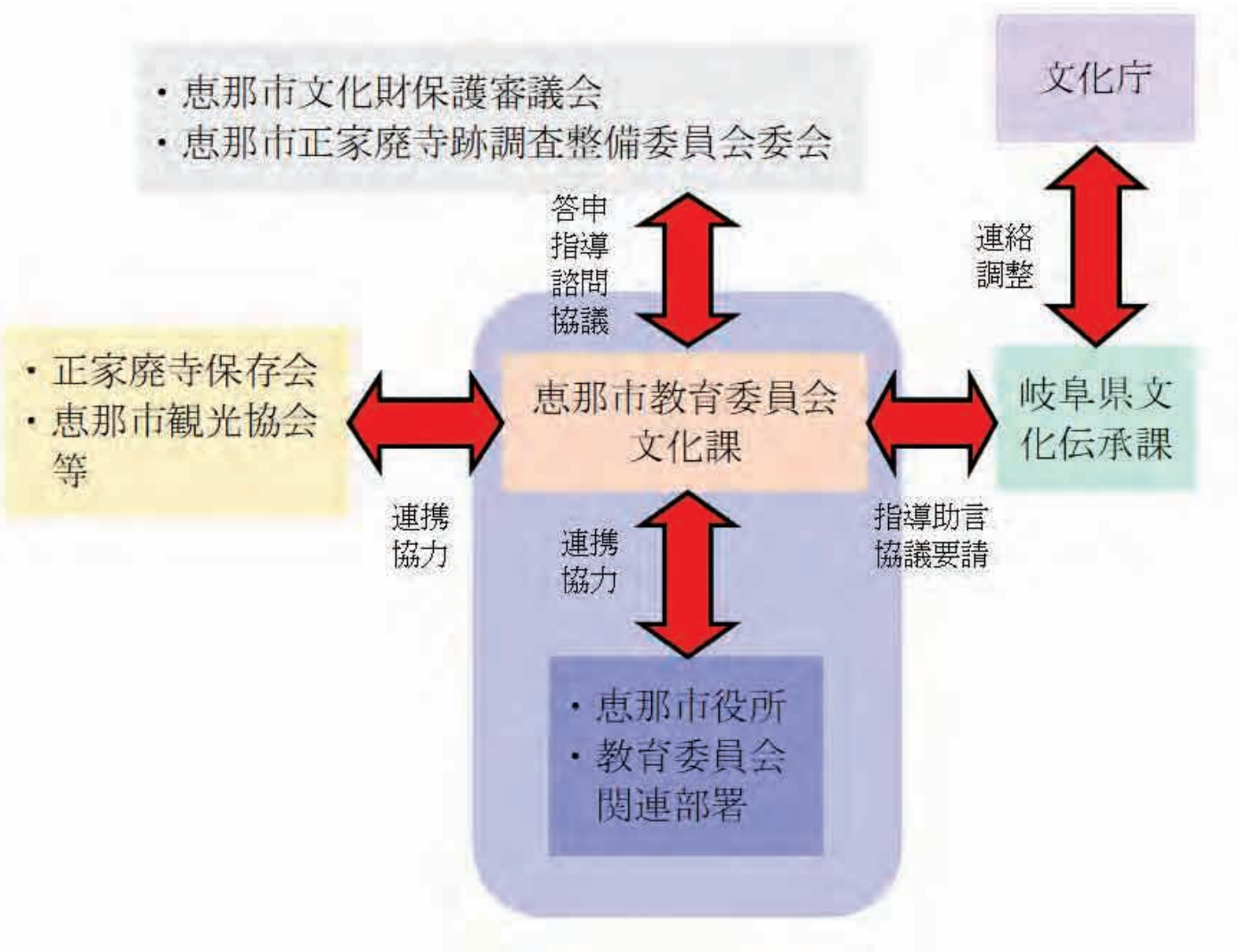

・恵那市文化財保護審議会
・恵那市正家廃寺跡調査整備委員会委会
文化庁
答申
指導
諮問
協議
連絡
調整
・正家廃寺保存会
・恵那市観光協会
等
恵那市教育委員会
文化課
岐阜県文
化伝承課
連携
協力
連携
協力
指導助言
協議要請
・恵那市役所
・教育委員会
関連部署

図１１－１　保存活用体制

第１２章　施策の実施計画の策定・実施

第１節　方向性

第６章～第９章で記載した各項目の方向性については遺構の保存を最優先にし、来訪者の利便向上を目指して、次を念頭に置いて整備と保存活用に努める。令和８（2026）年度から令和17（2035）年度までを計画期間とし、次は整備基本計画の策定を目指す。

ただし、社会情勢の変化等により達成が困難となった場合は、その後の期間に達成を目指す。

第２節　方法

達成目標を短期（５年以内）、中期（10年以内）に分けて期間中の達成を目指す。また、継続的に実施する項目も別途示す。以下に項目別の一覧を記す。なお、社会情勢の変化等により達成が困難となった場合は、長期（11年以上）区分に変更することにする。

表１２－１　継続的・定期的に行う項目

項目	内容	実施期間・手順等
◎保存		
調査研究	本質的価値、その他必要な調査	随時
日常管理	草刈	６月頃・９月頃、恒常的な予算確保
	礎石の冬期養生	最低気温が氷点下となる１２月から３月
手続きの周知	現状変更等届け出の周知	随時
◎活用		
教育	学校、生涯学習と連携	随時
	パンフレット更新・配布	随時、残数に応じた予算確保
観光	地元ガイドの育成	随時
	地元ガイドの活用	随時
まちづくり	イベント等の実施・連携	随時
	史跡の活用推進	随時
	保存会へのサポート	随時
情報発信	広報、ウェブサイト、SNS	随時
	多言語化	随時
◎運営・体制		
保存・活用・整備体制	恵那市役所関係部局	随時
	民間協働	随時
	調査整備委員会	随時
	情報共有（関連部局等）	随時
	予算確保	随時・主に 10 月
協力体制	学習活用体制の整備	随時・教育委員会内部での連携
経過観察	チェック項目の点検	年度末

表１２－２　順次行う項目

項目		短期（2026～30）					中期（31～35）	長期（36～）	備考
◎整備									
整備計画	整備基本計画	■							要予算・人員
	基本設計		■						要予算・人員
	実施設計			■					要予算・人員
保存のための整備	露出遺構の保護	■	■	■	■	■			必要に応じ随時
	露出遺構の整備						→	→	塔、基壇の整備
	地下埋蔵遺構の保護				■	■			
活用のための整備	地下遺構の顕在化				■	■			
	サイン等の更新						→	→	達成後も継続
	便益施設				■	■			
	景観保全（追加調査等による新指定等）						→	→	
◎運営・体制									
計画策定・管理	管理体制の整備維持					→	→	→	達成後も継続
	次期保存活用計画の策定						■		要人員

第１３章　経過観察

第１節　経過観察の方向性

第６章～第９章で記載した各項目の方向性、手法については達成状況を定期的に観察するとともに、その結果に応じて目標期間の見直しや計画の改善等をはかる。

第２節　経過観察の方法

本史跡は本市が管理団体となっているので、恵那市教育委員会文化課が中心となって、自己点検や有識者による経過観察を行う。

点検項目については、「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」に記載されている自己点検チェックシートを参考に毎年度末に１度実施することにし、必要に応じてチェック項目の追加を行う。

史跡正家廃寺跡　自己点検表					
実施日	令和　年　月　　日	記入者			
項目	実施例	取り組み状況			
		未実施	計画中	取組済	備考
保存管理に関すること	保存活用計画に基づいて実施されているか				
	本質的価値の把握が十分できているか				
	正家廃寺の継続的な研究が行われているか				
	災害対策は十分か				
	日常的な維持管理ができているか				
	現状変更取扱基準が順守されているか				
	地域住民や関係機関等の連携があるか				
公開活用に関すること	学校教育や社会教育との連携が図られているか				
	ボランティアの育成が図られているか				
	周辺文化財や他の観光資源ネットワークが構築、機能しているか				
	サイン施設は適宜設置されているか				
	サイン施設は最新の情報か				

整備に関すること	整備基本計画の策定がされているか				
	史跡等の表現は学術的根拠に基づいているか				
	史跡の価値を理解し学習できる場となっているか				
	遺構等の影響がないか				
	整備後の経過観察が適正に行われているか				
	活用を意識した整備が行われているか				
	整備により良好な史跡景観が実現できたか				
	職員の適切な配置等、体制の充実が図られているか				
運営体制に関すること	地域住民との連携、協働が図られているか				
	文化庁、県との連携が図られているか				
	庁内他部署との連携が図られているか				
計画策定に関すること	保存活用計画に基づいて実施されているか				
	保存活用計画の見直しは実施されているか				
予算に関すること	保存管理、整備活用、運営体制に必要な予算措置がされているか				

史跡正家廃寺跡保存活用計画

令和８年３月

編集・発行：恵那市教育委員会
（恵那市長島町正家一丁目１番地１）
印　　刷：丸理印刷株式会社